

# 豊橋市地域強靱化計画

平成29年3月

(令和3年3月改訂)

豊橋市

## はじめに

我が国においては、21世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続して発生する可能性もあり、これらの大規模自然災害等が想定しうる最大規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがあります。

こうしたことから、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を公布・施行するとともに、この基本法に基づき、平成26年6月には、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」や「国土強靱化アクションプラン」を策定し、政府が一丸となって、「強さとしなやかさ」を備えた、強靱な国づくりを進めています。

本市は、南海トラフ地震が発生した場合、地震動や液状化による被害のみならず、津波による広範囲の浸水被害が想定されており、「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。また、近年の台風の大型化、降雨の局地化・集中化により、風水害や土砂災害の発生が危惧されます。さらに、本市は地形条件から竜巻が発生しやすい地域と言われており、過去、大きな被害に見舞われたことがあります。

こうした背景を踏まえ、今後本市に起こりうる様々な大規模自然災害のリスクと最悪の事態を想定し、事前に備えておくことで、被災した場合でも市民の生命や財産を守り、社会・経済機能を維持するとともに、迅速な復旧・復興を可能とする強靱なまちを作り上げるため、「豊橋市地域強靱化計画」を策定しました。

今後は、本計画を基本として、国、県、事業者、地域等と一体となって、地域強靱化に関する施策を計画的に推進していきます。

# 目次

## 第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨	1
2 豊橋市を強靱化する意義	1
3 計画の位置づけ等	
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 対象とする区域	2

## 第2章 豊橋市の地域特性等

1 豊橋市の地域特性	
(1) 地形	3
(2) 人口動向	6
(3) 産業特性	7
(4) まちの現状	7
(5) 社会資本の老朽化	7
2 豊橋市に影響を及ぼす大規模自然災害	
(1) 想定するリスクの設定及び被害の想定	8
(2) 地震・津波により想定される被害	8
(3) 風水害（豪雨、暴風、洪水、高潮、竜巻）により想定される被害	13
(4) 土砂災害により想定される被害	19
(5) 異常湧水により想定される被害	21

## 第3章 豊橋市の強靱化の基本的な考え方

1 豊橋市地域強靱化の基本目標	22
2 豊橋市の強靱化を進める上での留意事項	22

## 第4章 豊橋市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

### 1 脆弱性の評価

#### (1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

ア 事前に備えるべき目標 . . . . . 23

イ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） . . . . . 24

(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定 . . . . . 25

(3) 脆弱性の評価及び評価結果 . . . . . 26

### 2 推進すべき施策の方針

(1) リスクシナリオごとの施策の方針 . . . . . 27

#### (2) 施策分野ごとの方針

ア 個別施策分野 . . . . . 71

イ 横断的分野 . . . . . 87

## 第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制 . . . . . 91

2 計画の進捗管理 . . . . . 91

3 計画の見直し . . . . . 91

### (別紙) 脆弱性評価結果

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 . . . . . 93

2 施策分野ごとの脆弱性評価結果 . . . . . 128

用語説明 . . . . . 145

## 第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

### 1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

豊橋市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）は、現在進めている防災・減災対策の取組を念頭においた上で、今後の本市の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策や愛知県の地域強靱化計画との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するための指針として策定するものです。

### 2 豊橋市を強靱化する意義

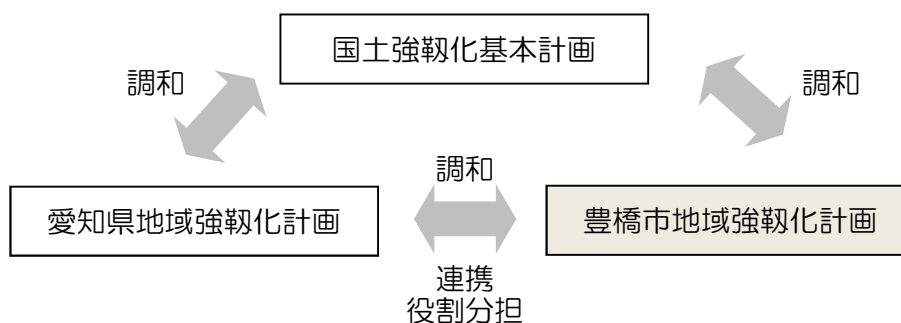
後述する地域特性や本市において想定される被害も考慮した上で、本市を強靱化する意義を以下に示します。

大規模自然災害等が発生した場合にも、市民の生命・財産を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、市民生活や地域の産業・経済活動を維持すること

### 3 計画の位置づけ等

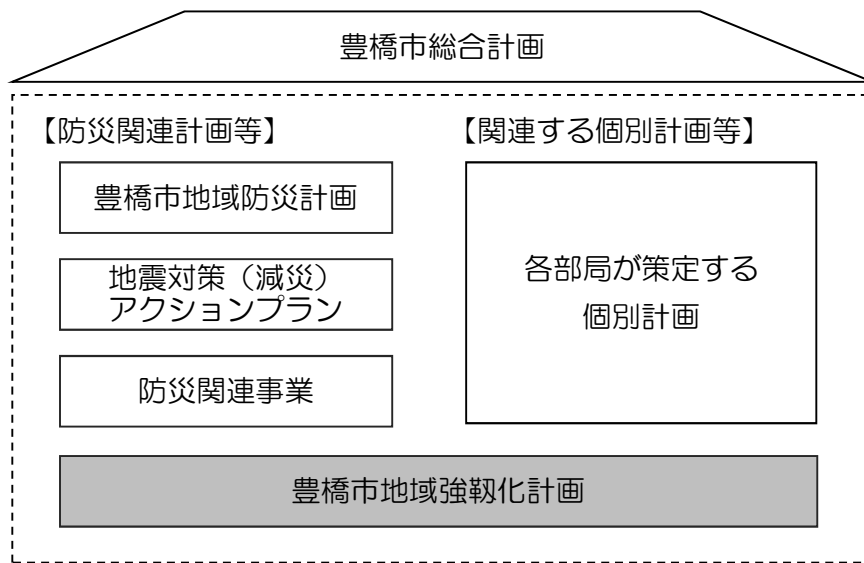
#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、基本計画と調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との調和及び連携・役割分担を図ります。



また、本計画は「豊橋市総合計画」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から、「豊橋市地域防災計画」、「豊橋市地震対策（減災）アクションプラン」など、本市における様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものです。

《豊橋市地域強靱化計画のイメージ》



**（２）対象とする区域**

計画の対象区域は豊橋市全域とします。

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とします。

## 第2章 豊橋市の地域特性等

### 1 豊橋市の地域特性

#### (1) 地形

本市は、愛知県の南東部に位置し、名古屋市から約 70 km の距離に位置し、東は弓張山系を境に静岡県に接し、南は太平洋を臨み、西は三河湾に面しており、水や緑など豊かな自然環境に恵まれています。また、東京からは約 300 km、大阪市からは約 260 km で日本のほぼ中央に位置しています。

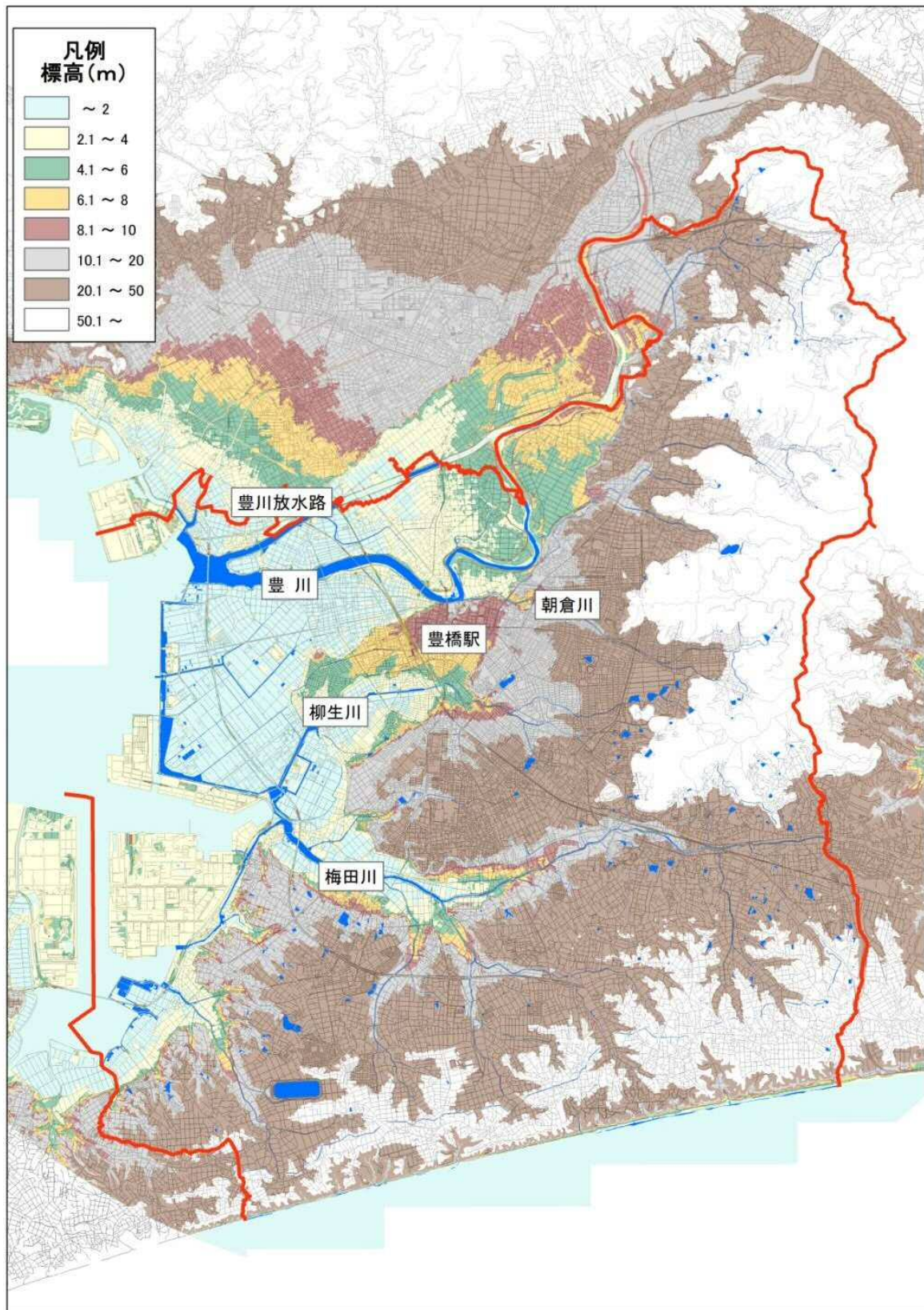
地形の特徴としては、概ね平坦で、東部の山地から台地、西部の低地へとゆるやかに傾斜していますが、南部一帯は台地を形成し、太平洋岸は急な崖となっています。

河川は、豊川をはじめ、柳生川、梅田川及び朝倉川が本市を東西に貫流し、三河湾に注いでいます。

地質は河川に沿った西部低地は沖積層ですが、台地は洪積層からなり、東部山地はいわゆる中古生層と呼ばれています。

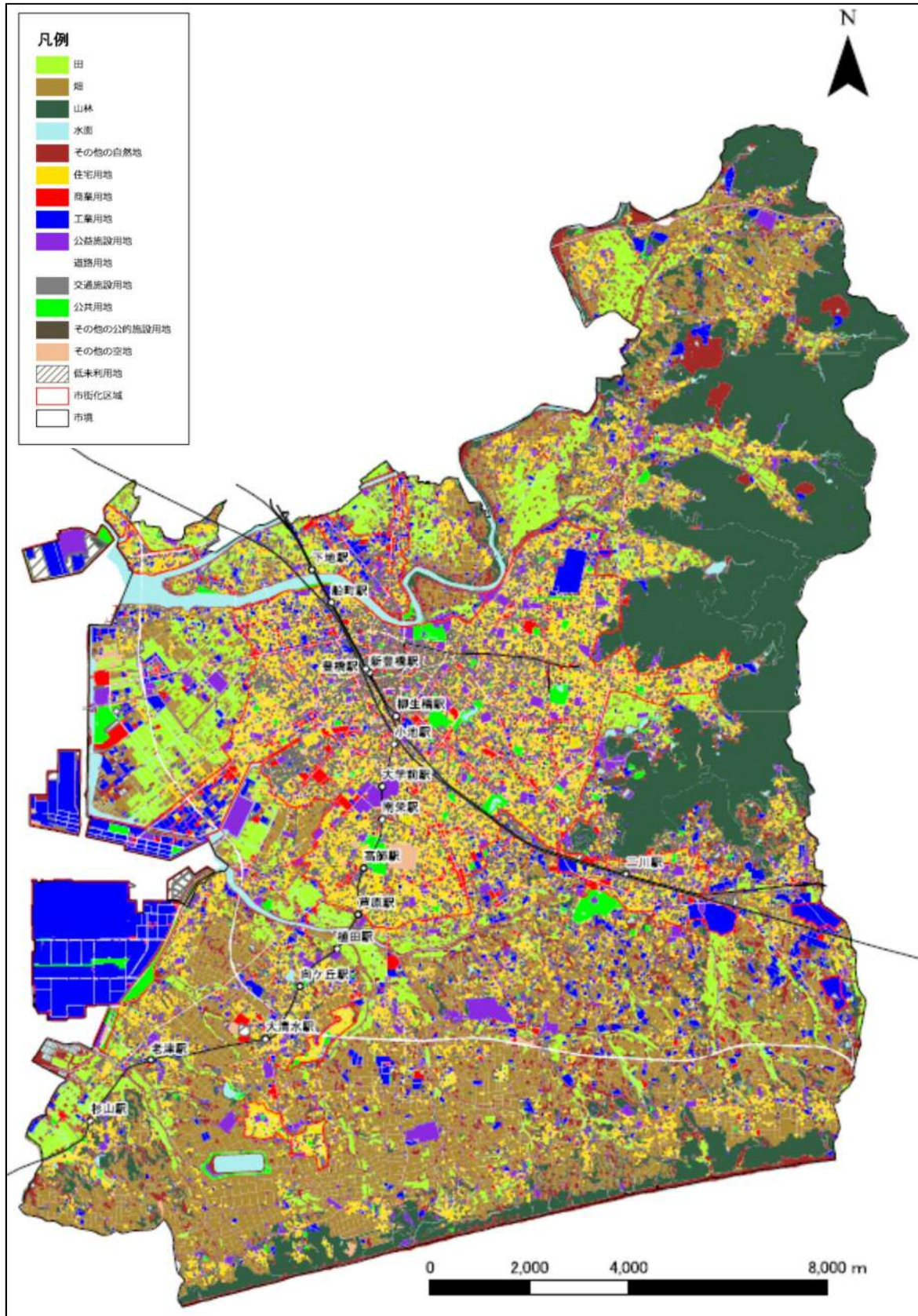
沖積平野では、地震による揺れが増幅され強い震度となるとともに、液状化の危険度が高くなる傾向があります。また、海岸や河川の堤防等が被災した場合には、低標高地域を中心に、津波、高潮、洪水などにより広範囲が浸水するとともに、自然には排水されないことにより長期的に湛水するおそれがあります。

《豊橋市標高図》





《豊橋市土地利用現況図》



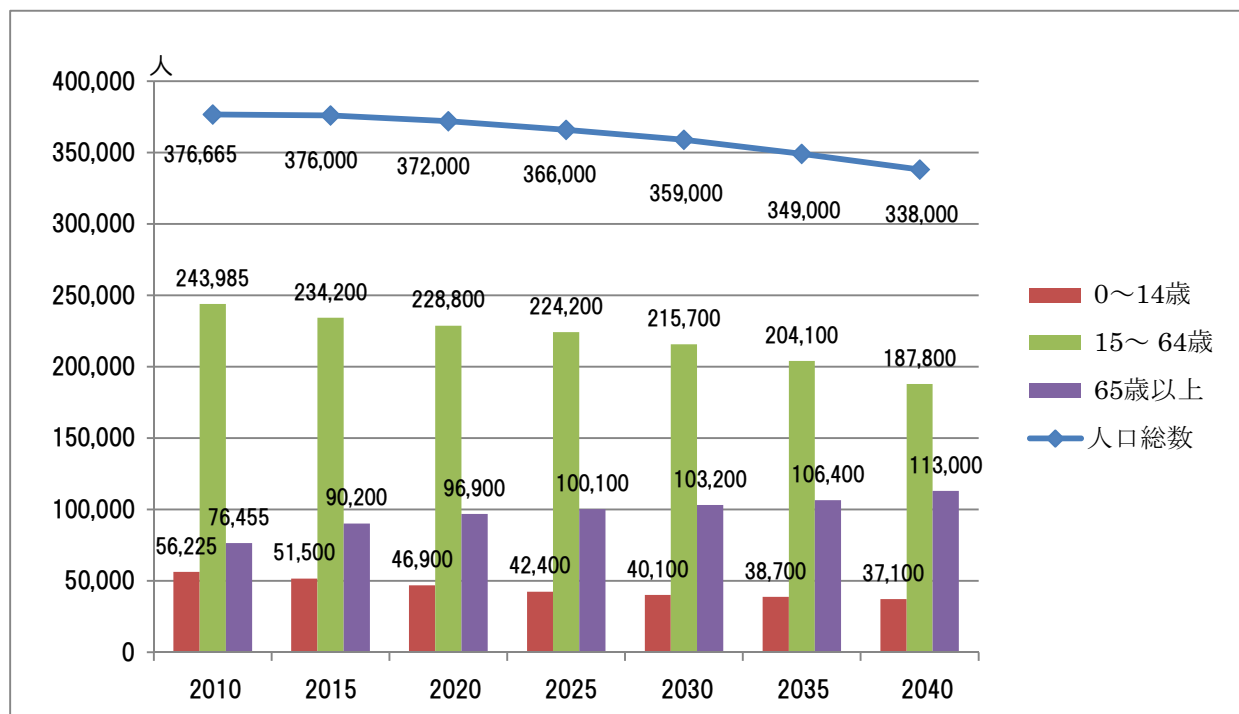
資料／都市計画基礎調査（H30）

## (2) 人口動向

本市の人口は、平成 22 (2010) 年には 376,665 人となり、市制が施行された明治 39 (1906) 年からの約 100 年間でおよそ 10 倍にまで増加しましたが、今後は全国の傾向と同じく既に長期の減少局面に入っており、令和 22 年 (2040 年) には 34 万人を割り込むと予測されています。

また、年少人口 (0 歳~14 歳)、生産年齢人口 (15 歳~64 歳)、老年人口 (65 歳以上) の年齢 3 区分別人口では、生産年齢人口が大きく減少する一方、老年人口が増加する見通しとなっています。

《人口構成の変化と今後の見通し》



※人口総数は端数処理により、年齢3区分別人口の合計と一致しない場合がある。

資料/豊橋市人口ビジョン (低位推移)

### (3) 産業特性

本市の産業は、国内有数の産出額を誇る農業、輸入自動車の取扱高が日本一の三河港を拠点とする物流業、自動車をはじめ電機、化学、食料品など多様性に富む工業、個人事業主から大規模店舗まで大小様々な事業者が形成する魅力的な商業・サービス業といったように、いずれの業種も集積が高く、かつ全体としてバランスのよい構造となっています。

#### 〈豊橋市の産業に関する統計まとめ〉

	金額	備考
農業産出額	434 億円	農林水産省 平成 30 年市町村別農業産出額（推計）
製造品出荷額等	1 兆 3486 億円	「豊橋市の工業」平成 30 年工業統計調査結果報告書
年間商品販売額	1 兆 898 億円	総務省統計局 センサス活動調査結果

### (4) まちの現状

本市の市街化区域は 61.84km<sup>2</sup>で市域全体（261.86km<sup>2</sup>）の約 24%となっています。土地利用は、豊橋駅周辺では住宅系や商業系、臨海部や静岡県境付近においては工業系の利用が多くなっています。また、市街化調整区域においては、平地では田・畑が多くを占めています。

### (5) 社会資本の老朽化

本市では、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて学校の校舎を木造から鉄筋コンクリート造へ建て替え、昭和 50 年代には児童生徒数の増加に対応するための校舎増築や校区市民館、地区市民館の集中的建設を行ってきました。市営住宅については、昭和 30 年代から継続的に建設を行っています。

また、市民生活の基盤である橋梁・上下水道などのインフラについても昭和 40 年頃から継続的に整備を行ってきており、一斉に公共施設・インフラの老朽化が進んでいる状況にあります。このため、今後それらの維持管理費や更新、大規模な改修に係る費用の増大が予測されます。

## 2 豊橋市に影響を及ぼす大規模自然災害

### (1) 想定するリスクの設定及び被害の想定

本市に被害が生じる大規模自然災害全般〔地震・津波、風水害（豪雨、暴風、洪水、高潮、竜巻）、土砂災害、異常湧水〕を対象とします。

なお、被害については、地震・津波・高潮など、具体的な想定がある災害はこれを用い、ない災害は過去の災害事例等を参考に想定します。

### (2) 地震・津波により想定される被害

本市の南海トラフ地震被害予測調査（平成26年8月公表）においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害を想定しています。

#### ・過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、過去に発生したことが明らかで規模が大きいもの（宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震）を重ね合わせたモデル。

#### ・理論上最大想定モデル

南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、千年に一度、あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのモデル。

この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は以下のとおりです。

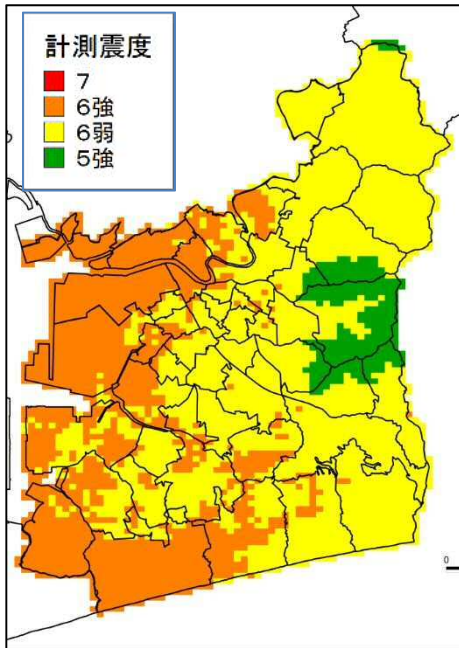
#### **【強い揺れ、液状化、津波に伴う被害】**

##### ①震度分布

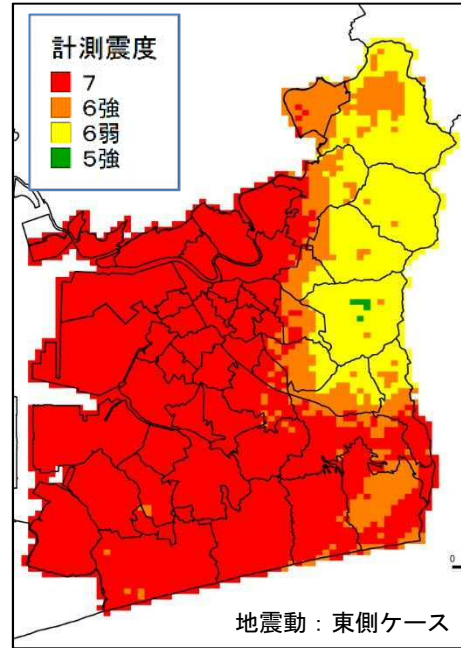
- ・過去地震最大モデルでは、沿岸部を中心に市域全体の35%に当たる地域が震度6強の強い揺れに襲われ、市内東部を中心に市域全体の60%に当たる地域が震度6弱となると想定されています。
- ・理論上最大想定モデルでは、市域の約70%が震度7となっており、市内のほぼ全域が非常に強い揺れに襲われると想定されています。



【過去地震最大モデル】



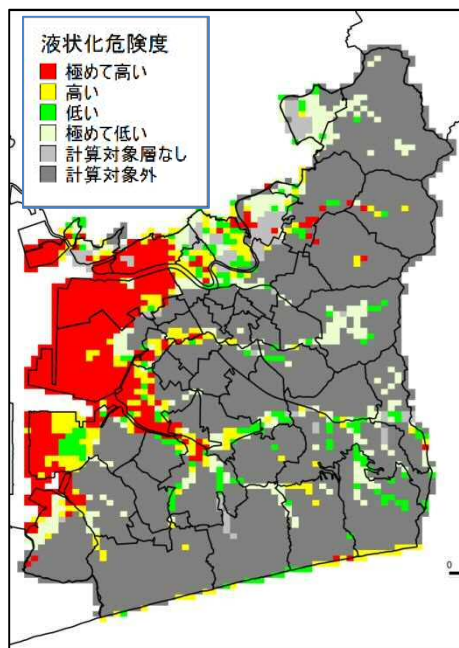
【理論上最大想定モデル】



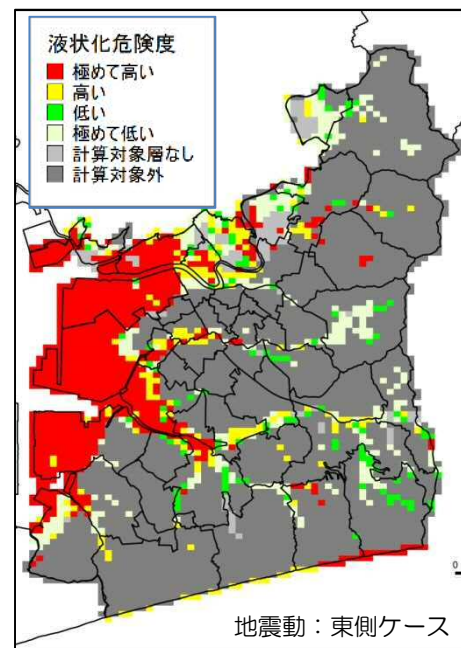
## ②液状化危険度分布

- ・液状化の危険度は、三河湾臨海部の埋め立て地や河川沿いにおいて極めて高くなる想定されています。

【過去地震最大モデル】



【理論上最大想定モデル】

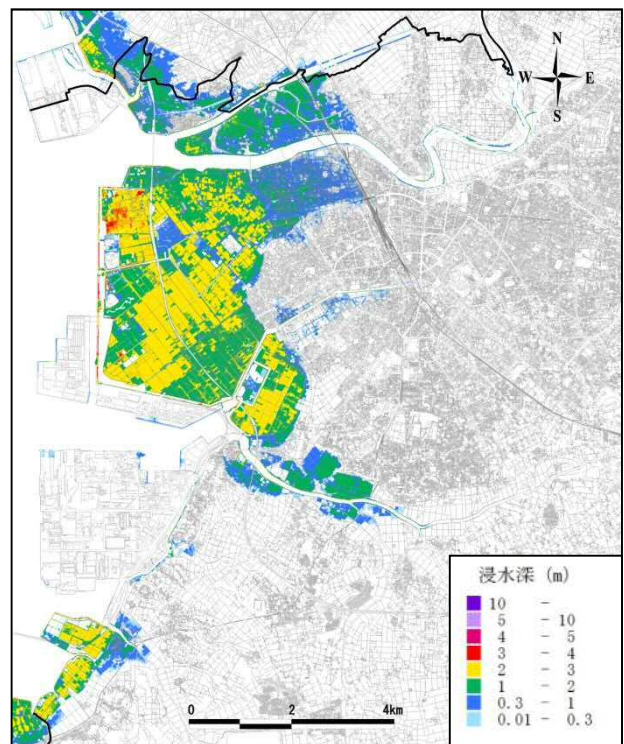
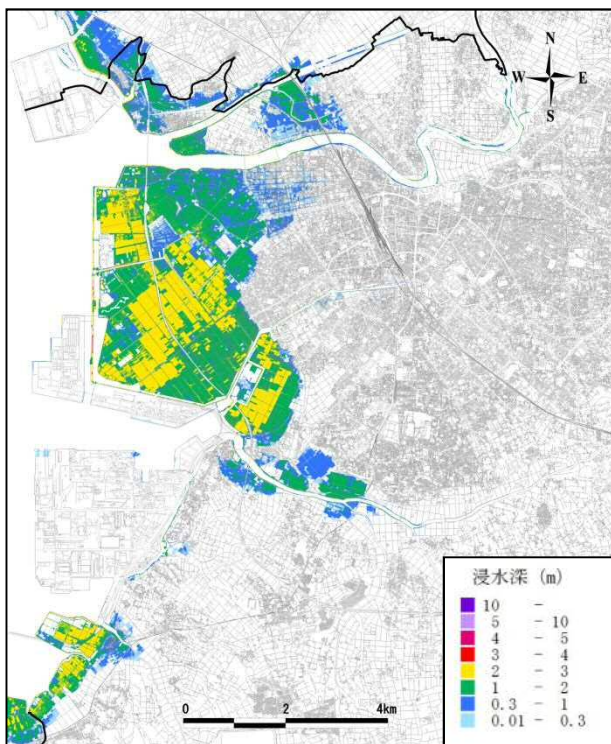


### ③津波浸水想定域及び最大浸水深分布

- 三河湾側の低地部では、理論上最大想定モデルで市域の 10%にあたる 2,610ha が津波により浸水すると想定されています。また、津波が収まった後も、潮位による浸水が継続するため、長期にわたって湛水することが予想されます。
- 津波による浸水が始まるのは、地震発災から最短で77分以上経過した後ですが、地震動及び地盤の液状化によって堤防が沈下する地域は、地震発災とほぼ同時に潮位によって浸水が始まる可能性があります。

【過去地震最大モデル】

【理論上最大想定モデル】



〔堤防条件〕

地震発生と同時に、盛土構造物は、耐震化の程度、もしくは液状化可能性に応じ沈下量を設定し、越流によって破壊。コンクリート構造物は耐震化の程度に応じて沈下量を設定。

〔堤防条件〕

地震発生と同時に、盛土構造物は、75%沈下し越流によって破壊。コンクリート構造物は倒壊。

〔津波ケース〕

①⑥⑦⑨の重ね合わせ

波到達時間(津波高 30cm)	三河湾側	太平洋側
	最短 77 分	最短 7 分
最大津波高	2.7m	6.9m
浸水域面積	2,158ha	

津波到達時間(津波高 30cm)	三河湾側	太平洋側
	最短 77 分	最短 4 分
最大津波高	2.9m	19.0m
浸水域面積	2,610ha	

#### ④建物被害・人的被害

- ・建物被害においては、原因の大半が地震動及び火災となっており、人的被害においては、原因のほとんどが建物倒壊、火災及び浸水・津波となっています。

区 分		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物被害 【全壊・焼失棟数】	地震動	5,475 棟(61.09%)	56,592 棟(82.96%)
	液状化	122 棟(1.36%)	125 棟(0.18%)
	津波	204 棟(2.28%)	395 棟(0.58%)
	急傾斜地崩壊等	18 棟(0.20%)	25 棟(0.04%)
	火災	3,143 棟(35.07%)	11,078 棟(16.24%)
	合計	8,962 棟 ※冬・夕方発災	68,215 棟 ※冬・夕方発災、地震動：東側ケース、津波：ケース①
人的被害 【死者数】	建物倒壊	197 人(47.58%)	3,047 人(64.38%)
	浸水・津波	67 人(16.18%)	926 人(19.56%)
	急傾斜地崩壊等	1 人(0.24%)	2 人(0.04%)
	火災	148 人(35.75%)	758 人(16.02%)
	その他	1 人(0.24%)	0 人(0%)
	合計	414 人 ※冬・夕方発災	4,733 人 ※冬・深夜発災、地震動：東側ケース、津波：ケース①
全壊・焼失原因別内訳			
		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
		<p>全壊・焼失棟数 8,962棟</p> <p>地震動 61.09%</p> <p>火災 35.07%</p> <p>津波 2.28%</p> <p>液状化 1.36%</p> <p>急傾斜地崩壊等 0.20%</p>	<p>全壊・焼失棟数 68,215棟</p> <p>地震動 82.96%</p> <p>火災 16.24%</p> <p>津波 0.58%</p> <p>液状化 0.18%</p> <p>急傾斜地崩壊等 0.04%</p>
死亡原因別内訳			
		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
		<p>死者数 414名</p> <p>建物倒壊 47.58%</p> <p>火災 35.75%</p> <p>浸水・津波 16.18%</p> <p>急傾斜地崩壊等 0.24%</p> <p>その他 0.24%</p>	<p>死者数 4,733名</p> <p>建物倒壊 64.38%</p> <p>浸水・津波 19.56%</p> <p>火災 16.02%</p> <p>急傾斜地崩壊等 0.04%</p>

### ⑤ライフライン被害【過去地震最大モデル】

- ・ライフライン被害については、不確定要素を多く含むため、実際に対策を進める上で参照するものとして、「過去地震最大モデル」で想定しました。

#### (i) 上水道

管路延長 (km)	被害箇所数 (件)	被害率 (件/km)	機能支障(全給水人口 375,982 人) 上段:断水人口 下段:断水率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
2,200	4,800	2.23	373,000 人 99%	355,000 人 94%	228,000 人 61%	— —

※95%復旧の目安:6 週間程度

#### (ii) 下水道

管路延長 (km)	被害延長 (km)	被害率	機能支障(全処理人口 270,000 人) 上段:下水道機能支障人口 下段:機能支障率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
1,400	80	6%	190,000 人 70%	198,000 人 73%	163,000 人 60%	25,000 人 9%

※95%復旧の目安:3 週間程度

#### (iii) 電力

配電柱本数 (本)	配電柱被害本数(本)	被害率	機能支障(全需要家数 205,000 戸) 上段:停電戸数 下段:停電率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
68,000	400	0.5%	182,000 戸 89%	165,000 戸 80%	2,800 戸 1%	300 戸 0%

※95%復旧の目安:1 週間程度

#### (iv) 通信

- ・固定電話

電話柱本数 (本)	電話柱被害本数(本)	被害率	機能支障(全回線数 72,000) 上段:不通回線数 下段:不通回線率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
32,000	200	0.7%	64,000 89%	59,000 81%	2,300 3%	1,200 2%

※95%復旧の目安:1 週間程度

- ・携帯電話

機能支障 停波基地局率			
直後	1日後	7日後	1ヶ月後
3%	81%	5%	3%

※95%復旧の目安:1 週間程度



(v) ガス  
 ・都市ガス

機能支障(全需要家数 71,000 戸) 上段:復旧対象戸数 下段:供給停止率			
直後	1日後	7日後	1ヶ月後
22,000 戸 30%	22,000 戸 30%	17,000 戸 23%	— —

※95%復旧の目安:2週間程度

・LPガス

需要世帯数	機能支障世帯数	機能支障率
62,000 世帯	13,000 世帯	21%

※95%復旧の目安:1週間程度

(i) 上水道から (v) ガスにおける95%復旧の目安について

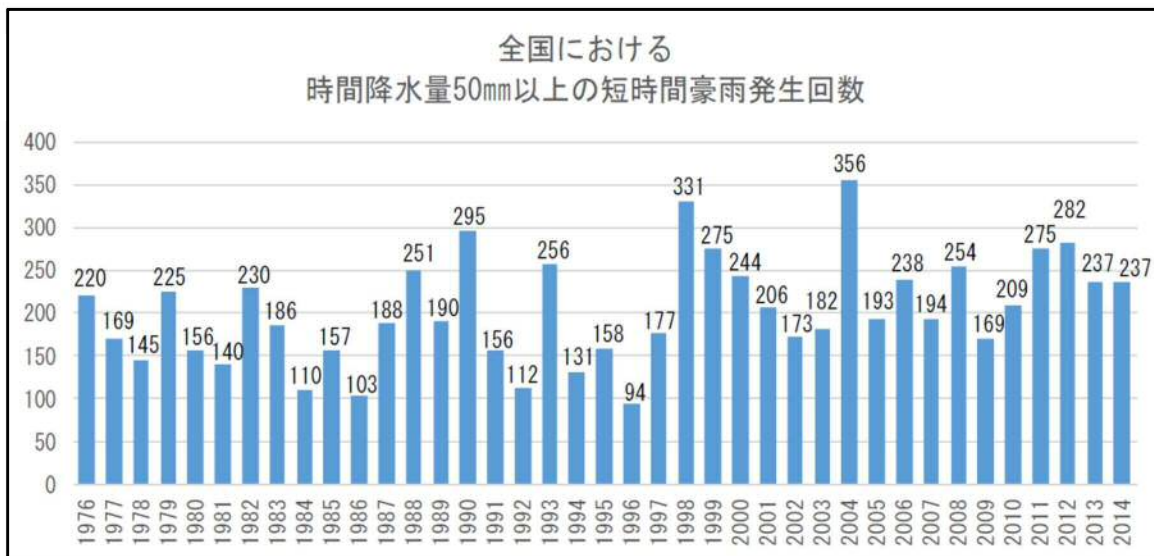
注1) 復旧期間の算定においては、津波等により被災した需要家数等は復旧対象戸数等から除外し、95%が復旧するのにかかる日数としている。

注2) LPガスについては、被害量の推移は試算していない。

(3) 風水害(豪雨、暴風、洪水、高潮、竜巻)により想定される被害

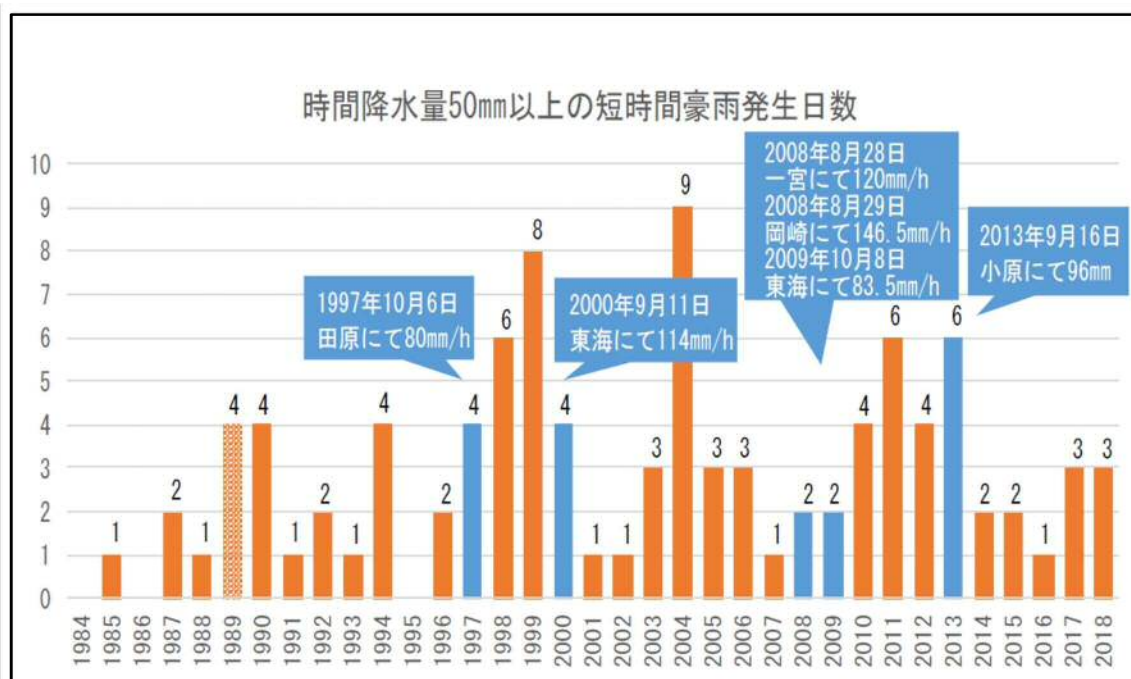
近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化しています。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されています。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

《全国における時間降水量50mm以上の短時間豪雨発生回数》



資料/愛知県地域強靱化計画

《愛知県における時間降水量 50mm以上の短時間豪雨発生回数》



気象庁「過去の気象データ」により作成

※過去 30 年間に於いて、愛知県内のいずれかのアメダス観測地点において短時間豪雨が観測された日数をグラフ化。(時間降水量 80mm以上の雨を観測した年は、棒グラフを青色で表示)

資料/愛知県地域強靱化計画

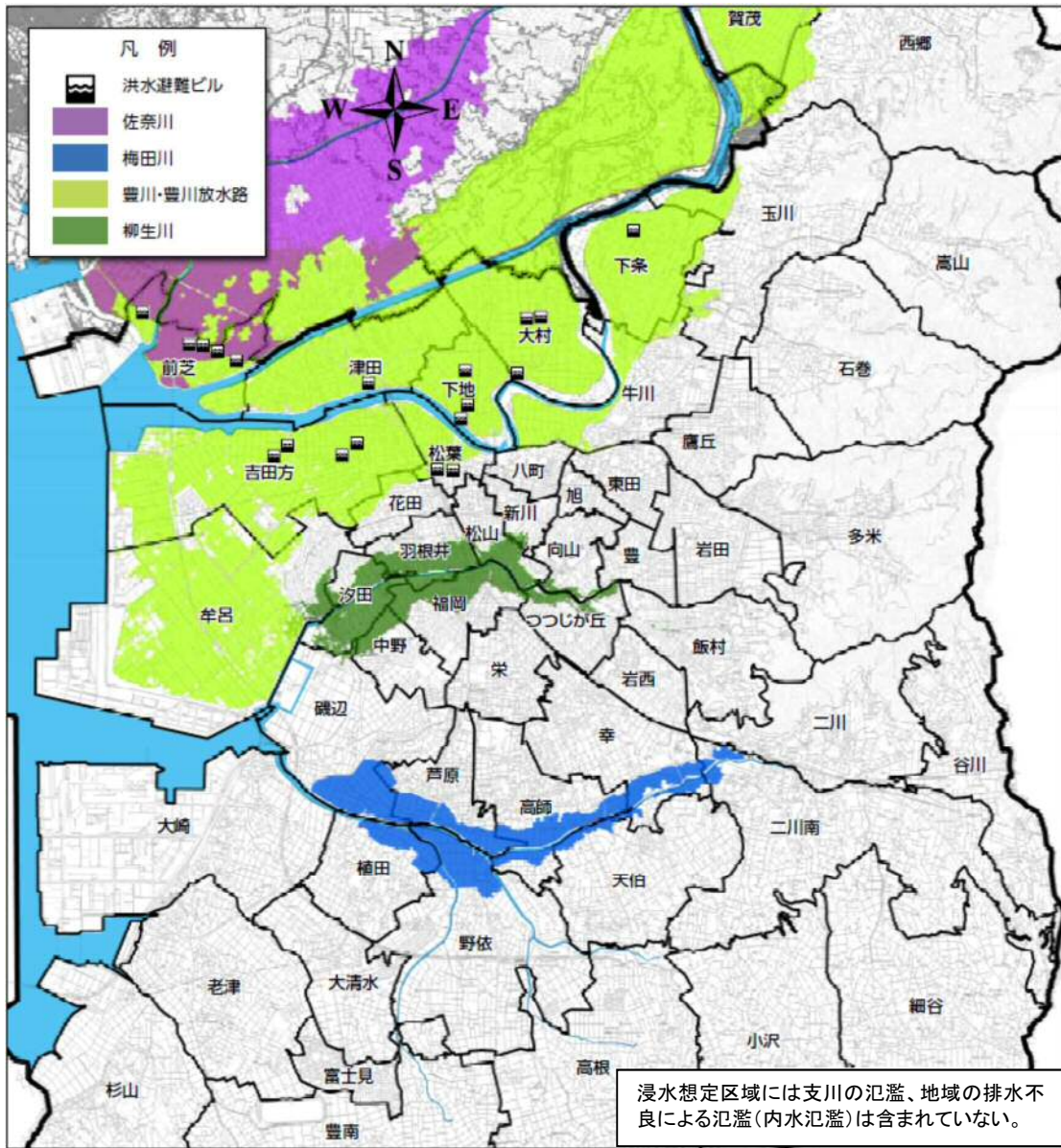
【河川の氾濫により想定される被害】

水防法に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川は洪水予報河川、水位周知河川に指定されています。本市では、洪水予報河川に豊川と豊川放水路が指定され、水位周知河川に柳生川、梅田川、佐奈川が指定されており、これらの河川が氾濫した場合の浸水想定区域を設定しています。

また、水防法改正（平成 27 年 5 月）に伴い、避難体制等の充実・強化のため、洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充し、公表されています。

河川名	公表	管理者
豊川・豊川放水路	平成28年5月31日	国土交通省
柳生川	令和元年9月30日	愛知県
梅田川	令和2年4月10日	愛知県
佐奈川	令和3年3月(予定)	愛知県

《河川浸水想定区域図》



資料／豊橋市防災ガイドブック



### 【高潮により想定される被害】

内湾に位置する三河湾では地形形状から、台風等により高潮が発生しやすい特性を備えており、特に湾奥部ではその現象が顕著となっています。

過去には、昭和 28 年の台風 13 号による高潮では、吉前、神野、二回地区にかけて海岸堤防が決壊し、神野新田地区に甚大な浸水被害を及ぼしました。台風が去った後も堤防が仮締め切りされる一か月余り海水が引かず、約 1, 000 ha に及ぶ田畑が影響を受けるなど未曾有の大災害を経験し、多くの海岸保全施設や河川管理施設がその復興工事により築造されました。

また、近年では、平成 21 年 10 月に来襲した台風 18 号により、三河湾を中心に伊勢湾台風に匹敵する高潮が発生し、三河港のコンテナが流されるなど大きな被害を受けました。

#### 《平成 21 年台風 18 号による三河港における高潮被害》



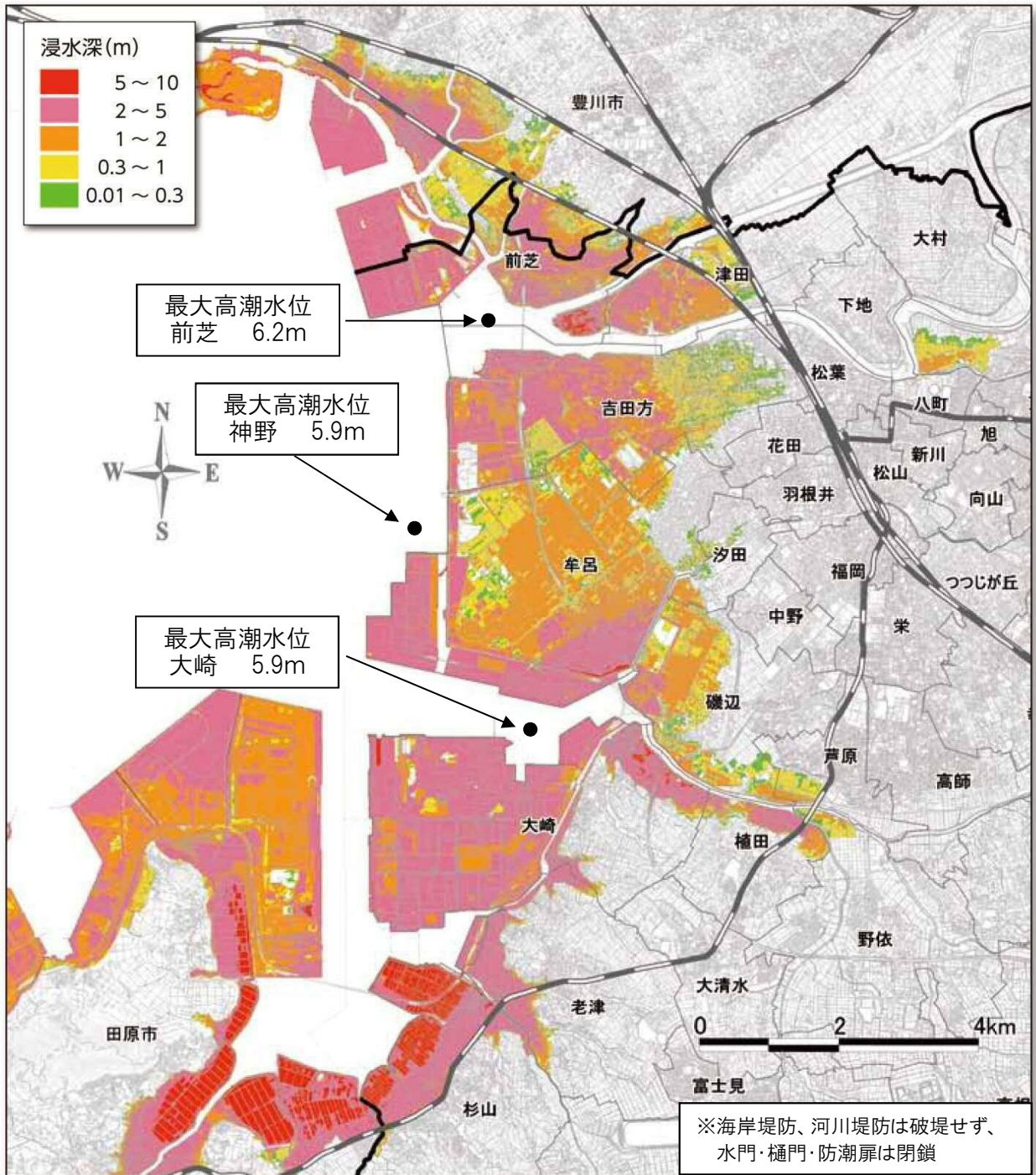
神野西 8 号岸壁コンテナターミナル



資料/名古屋地方気象台・神戸海洋気象台  
平成21年台風第18号による三河湾における高潮(10月8日)報告

こうした中、県においては、高潮の浸水リスク情報を提供するとともに、市町村における高潮ハザードマップの作成を支援するため、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」での検討結果を受け、平成 26 年 11 月に高潮浸水想定を作成しました。

《高潮ハザードマップ》



資料／豊橋市防災ガイドブック

### 【竜巻による被害】

本市は、地形的要因から竜巻が発生しやすい地域と言われており、幾度となく竜巻による被害が出ています。

直近の竜巻被害として、平成 11 年 9 月 24 日に豊橋市野依町付近で発生した竜巻は、本市の市街地を通過し、大きな被害を与えました。死者こそ出なかったものの、重傷者 15 人、軽傷者 400 人、全壊家屋 40 棟（52 世帯）、半壊家屋 309 棟（333 世帯）、家屋一部損壊 1,980 棟（2,150 世帯）といった大きな被害が出ました。

#### 《平成 11 年の竜巻》



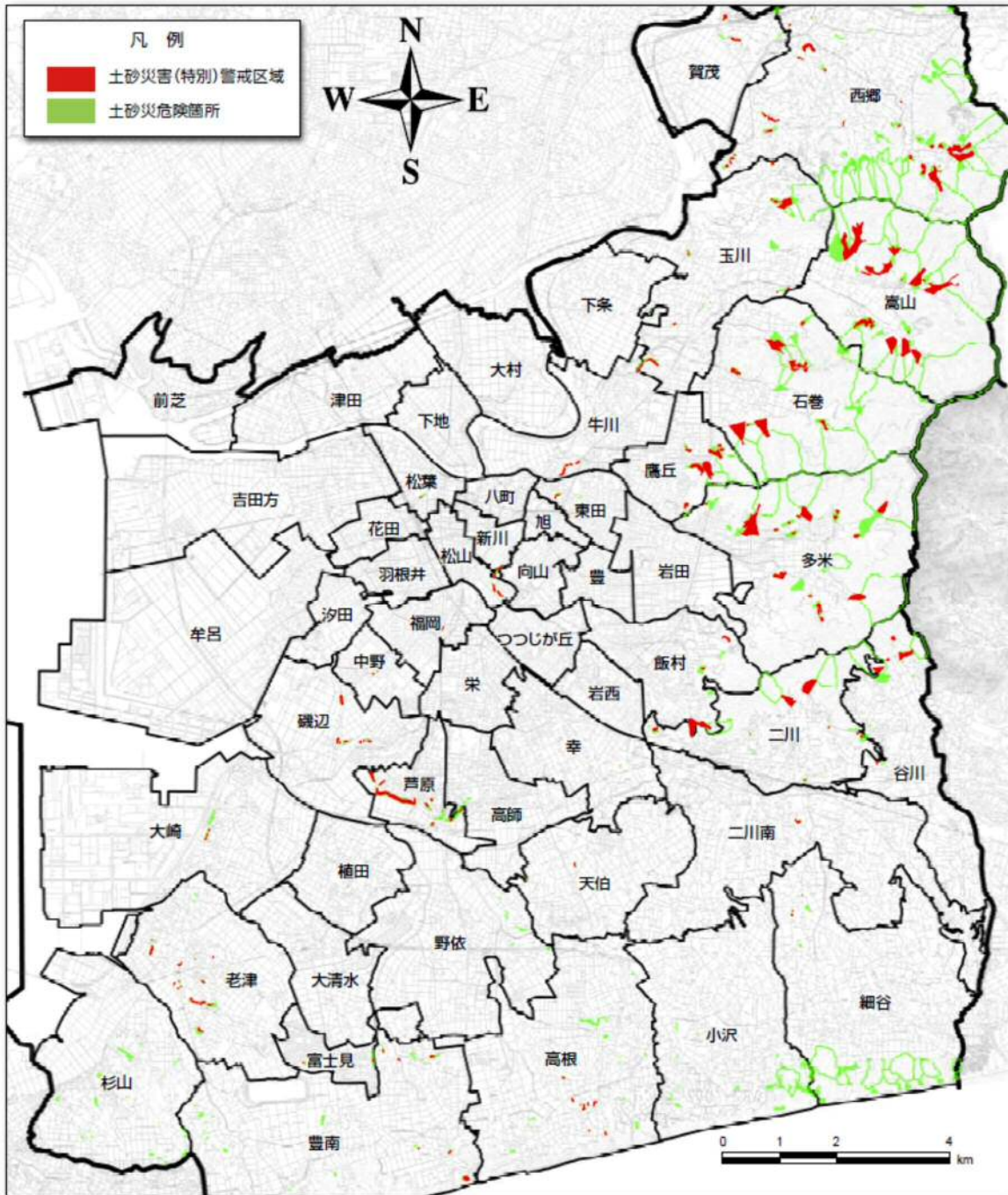
### （４）土砂災害により想定される被害

平成 15 年 3 月に県が公表した土砂災害危険箇所が 356 箇所あり、現在、土砂災害危険箇所を対象として、県が土砂災害防止法に基づき「基礎調査」を行い、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」に、また、特に大きな被害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定しています。

平成 26 年 8 月に発生した広島市の土砂災害では、行政による避難勧告や情報伝達の課題が浮き彫りになりました。そのため、あらかじめ避難すべきエリア、避難行動をとるべきタイミング、とるべき避難行動など災害の切迫性に応じた対応を周知する必要があります。



《土砂災害危険箇所図》



資料／豊橋市防災ガイドブック



### (5) 異常渇水により想定される被害

全国的に局地的豪雨の発生が増加傾向にある一方で、毎年、取水が制限される渇水が生じています。

本市が利用する豊川用水は、宇連ダム、大島ダム、寒狭川頭首工を水源とし、農業用水、水道用水、工業用水等に利用されています。しかしながら、豊川水系では、これまでも渇水が長期化し、水道用水の減圧給水や工場の生産調整などが行われたり、農作物の発育不良などの被害が生じました。

今後も地球温暖化に伴う気候変動により、渇水の頻発化、長期化による市民生活や産業活動における被害の発生が懸念されています。

#### ≪過去の取水制限状況（豊川水系）≫

発生年度	日数	期間中の最大取水制限率		
		水道用水	工業用水	農業用水
S52	308	15%	15%	40%
S53	1,104	15%	15%	40%
S57	22	15%	20%	40%
S58	8	5%	15%	20%
S59	171	15%	20%	40%
S59	153	22%	27%	44%
S60	39	15%	20%	40%
S61	152	20%	27%	44%
S62	275	24%	31%	48%
H元	9	5%	10%	20%
H2	42	5%	10%	20%
H3	27	10%	15%	30%
H4	72	10%	15%	30%
H5	65	10%	15%	20%
H6	131	35%	60%	60%
H6	74	20%	20%	40%
H7	235	30%	50%	50%
H8	63	25%	45%	45%
H8	119	15%	30%	30%
H9	50	5%	10%	10%
H9	84	10%	20%	20%
H10	10	5%	10%	10%
H12	28	10%	15%	15%
H13	119	27%	43%	43%
H14	14	5%	5%	5%
H14	40	25%	40%	40%
H17	72	20%	30%	30%
H17	37	10%	10%	10%
H25	55	28%	40%	40%
H26	10	5%	5%	5%
H30	68	15%	15%	15%

※自主節水した年度のデータは含まない

資料／中部地方整備局ホームページ「渇水情報」

### 第3章 豊橋市の強靱化の基本的な考え方

#### 1 豊橋市地域強靱化の基本目標

国の基本計画や愛知県地域強靱化計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とします。

- I 市民の生命を最大限守る
- II 地域及び社会の重要な機能を維持する
- III 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害を最小化する
- IV 迅速な復旧復興を可能とする

#### 2 豊橋市の強靱化を進める上での留意事項

本市の強靱化の基本目標の達成に向け、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意しながら取り組むこととします。

- 本市の強靱化を損なう原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証し、取組を推進
- 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取組を推進
- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫
- 地域における強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境の整備
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人、性的少数者等への配慮

## 第4章 豊橋市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

### 1 脆弱性の評価

#### (1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、本市の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と53の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

#### ア 事前に備えるべき目標

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## イ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-7	上記以外の起きてはならない最悪の事態
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-8	上記以外の起きてはならない最悪の事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関、行政職員等の被災による機能の大幅な低下
		3-3	上記以外の起きてはならない最悪の事態
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		4-4	上記以外の起きてはならない最悪の事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞
		5-7	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		5-8	上記以外の起きてはならない最悪の事態
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
		6-6	避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
		6-7	上記以外の起きてはならない最悪の事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による土壌の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による土壌の荒廃
		7-7	上記以外の起きてはならない最悪の事態
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れにより、人口や企業が流出する事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-8	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
		8-9	上記以外の起きてはならない最悪の事態

## （２）施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野をもとに、以下のとおり 11 の「個別施策分野」及び 5 の「横断的分野」を設定しました。

個別施策分野	
①行政機能／警察・消防等 ／防災教育等	⑥産業・経済 ⑦交通・物流
②住宅・都市	⑧農林水産
③保健医療・福祉	⑨地域保全
④エネルギー	⑩環境
⑤情報通信	⑪土地利用

横断的分野
①リスクコミュニケーション
②人材育成
③老朽化対策
④研究開発
⑤産学官民・広域連携

### **(3) 脆弱性の評価及び評価結果**

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施しました。

具体的には、53のリスクシナリオごとに本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価として整理しました。次に施策分野についても同様の分析評価を行いました。

国、県、関係事業者などの取組等についても必要に応じて評価の対象に含め分析を行いました。

なお、評価結果については、リスクシナリオごと、施策分野ごとに分けて（別紙）「脆弱性評価結果」としてまとめました。

## 2 推進すべき施策の方針

前節（3）の脆弱性評価結果を踏まえ、本市における地域強靱化に係る推進すべき施策の方針を策定しました。推進すべき施策の方針は、脆弱性評価結果と同様に、「リスクシナリオごとの施策の方針」と「施策分野ごとの方針」に分けてまとめました。

各分野における施策の推進に当たっては、下記にまとめた「推進すべき施策の方針」に加えて、別紙で示す個別具体的施策について、着実な推進を図るものとします。

### （1）リスクシナリオごとの施策の方針

#### 目標 1

直接死を最大限防ぐ

##### リスクシナリオ 1-1

住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化の促進）

○住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。  
[市・地域・民間]

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）

○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。[県・市・民間]  
○「特定既存耐震不適合建築物(1号)」(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する。[市・民間]

（社会福祉施設の耐震化の促進）

○昭和56年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる。[民間]

（家具・機械設備等の転倒防止対策の促進）

○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について、取組を強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する。[市・地域・民間]

（交通施設等における脆弱性の解消）

○交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。また、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。[国・県・市]

○インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等に係る技術開発を進め、実用化する。[国・



県]

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

○大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる。[国・県・市]

(地域防災力・企業防災力の向上)

○自衛消防組織の強化を図り、地域防災力や企業防災力を向上させるため、校区・町防災会等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・強化させる。[市・地域・民間]

(応急救護所の機能充実等)

○災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する。また、校区自治会等と連携した応急救護所開設訓練の実施箇所数を増加させる。[市・地域]

(指標)

- ◆住宅の耐震化率 現状値：91.0% (R2) ⇒ 目標値：95.0% (R7)
- ◆家具の固定率 現状値：58.7% (R1) ⇒ 目標値：100% (R5)
- ◆消防職員による防災・減災啓発の戸別訪問率 現状値：100% (R1) ⇒ 20校区へ再度個別訪問 (R4)
- ◆応急救護所開設訓練実施箇所数 現状値：24箇所 (R1) ⇒ 目標値：24箇所 (複数回目) (R8)
- ◆要緊急安全確認大規模建築物数 現状値：3棟 (R2) ⇒ 目標値：0棟 (R7)
- ◆要安全確認計画記載建築物数 現状値：10棟 (R2) ⇒ 目標値：5棟 (R7)
- ◆保育所・認定こども園の改修率 現状値：30% (R1) ⇒ 目標値：100% (R17)
- ◆公会堂・市民文化会館天井脱落対策 現状値：0% ⇒ 目標値100% (R9)
- ◆豊橋駅東西自由連絡通路・二川駅南北自由連絡通路の天井脱落対策  
現状値：0% (R2) ⇒ 目標値：100% (R6)
- ◆法定点検結果に基づく天井脱落対策 現状値：0% (R2) ⇒ 目標値：100% (R6) など

## リスクシナリオ 1-2

密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくりの推進)

○避難・延焼遮断空間の確保や狭あい道路の改善のため、土地区画整理事業を進めている地区の早期完了や地区計画等の活用により公共施設整備に取り組む。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する。[市]

○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、及び老朽放置空家対策を推進する。[市]

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進)

○民間事業者等と給水活動等について協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。[国・県・市・民間]



(災害対応能力の向上)

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を推進する。[国・県・市]
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力を向上させる。[国・県・市]

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、J アラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。[国・県・市]

(消防団等の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことを想定し、消防団等の充実強化を促進する。[市・地域]

(指標)

- ◆管理不適切な空き家 現状値：169 件 (H28) ⇒ 目標値：50 件 (R8)
- ◆現在施行中の土地区画整理事業進捗率 牟呂坂津 現状値：88.0% (R1) ⇒ 目標値：100% (R7)  
牛川西部 現状値：85.5% (R1) ⇒ 目標値：100% (R7)  
柳生川南部 現状値：74.4% (R1) ⇒ 目標値：100% (R8) など

### リスクシナリオ 1-3

広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難対策の推進)

- 津波災害が生じるおそれがある地域については、津波避難ビル(施設)の指定・確保を推進する。[市・地域]
- 津波浸水想定区域における地域住民との協働によるコミュニティマップ(津波避難マップ)の作成や早期避難を目指した実践的な訓練を行う。また、避難誘導事業の着実な推進など、ソフト・ハード両面からの津波避難対策を推進する。[市・地域]
- 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定した津波災害警戒区域において、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成など、避難体制の整備を促進する。[国・県・市]
- 表浜海岸は、周辺の地理に不案内なレジャー客が訪れることから、迅速・的確な避難・誘導體制を検討する。[市・地域]
- 平常時においても近距離の移動に最適であり、燃料を必要としない交通手段である自転車について、災害時における移動手段として活用できる環境づくりを行う。また、自転車ネットワーク路線の整備を推進する。[市・地域]

(災害リスクを考慮した土地利用への転換)

- 立地適正化計画において、居住誘導区域における災害リスクへの防災対策等を定める防災指針を策定し、防災の観点を取り入れたまちづくりを進める。[市]

(住宅・建築物の耐震化等)

- 住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、住宅・建築物

の耐震化を進めるとともに、学校施設等の老朽化対策を進めていく。[市・地域]

(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)

○南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、県、市及び関係機関等が協力して検討していく。[国・県・市・民間]

(避難場所・避難路の確保・整備等)

○ゼロメートル地帯など、著しい浸水・津波災害が生じるおそれがある地域については、道路等の盛土部、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として検討する。[国・県・市]

○避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実効できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者などが避難する場合等、自動車での避難も検討しておく。また、避難手段として、県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。[国・県・市]

(河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化等の推進)

○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する。[国・県・市]

○河川の河口部や海岸にある水門等が地震後も操作が可能となるよう、耐震補強等を推進する。また、地震後の地域の排水機能を確保するため、排水機場等の耐震対策を推進する。[国・県・市]

○海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を併せ持つことから、その機能を維持・向上させる。[県]

(臨海部における高潮対策の検討)

○産業集積地である臨海部（明海地区、神野地区）が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する。[国・県・市・民間]

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進等)

○情報伝達手段の多重化・多様化を推進するとともに、定期的に訓練等を実施する。[国・県・市]

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

○津波避難は、情報システムがなくても、強い揺れや弱くても長い揺れを感じたら、一人ひとりが速やかに沿岸部から離れ、可能な限り高い場所へ避難するのが基本であることを念頭に、ハザードマップの作成や指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。[国・県・市・地域]

(指標)

◆河川堤防の耐震化 現状値：0 河川 (H27) ⇒ 目標値：2 河川 (R5)

◆海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の耐震化 現状値：0 海岸 (H27) ⇒ 目標値：1 海岸 (R5)

◆河川の水門等の耐震化 現状値：0 河川 (H27) ⇒ 目標値：1 河川 (R5)

◆農業用排水機場の耐震化（豊橋市計画） 現状値：4 箇所 (R1) ⇒ 目標値：5 箇所 (R3)

◆農業用排水機場の耐震化（愛知県全体値） 現状値：45 箇所 (R1) ⇒ 目標値：79 箇所 (R5)

◆自転車ネットワーク路線 現状値：17.05 km (R2) ⇒ 38.6 km (R12)

◆避難確保計画（津波）の作成率 現状値 90% (R2) ⇒ 目標値：100% (R3) など

## リスクシナリオ 1-4

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 河川・海岸堤防、水門等、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。[国・県・市]
- 本市管理の大崎地区及び新西浜地区の護岸施設の機能調査を実施するとともに、必要な防災対策を推進する。[市]

(河川改修の推進)

- 洪水等による災害の防止または軽減を図るため、河川改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う。[国・県・市]

(高潮対策施設の整備)

- 沿岸地域においては、高潮に対して堤防背後地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、排水機場等の整備などの高潮対策を進める。[国・県・市]
- 高潮等から背後地を防護するため、海岸の侵食対策を推進する。[県・市]

(豊川の減災に係る取組の実施)

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針に沿った排水計画・復旧計画の立案を促進する。[国]
- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する。[国・県・市]

(災害リスクを考慮した土地利用への転換)

- 立地適正化計画において、居住誘導区域における災害リスクへの防災対策等を定める防災指針を策定し、防災の観点を取り入れたまちづくりを進める。[市]【再掲】

(ハザードマップの作成・周知啓発)

- 水位周知河川について最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行う。[市・地域]

(広域避難体制の確立)

- ゼロメートル地帯など、標高が低い地域においては広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、広域避難について検討を進める。[県・市]

(気候変動を踏まえた水災害対策)

- 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。[国・県・市]

(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)

- 大規模水害を未然に防ぐため、排水システム全体での上下流バランスを確保しつつ、河川・海岸堤防、水

門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐震化等のハード対策を推進する。併せて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化、排水計画・復旧計画等、ハード・ソフトを適切に組み合わせた施策を推進する。[国・県・市・地域・民間]

○洪水・高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの視線・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。[国・県・市]

○近年の豪雨の頻繁・激甚化に対応するため、雨水貯留施設等の整備により、その流域の持つ治水・遊水機能を保全するなど、総合的な治水対策を推進する。[国・県・市]

○防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する。また、重要水防箇所等の合同巡視を水防団等のほか、地域住民と実施する。[国・県・市・民間・地域]

(洪水避難対策の推進)

○「水防法」に基づき指定した浸水想定区域において、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成など、避難体制の整備を促進する。[国・県・市]

(災害対応力の強化)

○国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結などの受援体制の整備を促進する。[県・市]

(指標)

- ◆(再掲)河川堤防の耐震化 現状値：0 河川 (H27) ⇒ 目標値：2 河川 (R5)
- ◆(再掲)海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の耐震化 現状値：0 海岸 (H27) ⇒ 目標値：1 海岸 (R5)
- ◆(再掲)河川の水門等の耐震化 現状値：0 河川 (H27) ⇒ 目標値：1 河川 (R5)
- ◆(再掲)農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値：4 箇所 (R1) ⇒ 目標値：5 箇所 (R3)
- ◆(再掲)農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値) 現状値：45 箇所 (R1) ⇒ 目標値：79 箇所 (R5)
- ◆農業用排水機場自家発電機の設置 現状値：0 箇所 (R1) ⇒ 目標値：4 箇所 (R6)
- ◆河川カメラ・水位計の設置 現状値：0 箇所 (R1) ⇒ 目標値：16 箇所 (R6)
- ◆河道掘削・授記伐採の実施 現状値：0 河川 (R1) ⇒ 目標値：5 河川 (R6)
- ◆洪水ハザードマップの作成 現状値：2 河川 (R1) ⇒ 目標値：8 河川 (R5)
- ◆ポンプ場の耐震化 現状値：0% (H27) ⇒ 目標値：52% (R5)
- ◆下地第3雨水幹線の整備進捗率 現状値：0% (H30) ⇒ 目標値：100% (R4)
- ◆海岸保全施設の長寿命化 現状値：0 基 (R1) ⇒ 目標値：10 基 (R5)
- ◆避難確保計画(洪水)の作成率 現状値：69% (R2) ⇒ 目標値：100% (R3)
- ◆避難確保計画(高潮)の作成率 目標値：100% (R4) など

## リスクシナリオ 1-5

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害対策の推進)

○土砂災害に対して人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施

設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に推進する。[県]

○近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進すること、及び大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等に対して人的被害の発生を防止するための調査及び施設整備を実施する。[県・市]

○土砂災害に対して人的被害を防止するため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。[県・市]

○土砂災害（特別）警戒区域の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布を行う。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導など、住民の防災意識向上策を推進する。[市・地域]

○「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定した土砂災害警戒区域において、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成など、避難体制の整備を促進する。[国・県・市]

（ため池・洪水調整池の安全性向上）

○周辺住民の生命・財産を守るため、ため池や洪水調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する。[県・市]

○豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのあるため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの公表を進める [市・地域]

（警戒避難体制の整備等）

○警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練等の地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治会を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。[県・市]

（災害リスクを考慮した土地利用への転換）

○立地適正化計画において、居住誘導区域における災害リスクへの防災対策等を定める防災指針を策定し、防災の観点を取り入れたまちづくりを進める。[市]【再掲】

（情報関係施策の推進）

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、J アラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS など ICT を活用した情報共有などの情報通信関係施策を推進する。[国・県・市]

（指標）

◆土砂災害ハザードマップ作成箇所数 現状値：228箇所（R1） 愛知県の公表に合わせて作成

◆ため池の耐震化等の整備 目標値：4池（R5）

◆避難確保計画（土砂災害）の作成率 現状値：46%（R2） ⇒目標値：100%（R4） など

## リスクシナリオ 1-6

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（情報収集手段の多様化と一元的集約）

○ETC2.0 車載器及びETC2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS波浪計の設置・活用等、ITを活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する。[国・県・民間]

○災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する。[国・県・市・民間]

(市民への確実な情報の伝達)

○市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、同報系防災無線、豊橋ほっとメール、防災ラジオ、ホームページ、SNS等を整備しているが、防災ラジオや豊橋ほっとメールのさらなる普及とともに、情報の一括配信システムを構築するなど、情報通信基盤整備を推進する。[市・地域]

(適時・適切・確実な情報の発信)

○避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。[市・地域]

(効果的な教育・啓発の推進)

○主体的な避難を促すため、ハザードマップ等による地域の災害リスクの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する。[県・市・地域]

(指標)

◆豊橋ほっとメール登録者数 現状値：37,615人(R1) ⇒ 目標値：85,000人(R5) など

### リスクシナリオ 1-7

上記以外の起きてはならない最悪の事態

別紙参照



## 目標 2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### リスクシナリオ 2-1

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(物資輸送ルートの確保)

- 地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る物資輸送ルートの構築を進める。[国・県・市]
- 陸上輸送の寸断に備え、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、三河港における地震・津波対策を着実に推進する。[国・県・市]
- 災害時の海上物流機能を確保するため、三河港神野地区 7 号岸壁の耐震強化等により、海上陸上物流の連携したネットワークを構築しているが、大規模災害時においても陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止に陥らせない対策を検討する。[県]
- 災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する。[県・市]

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。[国・県・市]
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。[国・県・市]

(新たな広域支援ルートの確保)

- 地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、広域支援ルートである東名高速道路と地域防災活動拠点を連絡する新たなアクセス道路を確保することができ、確実に支援を受けることができるように、スマートICの整備を進める。[国・県・市]

(三河港の業務継続力の強化)

- 伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的として、平成 28 年 2 月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。[国・県・市・民間]
- 災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的実施し、継続的に改善していく。[県・市・民間]

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- 安全で安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設の老朽化対策とともに、耐震化を推進する。[市]

(ガス管の耐震対策等の推進)

○経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを推進する。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等を実施していく。[民間]

(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)

○大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を進める。[県・市・民間]

(停電時における電動車等の活用)

○停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。[県・市・民間]

(応急給水体制の強化)

○「上下水道事業継続計画(BCP)」の定期的な見直しと、見直し結果を踏まえた応急給水訓練を実施する。[市]

(備蓄の推進)

○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、消防署による戸別訪問時や自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する。[市・地域・民間]

○本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する。[市]

(燃料等の仮貯蔵)

○消防庁の「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」について、関係機関への十分な周知・情報提供を図る。[市]

(物資輸送体制の確立)

○地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、本市と物流事業者が連携して、食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等について連絡体制を確立するとともに、最適な輸送手段や人員配置について検討を行う。[市・民間]

(物資調達・受援体制の構築)

○産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する。[県・市・民間]

○災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。[国・県・市]

(大規模災害時の広域連携の推進)

○大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する。[国・県・市・民間]



<p>(ゼロメートル地帯対策)</p> <p>○ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、短期間では救助しきれない孤立者に対する、大量かつ多地点への救援物資の輸送等について検討する。[国・県・市]</p> <p>(住宅・建築物の耐震化等の促進)</p> <p>○避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める。[市]</p>
<p>(指標)</p> <p>◆緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6橋(R5)</p> <p>◆非常用食料備蓄目標達成率 現状値:100%(R1) ⇒ 目標値:100%維持</p> <p>◆7日分以上の家庭内備蓄を備える世帯数 現状値:約10%(R1) ⇒ 目標値:100%(R5)</p> <p>◆豊橋新城スマートIC(仮称)整備 目標値:整備完了(R8) など</p>

<p><b>リスクシナリオ 2-2</b></p> <p>多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>(孤立地域等の発生防止)</p> <p>○災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する。[県・市]【再掲】</p> <p>○海拔ゼロメートル地帯における広域防災拠点整備として、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保及び整備を促進する。[国・県・市]</p> <p>(家庭における食料備蓄の促進等)</p> <p>○災害時に備え家庭における食料備蓄を進めるため、普及を行うとともに、孤立対策を検討する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進する。[県・市]</p>
<p>(指標)</p> <p>◆(再掲)緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6橋(R5) など</p>

<p><b>リスクシナリオ 2-3</b></p> <p>自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>(災害対応の体制・資機材の強化)</p> <p>○消防署所について、市保全計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、時代に合わせた機能強化を引き続き進める。また、機能の不足(敷地狭小、老朽化など)のある施設は、計画的に移転・建替を実施する。[市]</p> <p>○大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両・資機材の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を進める。[市]</p> <p>○自衛隊、警察、消防、海保等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信、夜間対応を含めた施設、装備資機材等の充実強化を推進する。[国・県・市]</p> <p>○SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める。[市]</p>
--

(消防団の災害対応力の強化)

○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。[市・地域]

(道路の災害対策の推進)

○災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)の地震対策を進める。[国・県・市]

(ゼロメートル地帯対策)

○ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、救助用ボートやヘリコプター等による孤立者の救助等について検討する。[国・県・市]

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

○避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえらる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。[市]

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

○住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。[市]

(指標)

- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値: 6 橋 (R5)
- ◆豊橋総合スポーツ公園の広域活動拠点整備 現状値: 21% (R1) ⇒ 目標値: 100% (R15)
- ◆緊急消防援助隊登録車両の更新整備 目標値: 12 台(車両更新計画に基づき更新)
- ◆消防通信指令システムの更新 目標値: 更新完了 (R5) など

## リスクシナリオ 2-4

想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者等支援対策の推進)

○豊橋駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、帰宅困難者等支援計画を策定するとともに、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導体制を構築、定期的な訓練を実施する。[市・民間]

(代替輸送手段の確保等)

○大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援のため、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と検討する。[県・市・民間]

## リスクシナリオ 2-5

医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化)

- 災害拠点病院や救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する。さらに、浸水域にある災害拠点病院や第二次救急医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる。[国・県・市・民間]

(豊橋市民病院の災害医療体制の確保)

- 「地震等広域災害発生時における相互医療協力に関する協定」を締結している市立病院との協力体制やDMATの受援体制を強化することで、広域災害時における災害医療体制を確保するとともに、新たな被害想定を踏まえた実践的な災害対応訓練を継続的に実施する。[市]

(救命体制の強化)

- 大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成や補助にあたる救急隊員を含む質の確保を行う。[市]
- 現在、救急救命士は救急隊としての活動が中心だが、業務範囲を救助隊等にも拡大させるなど、救命体制の強化に向け検討する。[市]

(豊橋市民病院の施設・設備の耐震化)

- 豊橋市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化するため、受水槽や高架水槽の耐震補強、井戸水浄化設備の設置、非常用発電設備の更新・増設、災害に強い特別高圧受変電設備の設置を実施したが、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化や浸水対策などを推進する。[市]
- 豊橋市民病院の災害時における医療機能を確保・充実するため、更新・増設した非常用発電設備への切り替えなど、老朽化した設備を更新する。[市]

(災害時の医療提供のためのルート確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)の地震対策や道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進める。[国・県・市]

(人工透析患者等への対応)

- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時から地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく。[県・市・民間]
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。[県・市・民間]

(多数の負傷者が発生した場合の対応)

- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。[県・市]

(医師会等関係機関との連携強化)

- 災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する。[市・民間]

(孤立地域における救急・救命体制の確保)

○災害により孤立化が危惧される明海地区については、的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、応急救護所設置・運営体制の充実など、本市との連携を強化する。[市・民間]

(要配慮者の一時的な受入体制の整備)

○指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する。[市・民間]

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

○災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。[国・県・市]

(住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進)

○住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。[市]

(指標)

◆緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率(市) 現状値:94%(H27) ⇒ 目標値:100%(R5)

◆(再掲)緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6橋(R5) など

## リスクシナリオ 2-6

### 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(衛生環境の確保等)

- 災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持していく。また、感染の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。[県・市]
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止していく。[国・県・市]
- 災害時には感染症のまん延（大規模発生）防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、感染症まん延防止対策を熟知した職員を育成する。[市]

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O157、新型コロナウイルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画する。[市]
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。[県・市]

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実)

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化を進めるとともに、下水道BCPの充実を促進する。[市]

(医療機関等との連携及び活動資機材の整備)

- 大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する。[市・民間]

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を推進する。[市]

## リスクシナリオ 2-7

### 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策を含めた建築改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する。[市]
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る。[市・民間]
- 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、ホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制の構築を推進する。[県・市]
- 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備などの取組を推進する。[市]



(避難所における必要物資の確保等)

- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の活用、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。  
[県・市]

(避難所外避難者への対策の整備)

- 在宅や車中、テントなどで避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を推進する。また、迅速な避難者支援のためにアプリ等を活用して被災者管理を図る。[市]

(被災者の健康管理)

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく。[市・民間・地域]
- 保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。[県・市]

(被災者の生活支援等)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、避難者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく。[県・市]
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急処理の速やかな実施及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえ検討する。[県・市]
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書等の交付体制の確立を図る必要がある。[市]

(住宅・建築物の耐震化等)

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。[市]

(避難所の耐震化等の推進)

- 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。[市]

(避難生活における要配慮者支援)

- 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避

難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。  
[市]

○災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。[市]

(避難行動要支援者への支援)

○避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。[県]

(指標)

◆DHEAT 研修受講者数 現状値：4人 (R2) ⇒ 目標値：10人 (R5) など

### リスクシナリオ 2-8

上記以外の起きてはならない最悪の事態

別紙参照

## 目標3

必要不可欠な行政機能は確保する

### リスクシナリオ 3-1

被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(地域における安全活動の強化)

○大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗等の街頭犯罪の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する。[市・地域]

(警察署等の耐震化の促進)

○警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を促進する。[県]

(道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等)

○交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立し、併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元化提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。[県]

(指標)

◆自主防犯団体活動の参加者数 現状値：14,675人(R1) ⇒ 目標値：15,300人(毎年) など

### リスクシナリオ 3-2

行政機関、行政職員等の被災による機能の大幅な低下

(市役所の業務継続力の強化)

○豊橋市南海トラフ地震被害予測調査結果を踏まえた「豊橋市役所地震対策業務継続計画」等の改訂や、訓練の実施により実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。[市]

○「豊橋市ICT業務継続計画」等の運用にあたって、定期的に体制整備に係る計画の見直し及び災害時を想定した訓練を行うことにより、職員等の防災意識を向上させ、業務継続力を強化する。[市]

○大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う。[市]

(行政職員の不足への対応)

○行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制の強化を推進する。[市]

(防災拠点等の災害対応力の強化)

○防災拠点として位置付けのある公共施設等については、その防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震・津波等に対して、必要な防災対策を着実に推進する。[国・県・市]

○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。[県・市]

○市役所や消防署等において、電力の確保対策のため非常用発電設備の強化を進める。[県・市]

○非常用電源の地震対策や水害対策を推進する。[県・市]

○災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。[県]

○被災リスクに備えた救急・救助・医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保について、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る国・県・市の連携スキームの構築を推進する。[国・県・市]

(災害時における燃料の確保)

○市役所、消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う。[市・民間]

(復旧復興施策や被災者支援の取組等)

○平常時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び県と共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。[国・県・市]

○災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。[市]

(豊橋市消防活動支援員の登録推進)

○元消防職・消防団員等が震災時にその経験・知識を活かして消防活動等の支援に従事する「消防活動支援員」の登録を推進する。[市・地域]

(タイムラインの策定)

○大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有・連携し、対応を行うための関係者一体型タイムライン(時系列の行動計画)を策定する。[国・県・市]

(道路の防災対策の推進)

○大規模災害発生時に、行政機関による災害対応活動や職員の参集が可能となるよう、道路の地震対策等を推進する。[県・市]

(大学への研究委託)

○東三河8市町村で東三河地域防災協議会を設置し、地元大学を顧問として、東三河地域における防災対策の推進を図っているが、今後も顧問大学への研究委託を通して、その成果を活用する。[東三河8市町村・民間]

(大規模災害時における広域連携の推進)

○東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。[東三河8市町村]

(指標)

- ◆ICT関連業務の訓練実施及び計画の見直し 現状値：各1回(R1) ⇒ 目標値：毎年度各1回以上
- ◆(再掲)緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値：6橋(R5) など

### リスクシナリオ 3-3

上記以外の起きてはならない最悪の事態

別紙参照

## 目標4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### リスクシナリオ 4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。  
[県]

(道路の地震対策の推進)

○電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の地震対策や無電柱化を推進する。[国・県・市]

(災害対応力の強化等)

○大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図る。[国・県・市]

(指標)

◆(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値: 6橋(R5) など

### リスクシナリオ 4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(多様な情報提供手段の確保)

○本市のケーブルテレビ局とコミュニティ FM 局が共同で開発したアプリは、インターネットを利用した音声・文字放送による緊急放送や防災情報等の提供とともに、難聴エリア対策となるため、普及を進める。[市・民間]

○災害時における市民への重要な情報伝達手段であるケーブルテレビは、事業者が停電や落雷に強い FTTH 方式の整備を完了したが、今後、利用者に対し FTTH 方式への移行を促す。[民間]

○観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を推進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を進める。[国・県・市・民間]

### リスクシナリオ 4-3

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(効果的な教育・啓発の実施)

○住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。  
[市]



(情報伝達手段の多様化の推進)

- 全ての住民に J アラートによる緊急情報を確実に提供するため、J アラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。また、市における全国瞬時警報システム(J アラート)の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の災害情報共有システム(L アラート)の導入促進や関係者間の合同訓練、ラジオ放送局の難聴対策、住民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」を整備し情報伝達の手段とするなど、多面的な施策を着実に推進する。[国・県・市]
- ETC2.0 車載器及び ETC2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS 波浪計の設置・活用等、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する。また、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化を検討する。[国・県・市]
- SNS を利用し個人から発信される災害関連情報の信憑性を高めるため、対災害 SNS 情報分析システム等の利用を検討する。[国・県・市]

(情報伝達手段・体制の確保)

- 防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る。[県・市・民間]

(災害対応力の向上)

- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないように交通ネットワークの確保対策を進める。[国・県・市]
- 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。[国・県]

(避難勧告等の発令)

- 市が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。[国・県・市]
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。[国・県・市]

**リスクシナリオ 4-4**

上記以外の起きてはならない最悪の事態

別紙参照

## 目標5

経済活動を機能不全に陥らせない

### リスクシナリオ 5-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(事業所等における防災対策の促進)

- 平常時から事業所等での防災対策やBCPの策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する。特に、セミナーや研修講座、補助制度を商工会議所や金融機関等と連携して更なるPRを行い、BCP策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す。[市・民間]
- 一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えたBCPモデルを作成し、普及・啓発を進める。[市・民間]

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

- BCPの認知度の向上とBCP策定の支援ツールの確立が必要であるが、BCPセミナーや防災フェアによる啓発活動だけではなく、豊橋商工会議所の専門家派遣等を通じ、個社支援の強化や、有効かつ有益な防災訓練、BCP訓練のノウハウの共有を進める。[市・民間]
- 災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する。[国・県・市・民間]
- 地域の具体的な被害予測などきめ細やかなの情報や総合相談窓口などの体制整備を促進するとともに、民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を各地域において育成する。[国・県]
- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。[国・県・市]
- 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。[国・県・市]

(道路の災害対応力の強化)

- ものづくり愛知の生産拠点と三河港などの物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、道路の地震対策を推進する。[県・市]

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)

- 中部経済連合会公表（令和元年5月）の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。[国・県・市]

(三河港の業務継続力の強化)

- 伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。[国・県・市・民間]
- 災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的実施し、継続的に改善していく。[県・市・民間]

(臨海部における防災対策の推進)

- 産業集積地である臨海部（明海地区・神野地区）が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済

を守るため、高潮対策を検討する。[国・県・市・民間]【再掲】  
 ○明海地区に接続する橋梁の落下防止策等を促進する。[県]  
 ○明海地区は埋立地であることから、液状化を発生させない施策を検討する。[市・民間]

(指標)

- ◆企業BCP策定支援事業費補助金の支援件数 現状値：16件(R1) ⇒ 目標値：44件(R7)
- ◆(再掲)緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値：6橋(R5) など

### リスクシナリオ 5-2

エネルギー供給停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響

(燃料供給ルートの確保)

- 燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)の地震対策等を着実に推進する。[国・県]
- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する。[県・市・民間]

(サービスステーションの災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入)

- 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーションの災害対応力の強化を推進する。[国・県・市]
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーションやタクシー用の燃料を確保するためのLPガス充填所等の災害対応力を強化する。[国・県]
- 再生可能エネルギー、水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。[国・県・市]
- ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG燃料自動車、LPG燃料自動車・船舶、LNG燃料自動車・船舶など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。[国・県・市]

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)

- 中部経済連合会公表(令和元年5月)の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。[国・県・市・民間]

(指標)

- ◆(再掲)緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率(市) 現状値：94%(H27) ⇒ 目標値：100%(R5)
- ◆(再掲)緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値：6橋(R5) など

### リスクシナリオ 5-3

重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(自衛消防力の充実強化)

- 防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進

める。[市・民間]

(有害物質等の流出防止対策の促進)

- 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する。[県・民間]
- 有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Ｌアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う。[県・民間]

## リスクシナリオ 5-4

陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進)

- 地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。[市]
- 救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性（リダンダンシー）機能を持つ高規格道路網の整備を促進する。[国・県]
- 災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う。[市]
- 緊急輸送道路等の地震対策など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を促進する。[県]
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流棟を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を推進する。[国・県・市]
- 道路橋梁の耐震補強や鉄道、港湾施設の耐震化、液状化対策、耐波耐津波対策、道路斜面崩壊防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めていく。また、洪水、土砂災害、高潮、津波等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく。[国・県・市]

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、三河港においては物流インフラ網の構築に向け、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を促進する。[県]

(海上輸送拠点の地震・津波対策等の推進)

- 陸上輸送の寸断に備え、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、三河港における地震・津波対策を着実に推進する。[国・県・市]【再掲】
- 港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する。[国・県]

(三河港の業務継続力の強化)

- 伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。[国・県・市・民間]【再掲】
- 災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため、策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的実施し、継



続的に改善していく。[県・市・民間]【再掲】

(貨物等の流出防止対策の推進)

○臨海部の心頭用地には、完成自動車やコンテナ等の貨物が蔵置されており、津波や高潮等により、心頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路などの水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、貨物流出防止対策を推進する。[国・県・市・民間]

(指標)

- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率(市) 現状値: 94% (H27) ⇒ 目標値: 100% (R5)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値: 6橋 (R5)
- ◆明海町・老津町 28号線の整備 目標値: 整備完了 (R8)
- ◆雨水配管の老朽対策工事 目標値: 6% (R1) ⇒ 目標値: 100% (R26) など

### リスクシナリオ 5-5

金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

(郵便局舎における防災対策の推進)

○日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎について耐震化を進める。また、BCPについては、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行うとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。[民間]

(金融機関における防災対策の推進)

○全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する。[国・県・市]  
○金融機関の BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。また、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。[国・県・市]

### リスクシナリオ 5-6

食料等の安定供給の停滞

(物流インフラの災害対応力の強化)

○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾等の耐震対策等とともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流のネットワークの構築を推進する。[国・県]

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農地海岸の耐震、耐津波性の向上、老朽化対策、ため池などの農業水利施設の耐震化、老朽化対策、有害鳥獣防止柵の適切な設置等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を促進する。[県・市・地域]

○一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えたBCPモデルを作成し、普及・啓発を進める。[市・民間]【再掲】

(用水施設の大規模地震対策の推進)



○豊川用水においては、平成 11 年度から施設の老朽化・劣化対策と安定供給を目的とした二期事業を実施しており、幹線水路の複線化を進めている。平成 19 年度からは大規模地震対策も目的に加わり、平成 27 年度までに幹線水路全体の 2/3 の複線化が完了したため、残り 1/3 の未完了区画の事業を促進する。[水資源機構]

(指標)

- ◆(再掲)農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値:4箇所(R1) ⇒ 目標値:5箇所(R3)
- ◆(再掲)農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値) 現状値:45箇所(R1) ⇒ 目標値:79箇所(R5)
- ◆(再掲)ため池の耐震化等の整備 目標値:4池(R5)
- ◆(再掲)緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6橋(R5)
- ◆有害鳥獣防止柵の定期点検 目標値:定期点検を実施して補修を実施 など

### リスクシナリオ 5-7

異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(上水道、工業用水道及び農業用水利施設の耐震化等の推進)

○上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化及び老朽化対策により基盤強化を推進する。[国・県・市]

(水資源の有効な利用等の普及・推進)

○大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する。[国・県・市]

(水の安定供給体制の強化)

○大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の強化等ソフト対策を推進する。[国・水資源機構・県・市]

○異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組む。[国・水資源機構・県・市]

### リスクシナリオ 5-8

上記以外の起きてはならない最悪の事態

別紙参照

## 目標6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### リスクシナリオ 6-1

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

（電力・ガス等供給の災害対応力強化）

- 電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促す。[民間]
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを促進するとともに、市や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。[民間]
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化する。[民間]

（石油等燃料確保体制の整備）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。[県・市・民間]
- 各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。[市・民間・地域]

（エネルギー供給源の多様化）

- エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。[国・県・市・地域・民間]

（輸送基盤の災害対策の推進等）

- 燃料等の供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓発や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。[国・県]

（指標）

- ◆再生可能エネルギー施設の設置容量 現状値：243,153kW (R1) ⇒ 目標値：491,600kW (R7)
- ◆家庭への蓄電池、V2H の導入 現状値：800 件 (R1) ⇒ 目標値：2,700 件 (R7)
- ◆高齢者施設への非常用発電設備の整備 現状値：13 施設 (R2) ⇒ 目標値：14 施設 (R3) など

### リスクシナリオ 6-2

上水道等の長期間にわたる機能停止

（広域的な応援体制の確立）

- 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、広域的な応援体制を確立する。[市]

（災害時における供給体制の確立）

- 南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、水道管の耐震化や老朽管の更新を計画的に推進する。また、応急給水拠点の整備や配水ルートの多系統化によるバックアップ体制の整備によ

<p>り、更なる供給体制の充実に取り組む。[市]</p> <p>○上水道施設等が被害を受けないう洪水対策等を進める。[県・市]</p> <p>○上水道、工業用水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。[県]</p> <p>(応急給水及び上水道復旧体制等の強化)</p> <p>○他都市からの給水車を円滑に受け入れる体制を確保するとともに、応急措置や復旧を行う要員及び資機材の確保のため、関係業者の協力と内部体制の整備を行う。[市]</p> <p>(用水施設の大規模地震対策の推進)</p> <p>○豊川用水においては、平成 11 年度から施設の老朽化・劣化対策と安定供給を目的とした二期事業を実施しており、幹線水路の複線化を進めている。平成 19 年度からは大規模地震対策も目的に加わり、平成 27 年度までに幹線水路全体の 2/3 の複線化が完了したため、残り 1/3 の未完了区画の事業を促進する。[水資源機構]【再掲】</p>
<p>(指標)</p> <p>◆基幹管路の耐震適合率 現状値：49.4% (R1) ⇒ 目標値：75.0% (R12) など</p>

<p><b>リスクシナリオ 6-3</b></p> <p>汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>(下水道施設の耐災害性の強化)</p> <p>○地震対策として下水処理場・ポンプ場の耐震調査を行い、耐震性能の把握とその対策を進めているが、施設規模の大きい中島処理場や富士見台処理場を優先して設備の耐震化を推進するとともに、津波浸水想定エリア内の施設については、施設の重要度に応じて、処理機能の確保を目的とした津波対策を推進する。[市]</p> <p>○発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路や防災拠点等結ばれている重要性の高い管路について耐震補強を行うとともに、下水道施設の老朽化対策を進める。[市]</p> <p>(最終処分場の機能強化)</p> <p>○最終処分場の浸出水処理施設の長期にわたる停止を避けるため、施設の老朽化診断及び老朽化対策により機能を保持するとともに、非常用発電機の導入、燃料・水処理に必要な薬品類を確保する。[市]</p> <p>(農業集落排水施設の耐災害性の強化)</p> <p>○農業集落排水施設の耐震化は平成 30 年度に終え、今後、老朽化に対しては診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する。[市]</p> <p>(浄化槽の整備)</p> <p>○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。また、浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する。</p>
<p>(指標)</p> <p>◆下水道（施設）の耐震化率 現状値：51.6% (R1) ⇒ 目標値：61.6% (R7)</p> <p>◆下水道（重要管路）の耐震化率 現状値：77.2% (R1) ⇒ 目標値：77.7% (R7)</p>

- ◆個別処理（合併処理浄化槽）の生活排水処理率 現状値：11.4%（R1） ⇒ 目標値：14.2%（R12）
- ◆管きょ老朽化対策 現状値：65%（R2） ⇒ 目標値：73.7%（R7） など

## リスクシナリオ 6-4

新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

（災害時における陸・海の輸送ルートの機能確保）

- 災害時の海上物流機能を確保するため、三河港神野地区 7 号岸壁の耐震強化等により海上陸上物流の連携したネットワークを構築しているが、大規模災害時においても陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止に陥らせない対策を検討する。[国・県]
- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を着実に進める。[国・県・市]
- 地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。[市]【再掲】
- 救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性（リダンダンシー）機能を持つ高規格道路網の整備を促進する。[国・県]【再掲】
- 災害発生時における豊橋鉄道渥美線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する。[民間]
- 脆弱性を確認するために主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路の選定を進める。[市]
- 陸上輸送の寸断に備え、三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する。[国・県・市]
- 高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する。[民間]
- 新幹線構造物の計画的な大規模改修、道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、道路の無電柱化、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策、耐波耐津波対策、耐水対策、停電・節電対策や、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。[国・県・市・民間]
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。[国・県・市]
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。[国・県・市]

（道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化）

- 大規模地震発生後、ETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を推進する。[国・県・市・民間]
- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移

動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。[国・県・市]

○南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。また、国、県、隣接自治体との連携の強化を推進する。[国・県・市・隣接自治体]

○災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う。[市]【再掲】

○緊急輸送道路や鉄道の軌道敷の下に埋設されている特に重要な管路の耐震化を進める。[市]

○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する。[市・地域・民間]

○橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく5年に1回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する。[国・県・市]

(三河港の業務継続力の強化)

○伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。[国・県・市・民間]【再掲】

○災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため、策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的実施し、継続的に改善していく。[県・市・民間]【再掲】

(指標)

◆(再掲) 緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率(市) 現状値: 94%(H27) ⇒ 目標値: 100%(R5)

◆(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値: 6橋(H35)

◆林道橋の定期点検 目標値: 5年毎に実施

◆大橋通・西小田原町23号線の老朽化対策 現状値: 0%(R2) ⇒ 目標値: 100%(R5)

◆大橋通・駅前大通19号線ほかの老朽化対策 現状値: 60%(R2) ⇒ 目標値: 100%(R4)

◆緊急道路等の路面下空洞の定期点検 目標値: 5年毎に点検

◆横断歩道橋等個別施設計画の改定 目標値: 5年毎に改定

◆横断歩道橋等の定期点検 目標値: 5年毎に点検

◆横断歩道橋等の老朽化対策 現状値: 0件(H30) ⇒ 目標値: 15箇所(R10)

◆一色町・王ヶ崎町1号線の整備 目標値: 整備完了(R3)

◆大岩町・小松原町55号線の整備 目標値: 整備完了(R6)

◆弥生町1号線の整備 目標値: 整備完了(R4)

◆橋梁長寿命化修繕計画の改定 目標値: 5年毎に改定

◆橋梁の定期点検 目標値: 5年毎に点検

◆橋梁の老朽化対策 現状値: 80橋(R1) ⇒ 目標値: 568(R8)

◆高速道路に架かる橋梁の撤去 目標値: 撤去完了(R4)

◆緊急輸送道路等における舗装の老朽化対策 現状値: 0m(R1) ⇒ 目標値: 3,200m(R5) など

## リスクシナリオ 6-5

防災インフラの長期間にわたる機能不全



(防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進)

- 大規模地震想定地域等における河川・海岸堤防等の防災インフラについて、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する。[国・県・市]

(防災インフラの迅速な復旧に向けた取組)

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を推進する。[国・県・市]

(関係機関における円滑な情報共有)

- 国による SIP4D、災害情報ハブ 等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める。[国・県・市]

## リスクシナリオ 6-6

避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)

- 避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する。[市]

(避難所運営体制の整備)

- 円滑な避難所開設・運営に向けて、避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる。また、自治会や自主防災会等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む。[市・地域]

(避難所間での格差の防止等)

- 避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策を検討し、他地域で災害が発生した時には、それを参考に本市のBCPやマニュアル等の見直しを行う。[市]
- 大規模災害時に想定される指定避難所以外への避難者に対しても、必要な食料や飲料水、生活物資を供給できるよう、適切な場所への分散備蓄について検討する。[市]

(避難所備蓄品及び救助用資機材の確保)

- 避難所の備蓄品及び救助用資機材は、適正な保管状態で備えるとともに、物品等を災害から守るための対策を講じる。また、災害時にすぐ使用できるよう、避難所要員、施設管理者、地域で資機材の取扱方法等の共有を進める。[市・地域]

(要配慮者等への支援体制の整備)

- 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む。[市・地域]
- 要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する。[市・民間]

(指標)

- ◆避難行動要支援者台帳登録者数 現状値：1,247人 (R1)
- ◆要配慮者受入れ協定締結施設数 現状値：39施設 (R2)
- ◆指定避難所マンホールトイレ設置 現状値:0箇所 (H29) ⇒ 目標値：16箇所 (R4) など

### リスクシナリオ 6-7

上記以外に起きてはならない最悪の事態

別紙参照

## 目標7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### リスクシナリオ 7-1

地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(消防・救急活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備とともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。[国・県・市・地域]
- 高性能消防指令センターや耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を推進する。[国・県・市]

(火災に強いまちづくりの推進)

- 避難・延焼遮断空間の確保や狭あい道路の改善のため、土地区画整理事業を進めている地区の早期完了や地区計画等の活用により公共施設整備に取り組む。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する。[市]【再掲】
- 市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、及び老朽放置空家対策を推進する。[市]【再掲】
- 市街地での火災の拡大を防ぐオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等の進捗に合わせ、市街化区域内の公園・緑地の整備を推進する。[市]
- 地震による消防水利の損失を回避するため、耐震性貯水槽を優先度の高い地域から計画的に整備するとともに、老朽化の著しい貯水槽の維持管理、更新整備を行う。また、水道の耐震化を進めるとともに、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。[国・県・市]

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。[国・県・市]

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。[国・県・市]

(感震ブレーカー等の普及)

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。[国・県・市]

(災害対応力の向上)

- 道路の閉塞が避難や消火活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用等を推進する。また、道路の通行可否情報等を効率的に収集するため、自転車等を活用した情報収集を実施していく。[国・県・市]

(消防団の災害対応力の強化)

○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。[市・地域]【再掲】

(指標)

- ◆(再掲) 現在施行中の土地区画整理事業進捗率 牟呂坂津 現状値：88.0% (R1) ⇒ 目標値：100% (R7)  
牛川西部 現状値：85.5% (R1) ⇒ 目標値：100% (R7)  
柳生川南部 現状値：74.4% (R1) ⇒ 目標値：100% (R8)
- ◆現在施行中の土地区画整理事業地内の街区公園等の整備面積 現状値：3.01ha (R1) ⇒ 目標値：5.46ha (R8)
- ◆耐震性貯水槽整備率 現状値：52% (H27) ⇒ 目標値：56% (R5) など

## リスクシナリオ 7-2

### 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(漂流物防止対策の推進)

○大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。また、海岸漂着物等が引き起こす二次災害を防止する観点から、海岸漂着物等の処理を推進する。[県・市・民間]

(港湾物流機能の耐災害性の向上)

○災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取組を促進する。[県]

(有害物質等の流出防止対策等の促進)

○発災時、有害物質等の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をするための事前把握と地域への周知を行う。[市・民間]

○初期消火などを事業所集積地域内で対処するための相互応援体制の検討や、事業所集積地域の災害対応力向上のための機材配備や企業備品の相互活用の検討を促す。[民間]

(三河港の業務継続力の強化)

○伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。[国・県・市・民間]【再掲】

○災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため、策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的実施し、継続的に改善していく。[県・市・民間]【再掲】

(河川・海岸堤防等の強化)

○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する。[国・県・市]【再掲】

○河川の河口部や海岸にある水門等が地震後も操作が可能となるよう、耐震補強等を推進する。また、地震後の地域の排水機能を確保するため、排水機場等の耐震対策を推進する。[国・県・市]【再掲】

(指標)

- ◆(再掲) 河川堤防の耐震化 現状値：0 河川 (H27) ⇒ 目標値：2 河川 (R5)
- ◆(再掲) 海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の耐震化 現状値：0 海岸 (H27) ⇒ 目標値：1 海岸 (R5)
- ◆(再掲) 河川の水門等の耐震化 現状値：0 河川 (H27) ⇒ 目標値：1 河川 (R5)
- ◆(再掲) 農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値：4 箇所 (R1) ⇒ 目標値：5 箇所 (R3)
- ◆(再掲) 農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値) 現状値：45 箇所 (R1) ⇒ 目標値：79 箇所 (R5) など

### リスクシナリオ 7-3

沿線・沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)

- 緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する。[市・地域・民間]【再掲】

(沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組)

- 沿道(道路区域外)に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。[国・県・市]

(道路の閉塞、鉄道の閉塞への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を推進する。[国・県・市]
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながる恐れがあるため、分散化を進める。[国・県・市]

(災害情報の収集体制の強化)

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を進める。[県・市]
- 自動車が通行できない時に、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、官民の自動車部ロード情報、既設の計測・観測機器等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにする。[国・県・市]

(指標)

- ◆(再掲) 要安全確認計画記載建築物数 現状値：10 棟 (R2) ⇒ 目標値：5 棟 (R7) など



## リスクシナリオ 7-4

### 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### （排水機場等の防災対策の推進）

- 排水機場等の損壊・機能不全による浸水の長期化等、二次災害の発生を防ぐため、排水機場の耐震化を推進する。[国・県・市]
- 排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う。[国・県・市]

#### （ため池の防災対策の推進）

- 防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作成など総合的な対策を進める。[県・市]
- 周辺住民の生命・財産を守るため、ため池や洪水調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する。[県・市]【再掲】

#### （土砂災害対策の推進）

- 土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。[国・県]
- 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として砂防えん堤の整備や体積土砂の撤去を行う。[国・県]

#### （山地災害への対策）

- 森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。[国・県]

#### （ハード・ソフト対策を総合した対策の推進）

- ため池の耐震化等について、国・県・市・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める。[国・県・市・民間・地域]
- 施設管理については、より効率的な点検・診断を行うなど推進する。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを踏まえるとともに、地図情報、防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する。[国・県・市]

#### （情報関連施策の推進）

- J アラートについて連携する情報伝達手段の多重化などの情報関連施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れを防止する。[国・県・市]

#### （消防団等の充実強化等の促進）

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進していく。また、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。[市・地域]

(指標)

- ◆(再掲)農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値:4箇所(R1) ⇒ 目標値:5箇所(R3)
- ◆(再掲)農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値) 現状値:45箇所(R1) ⇒ 目標値:79箇所(R5)
- ◆(再掲)ため池の耐震化等の整備 目標値:4池(R5)
- ◆神野新田町地の湖岸堤防整備 現状値:0m(R1) ⇒ 目標値:900m(R4) など

## リスクシナリオ 7-5

有害物質の大規模拡散・流出による土壌の荒廃

(石綿飛散防止対策の推進)

- 倒壊建屋等の解体時に適切に石綿(アスベスト)除去作業が行われず、石綿が飛散し市民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策を推進する。[県・市・地域・民間]
- 市内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める。[市]
- 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアル策定を進める。[県・市]

(PCB廃棄物等の適正処理による流出リスクの軽減)

- 建屋倒壊等によるPCBの漏えいによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、PCB含有電気機器等保管及び使用事業者に対し、適正な保管や早期の処分完了を指導していく。また、災害時に活用される市の施設にもPCB含有電気機器等が使用または保管されている現状があり、早急に処分を完了させる。[市・民間]

(環境監視体制の整備・強化)

- 大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する。[市・民間]

(特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進)

- 特定既存耐震不適格建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の耐震化を促進する。[民間]

(有害物質等の流出防止対策等の促進)

- 発災時、有害物質等の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処するための事前把握と地域への周知を行う。[市・民間]【再掲】
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。また、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高めていく。[国・県・市]
- 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、化学物質排出・移動量届出(PRTR)制度に基づくデータベースの有効活用を図る。[国・県・市]

(高圧ガス施設の耐震化の推進等)

- 高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を推進する。[県]

(指標)

◆アスベスト飛散防止対策(1000㎡以上の建築物) 現状値:15件(R1) ⇒ 目標値:5件(R6) など

### リスクシナリオ 7-6

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- ため池などの農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。[県・市]
- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。[国・県・市]

(森林の整備・保全)

- 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を促進する。[県]
- 山地災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。また、海岸防災林の整備等により、大規模津波等による被害を軽減することで人家・公共施設等の保全を図る。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。[国・県]

(土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施等)

- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の警戒避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。[国・県・市]

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。[県・市]

### リスクシナリオ 7-7

上記以外に起きてはならない最悪の事態

別紙参照

## 目標 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### リスクシナリオ 8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)

○応急仮設住宅建設予定地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行い、災害廃棄物の発生推計に合わせた、仮置場の確保を推進する。[国・県・市]

(災害廃棄物処理計画の推進)

○平成 27 年度に策定した豊橋市災害廃棄物処理計画を適切に運用管理し、公有地・民有地への災害廃棄物の投棄防止、災害廃棄物を処理するために必要な支援・受援の適正配分、仮設トイレの適正配置などを検討するとともに、研修・訓練により災害廃棄物への即応力を強化する。[市]

(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

○廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、建物及びプラントの耐震化を含め、災害発生時に施設の再稼働に必要なユーティリティーを確保できる設備を構築する。[市]

○自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入等、大規模自然災害発生等においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める。[県・市]

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

○PCBや石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者への指導を行い周知徹底する。[市・民間]

(災害廃棄物輸送体制の構築)

○災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う。[県・市]

(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

○災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。[市・地域]

(住宅・建築物の耐震化の推進)

○住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を推進する。[市]

(指標)

◆豊橋田原ごみ処理施設整備 目標値：施設稼働（焼却施設 R9、粗大ごみ施設 R13） など

### リスクシナリオ 8-2

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築)

○災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人ひとりの質の向上に努める。[市・地域]

○本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。[市・民間]

○災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う。[市・地域]

(復旧・復興を担う人材等の定住等)

○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。[県・市]

(地方行政機関等の体制・施設の強化)

○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する。[国・県・市]

(事前復旧・復興体制の強化)

○事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する。[県・市]

○必要に応じて復興都市計画行動手順書の検証や見直しを行う。[県・市]

○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する。[市]

○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。[県・市]

(医療機関の耐災害性の向上)

○被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。[国・県・市・民間]

(指標)

◆災害ボランティアコーディネーター養成講座受講者数 現状値：420人(R1) ⇒ 目標値：511人(R7)

◆県・市町村職員向け震災復興都市計画模擬訓練 目標値：毎年度実施(県)、毎年度参加(市) など

### リスクシナリオ 8-3

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(防災コミュニティの推進)

○地域における防災活動の中心となる防災リーダーの養成を行っているが、防災リーダーが不在の町があるため、継続して計画的に防災リーダーを養成する。また、児童・学校・自治会が連携した地域にお



<p>ける防災活動を推進する。[市・地域]</p> <p>○住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する。[市・地域]</p> <p>(地方行政機関等の体制強化)</p> <p>○治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等(警察/消防等含む)の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。[県・市]</p>
<p>(指標)</p> <p>◆防災リーダー養成講座修了者数 現状値：1,026人(R1)</p> <p>◆まちづくりモデル校区事業実施校区数 現状値：14校区(R1) ⇒目標値：22校区(R5) など</p>

<p><b>リスクシナリオ 8-4</b></p> <p>広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>(護岸施設の強化)</p> <p>○本市管理の大崎地区及び新西浜地区の護岸施設の機能調査を実施するとともに、必要な防災対策を推進する。[市]【再掲】</p> <p>(地籍整備の推進)</p> <p>○災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍整備を推進する。[市]</p> <p>(浸水等の被害軽減対策の推進)</p> <p>○河川・海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を排水計画として策定する。[国・県]</p> <p>(ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)</p> <p>○河川・海岸の堤防、水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。[国・県・市]【再掲】</p>
<p>(指標)</p> <p>◆(再掲)河川堤防の耐震化 現状値：0河川(H27) ⇒ 目標値：2河川(R5)</p> <p>◆(再掲)海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の耐震化 現状値：0海岸(H27) ⇒ 目標値：1海岸(R5)</p> <p>◆(再掲)河川の水門等の耐震化 現状値：0河川(H27) ⇒ 目標値：1河川(R5)</p> <p>◆(再掲)農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値) 現状値：45箇所(R1) ⇒ 目標値：79箇所(R5)</p> <p>◆(再掲)農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値：4箇所(R1) ⇒ 目標値：5箇所(R3) など</p>

<p><b>リスクシナリオ 8-5</b></p> <p>被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れにより、人口や企業が流出する事態</p>
---

(罹災証明書の迅速な発行)

○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から被災者支援システムを活用するとともに、従事者全員を対象とするシステム操作研修や住家の被害認定調査業務実務研修の実施に取り組む。[市]

(早急な住宅確保に向けた取組)

○応急仮設住宅建設マニュアルの整備及び建設候補地の台帳の更新を行う。また、県のマニュアル作成に合わせ、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制の整備を行う。[市]

(事前復旧・復興体制の強化)

○事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する。  
[県・市]【再掲】

○必要に応じて復興都市計画行動手順書の検証や見直しを行う。[県・市]【再掲】

○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する。[市]【再掲】

(臨海部における防災対策の推進)

○産業集積地である臨海部(明海地区・神野地区)が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する。[国・県・市・民間]【再掲】

○明海地区に接続する橋梁の落下防止策等を促進する。[県]【再掲】

○明海地区は埋立地であることから、液状化を発生させない施策を検討する。[市・民間]【再掲】

(指標)

◆(再掲) 県・市町村職員向け震災復興都市計画模擬訓練 目標値：毎年度実施(県)、毎年度参加(市) など

## リスクシナリオ 8-6

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐震化等の推進)

○石垣等も含め、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。[国・県・市]

(コミュニティの活力の確保)

○都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく。[県・市]

(博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化)

- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進める。[国・県・市]
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る。[国・県・市]

## リスクシナリオ 8-7

事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の推進等)

- 市街地等の地籍調査を推進するとともに、GNSS 測量などの最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する。また、「登記所備付地図作成作業第2次 10 か年計画」に基づき、大都市等において重点的に登記所備付地図を作成する。[国・県・市]
- 電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用を維持するとともに、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震や津波等の対策に役立つ情報を提供する。また、電子基準点の安定的な運用のため、故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等その機能の最適化を実施する。[国・県・市]
- 国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供する。[国・県・市]

(建設業の担い手確保等)

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。[県・市]

(所有者不明土地への対策)

- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。[県・市]

(復興体制や手順の検討等)

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練の実施等を推進するとともに、市町村における事前復興まちづくりの取組等を促進する。[国・県・市]
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。[国・県・市]
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。[国・県・市]

(用地の活用に係る平常時からの調整等)

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急

段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図る。[県・市]

## リスクシナリオ 8-8

### 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(的確な情報発信のための体制強化)

○災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。[県・市]

(災害からの復旧復興施策等の推進)

○平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る。  
[国・県・市]

(円滑な復興に向けた取組)

○大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画の運用管理や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う。[国・県・市]  
○将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。[国・県・市]

(金融機関における BCP の策定の促進)

○大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、BCP が未策定となっている金融機関に対して BCP の策定を促すとともに、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく。[国・県・市]

(災害に強い民間物流施設の整備促進等)

○地震・津波による産業施設への影響評価の手法の確立を進める。また、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する。[国・県・市]

## リスクシナリオ 8-9

上記以外の起きてはならない最悪の事態

別紙参照

## (2) 施策分野ごとの方針

### ア 個別施策分野

<p>① 行政機能／警察・消防等／防災教育等</p> <p>■行政機能 (市役所の業務継続力の強化)</p> <p>○「豊橋市役所地震対策業務継続計画」、「豊橋市民病院地震対策業務継続計画」、「上下水道事業継続計画」、「豊橋市ICT業務継続計画」などの業務継続計画(BCP)や災害対策本部各部班行動マニュアル等について、実効性の確保のための訓練や検証を実施するとともに、不断の見直しを行う。[市]【3-2】</p> <p>○他地域で災害が発生した時には、それを参考に本市のBCPやマニュアル等の見直しを行う。[市]【6-6】</p> <p>○本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する。[市]【2-1】</p> <p>(防災拠点施設の機能強化)</p> <p>○災害対策本部を設置する市役所西館の非常用発電機は、燃料タンクの設置及び発電機の更新により、連続稼働時間を72時間まで延長したが、引き続き、市役所、消防署、避難所等の防災拠点施設の地震対策、水害対策、電源対策等を進める。[国・県・市]【3-2】</p> <p>○大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う。[市]【3-2】</p> <p>○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する。[国・県・市]【8-2】</p> <p>(災害対応力の強化)</p> <p>○民間事業者、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウや施設・設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的や目標をもった合同訓練等を継続する。地方公共団体間の広域連携や相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制の強化など、災害対応力を高める。[県・市]【1-2】【1-4】【4-1】【4-3】</p> <p>○国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結などの受援体制の整備を促進する。[県・市]【1-4】</p> <p>○復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備、通信・連絡手段の確保、安否情報や被災者情報の取扱いについて検討する。[国・県・市]【3-2】</p> <p>○地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、防災計画等を見直し、備えを充実させる。また、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うほか、外部からの支援を早期に要請することについても検討する。[県・市]【7-2】</p> <p>○想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。[市]【7-2】</p> <p>○応援医療チーム等の受援体制の強化を図るため、災害時に公立施設を域外からの支援に提供するなどの対策が講じられるよう、平常時より自施設の災害対応力の把握・充実を図る。[県・市]【2-5】【3-2】</p>
--



(早急な生活再建に向けた体制整備)

- 被災者の住居確保等が遅延することで、生活の再建に遅れが生じないように、罹災証明書発行業務の迅速性及び的確性の確保に向け、平常時から住家の被害認定調査業務実務研修や被災者支援システム操作研修の実施に取り組む。[市]【2-7】【8-5】
- 応急仮設住宅を迅速に建設するためのマニュアル整備及び建設候補地の台帳の更新、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制を整備する。[市]【8-5】

#### ■警察・消防等

(警察・消防施設の強化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、情報通信施設等において、その機能が十分発揮されるよう、整備や地震対策等を推進する。また、電力・エネルギーの確保等、耐災害性を強化する。[国・県・市]【2-3】【3-1】【3-2】
- 防災訓練を含む各種訓練について、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施する。また、民間事業者等との連携を強化するとともに、地域防災力の中核である消防団の体制・装備・訓練の充実強化に加え、自主防災組織の育成・教育訓練、道路啓開等を担う建設業の人材確保の推進等により、地域防災力の充実強化を図る。[県・市]【1-1】【2-3】【7-1】
- 警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE、初動対処部隊（FAST-Force）等の装備資機材の充実、体制・機能の拡充・強化等を図る。[国・県・市]【2-3】
- 高性能消防指令センターや耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を推進する。[国・県・市]【7-1】

(災害対応装備資機材等の充実)

- 災害対応のための車両、装備資機材等の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を図る。[市]【2-3】
- 指定避難所等における良好な生活環境の確保を進めるため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮した取組を推進する。[市]【2-7】

(消防団の災害対応力の強化等)

- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実を進めるとともに、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。また、震災時にその経験・知識を活かして消防活動等の支援に従事する「消防活動支援員」の登録を推進する。[市・地域]【2-3】【3-2】【7-1】

(治安維持のための体制確保)

- 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。[県・市]【8-3】

#### ■防災教育

(効果的な教育・啓発の実施)

- 広範囲にわたる住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害や津波被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具の固定に繋がる効果的な教育・啓発を行う。また、ハザードマップの作成・周知などによる教育・啓発の取組を促進する。[市・地域]【1-3】【1-4】【1-5】【1-6】【4-

### 3]

- 家庭、社会、職場、学校等、生活のあらゆる側面について、「自分の命は自分で守る」ことを基に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育を実践するための方策を検討する。特に、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、児童・生徒に対する防災・減災教育を推進するとともに、中学生以上には救助する側になってもらうための意識啓発や訓練を実施する。[市・地域]【1-3】【1-4】【1-5】【1-6】
- 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。[市・地域]【1-3】【1-4】【1-5】【1-6】

## ②住宅・都市

### (耐震化の促進)

- 既存建築物の耐震化促進を図るため、平成14年度から住宅を中心とした耐震化支援施策に取り組んでおり、「豊橋市建築物耐震改修促進計画」に基づき住宅耐震化を推進しているが、今後も支援策を継続するとともに、建物所有者に対する啓発を強化する。[市・地域]【1-1】
  - 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。[県・市・民間]【1-1】
  - 「特定既存耐震不適格建築物(1号)」(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する。[市・民間]【1-1】
  - 緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する。[市・地域・民間]【6-4】【7-3】
  - 特定既存耐震不適格建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の耐震化を促進する。[民間]【7-5】
  - 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。[国・県・市]【1-1】【7-1】
  - ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。さらには、住民向けの分かりやすい広報、啓発を積極的に展開することにより、住宅、建築物の建替えや改修、家具の転倒防止対策を誘発する効果的な取組を推進する。[県・市]【1-1】
  - 防災拠点、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療・社会福祉施設、矯正施設等については、天井等非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策等を進める。[国・県・市]【2-7】【6-6】【7-1】
- (津波避難対策の推進)
- 津波災害が生じるおそれがある地域については、津波避難ビル(施設)の指定・確保を推進する。また、表浜海岸は、周辺の地理に不案内なレジャー客が訪れることから、迅速・的確な避難・誘導體制を検討する。[市・地域]【1-3】

(家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)

- 広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について、取組を強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する。[市・地域・民間]【1-1】

(火災に強いまちづくりの推進)

- 避難・延焼遮断空間の確保や狭あい道路の改善のため、土地区画整理事業を進めている地区の早期完了や地区計画等の活用により公共施設整備に取り組む。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する。[市]【1-2】【7-1】
- 市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、老朽放置空家対策を推進する。[市]【1-2】【7-1】
- 地震による火災の発生を抑えるため、感震プレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にプレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。[市]【7-1】

(災害時の水の確保等)

- 各家庭・市・県における飲料水等の備蓄、自立・分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等による災害時における各種施設のライフラインの代替機能確保を図る。その際、まとまりのある区画単位を基本として実施することに留意する。[県・市・地域]【2-1】【2-2】【5-2】

(渇水対策等の推進)

- 東三河地域は水資源が脆弱でこれまでも渇水による節水が繰り返し行われており、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。[県・市]【5-7】

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- 安全で安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設の老朽化対策とともに、耐震化を推進する。[市]【2-1】

(下水道施設の耐震化等の推進)

- 地震対策として下水処理場・ポンプの耐震調査を行い、耐震性能の把握とその対策を進めているが、施設規模の大きい中島処理場や富士見台処理場を優先して設備の耐震化を推進するとともに、津波浸水想定エリア内の施設については、施設の重要度に応じて、[処理機能の確保](#)を目的とした津波対策を推進する。[市]【6-3】

(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)

- 避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する。[市]【6-6】

(事前復旧・復興体制の強化)

- 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する。[県・市]【8-2】
- 必要に応じて復興都市計画行動手順書の検証や見直しを行う。[市]【8-2】

○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する。[市]【8-2】

(帰宅困難者等支援対策の推進)

○豊橋駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、帰宅困難者等支援計画を策定するとともに、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導體制を構築、定期的な訓練を実施する。[市・民間]【2-4】

(道路の防災対策の推進)

○ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港などの物流拠点を結ぶ国道 23 号名豊道路を始めとする幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、臨港道路東三河臨海線の事業化と浜松三ヶ日・豊橋道路(仮称)の実現に向けた取組を進める。また、耐震強化岸壁へのアクセスとしての臨港道路等の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する。さらに、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備を推進する。[国・県・市]【2-5】【4-3】【5-1】

(各種施設の災害対応機能の強化)

- ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信)の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策を実施する。[国・県・市・民間]【6-3】【6-4】
- 指定避難所となる施設等について、非構造部材を含めた耐震対策、自家発電設備、備蓄倉庫の整備やエネルギー・衛生環境の確保、施設のバリアフリー化等による防災機能の強化や老朽化対策を進める。[国・県・市]【2-7】
- 多数の負傷者が発生した際、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等の確保に取り組む。[県・市]【2-5】

(多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保)

○応急仮設住宅(建設型・賃貸型)、公営住宅、住宅の応急修理など、多様な手法を活用して迅速な仮設期の住まいの確保を推進する。[県・市]【2-7】

(復興に向けた住まいの在り方)

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について検討する。[県・市]【8-7】
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。[国・県・市]【2-7】

(文化財の防災対策等)

○文化財の耐震化等を進めるとともに、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めるため、博物館における展示方法・収蔵方法等の点検や、各地の有形無形の文化を映像等に記録するアーカイブなど、文化財の保存対策を進める。[国・県・市]【8-6】

### ③保健医療・福祉

(豊橋市民病院の機能維持)

- 災害時における対応の強化を図るため、豊橋市民病院と協定を締結する市立病院との協力体制やDMATの受援体制を強化することで、広域災害時における災害医療体制を確保するとともに、新たな被害想定を踏まえた実践的な災害対応訓練を継続的に実施する。[市]【2-5】
- 豊橋市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化するため、受水槽や高架水槽の耐震補強、井戸水浄化設備の設置、非常用発電設備の更新・増設、災害に強い特別高圧受変電設備の設置を実施したが、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化や浸水対策を推進する。[市]【2-5】

(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化)

- 浸水域にある第二次医療機関について、医療機能を万全に提供できるように、対策を講じる。[市・民間]【2-5】
- 災害拠点病院や救急医療施設について、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時における災害医療体制を確保する。[国・県・市・民間]【2-5】

(災害時における医療機能の確保)

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、資機材の確保、協定の締結、訓練の実施及び各種計画の策定等、適切な医療機能の提供の在り方について検討し官民が連携して取り組む。[県・市・民間]【2-5】
- 医療機能を適切に活用するために、救助、救急、医療及び緊急物資等の輸送に必要な緊急輸送道路等の整備を推進するとともに、早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係者との連携を強化する。さらに、浸水により医療機能が停止することがないよう対策を講じる。また、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・代替水源の確保、水・食料等の備蓄等により防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する。[国・県・市]【2-5】
- 関係機関と連携し、水や燃料が優先的に配分されるような協力体制の構築やBCPの策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する。さらに、資機材、人材を含む医療資源の適切な配分、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、大量かつ広域的に発生する被災者等について必要かつ適切なサービスを受けられるよう、災害に強い保健医療、福祉機能の強化に向けた取組を推進する。[県・市・民間]【2-5】
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。[県・市・民間]【2-5】

(応急救護所の機能充実等)

- 災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する。また、校区自治会等と連携した応急救護所開設訓練の実施箇所数を増加させる。[市・地域]【1-1】

(災害医療活動の確保)

- 医療救護を担う災害派遣医療チーム(DMAT)については、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成していくとともに、訓練等による能力の維持・向上を図る。さらに、急性期の災害派遣活動後に必要となる現地の医療ニーズを把握して医療資源を適切に配分、調整する仕組みを含む全国的な支援体制を構築する。[国・県・市]【2-7】
- 災害派遣精神医療チーム(DPAT)や災害時に県、保健所等が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する災害医療コーディネーター、災害時に医療支援活動等に対応できる職種を横断した人材の養成に取り組む。[国・県・市]【2-7】



- 災害派遣医療チーム（DMAT）が活動拠点へ到達できるよう、災害時の活動経路を早期啓開し医療物資物流を確保するため、関係機関が連携し、道路の防災、地震対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、情報通信の災害対応力の強化、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を推進する。[国・県・市]【2-7】
- 効率的な災害救援派遣や、救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材や派遣調整や本部等での指揮調整等を行う人材の養成など、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図る。[国・県・市]【2-7】
- 被災地内で対応が困難な重症患者を治療するための拠点・施設等の強化に向けて、必要な設備や機能や資機材等について平常時の活用策も含めて検討し、具体化を進める。[国・県・市]【2-7】

（防疫の確保）

- 災害時には感染症のまん延（大規模発生）防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、感染症まん延防止対策を熟知した職員を育成する。[市]【2-6】
- 大規模災害時における疫病、感染症等の医療機関及び本市等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する。[市]【2-6】
- 災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、平常時から予防接種を促進する。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する。[県・市]【2-6】
- 避難者の間で感染症が流行しないよう、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、正しい感染症予防など健康管理に係る情報を行き渡らせる方策を計画しておく。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持するとともに、指定避難所となる施設については、災害時にも衛生環境を良好に保てるよう、薬剤や備品を的確に確保できる体制を構築する。[県・市]【2-6】

（医師会等関係機関との連携強化）

- 災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する。[市・民間]【2-5】

（災害時保健活動の確保）

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制を整備するとともに、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。[県・市]【2-5】
- 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し、応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、軽傷者について地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制について官民が連携して検討する。[県・市・民間]【2-5】
- 保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、ストレス性疾患や災害による精神的な問題などから健康を害することがないように、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。[県・市]【2-7】
- 平常時から保健医療・介護の連携を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者がコミュニティの活動に参加する環境を整備し、コミュニティの災害対応力を強化する。[県・市]【2-7】
- 保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）

について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。[県・市]【2-7】  
○保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。[県・市]【2-7】

(孤立地域における救急・救命体制の確保)

○災害により孤立化が危惧される明海地区については、的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、応急救護所設置・運営体制の充実など、本市との連携を強化する。[市・民間]【2-5】

(要配慮者等への支援体制の整備)

○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む。[市・地域]【6-6】

○要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する。[市・民間]【6-6】

○災害時において一般の避難所では生活困難な高齢者、障害者等の要配慮者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられ、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定促進を図る。また、要配慮者に対する緊急的な支援を図るため民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する。  
[県・市]【2-7】

○大規模な災害が発生した際に要配慮者を支援する災害派遣福祉チーム(DCAT)について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。[県・市]【2-7】

(社会福祉施設の耐震化の促進)

○昭和56年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる。[民間]【1-1】

#### ④エネルギー

(エネルギーの確保対策の促進)

○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。[市・民間・地域]【6-1】

(民間事業者との連携による燃料の確保)

○本市では燃料油類の供給に関する協定を豊橋石油業協同組合と締結しているが、発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。[県・市・民間]【6-1】

(燃料供給ルート確保に向けた体制整備)

○発災後の燃料供給ルートを確保するため、啓開ルートの優先性や代替輸送ルートを検討するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。[国・県・市]【5-2】

(エネルギー供給源の多様化)

○エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進促する。[国・県・市・地域・民間]【5-2】【6-1】

(ガス管の耐震性向上)

○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを推進する。[民間]【6-1】

(電力設備の早期復旧体制整備等の推進)

○大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。[県・市・民間]【2-1】

○災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。[県]【6-2】

(停電時における電動車等の活用)

○停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。[市・民間]【2-1】

## ⑤情報通信

(情報収集手段の多様化と一元的集約)

○E T C 2.0 車載器及びE T C 2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS波浪計の設置・活用等、ITを活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する。[国・県・民間]【1-6】

○災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する。[国・県・市・民間]【1-6】

○ICTを用いて、気象や各種災害情報、及び携帯端末等を通じて市民から直接発信される諸情報を、リアルタイムで共有する仕組みを官民あげて検討する。[国・県]【1-6】

(市民への確実な情報の伝達等)

○市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、同報系防災無線、豊橋ほっとメール、防災ラジオ、ホームページ、SNS等を整備しているが、防災ラジオや豊橋ほっとメールのさらなる普及とともに、情報の一括配信システムを構築するなど、情報通信基盤整備を推進する。[市・地域]【1-6】

(多様な情報提供手段の確保)

○災害関連情報の収集・提供を行うため、防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等、公衆無線LAN(Wi-Fi)等により旅行者、高齢者・障害者、外国人等にも配慮した多様な提供手段を確保する。[国・県・市]【2-1】

○本市のケーブルテレビ局とコミュニティFM局が共同で開発したアプリは、インターネットを利用した音声・文字放送により、緊急放送や防災情報等を提供するほか、難聴エリア対策となるため、普及を進める。[市・民間]【4-2】

○災害時における市民への重要な情報伝達手段であるケーブルテレビは、停電や落雷に強いFTTH方式の整備を完了したが、今後、利用者に対しFTTH方式への移行を促す。[民間]【4-2】

○観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備促進及び災害用統一SSID「OOOOJAPAN」の普及・啓発を行う。[国・県・市・民間]【4-2】

○災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。[市]【2-7】

(適時・適切・確実な情報の発信)

○避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。[市・地域]【1-6】【4-3】

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。[県]【4-1】

(的確な情報発信のための体制強化)

○災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。[県]【8-8】

## ⑥産業・経済

(事業所等の業務継続力の強化)

○事業所等の被災による経済活動の停止や雇用喪失・収入途絶による生活支障が生じることを防ぐため、平常時から事業所等における防災対策やBCPの策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する。[市・民間]【5-1】

○事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。[国・県・市・民間]【5-1】

(臨海部における防災対策の推進)

○産業集積地である臨海部（明海地区、神野地区）が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する。[国・県・市・民間]【1-3】【5-1】【8-5】

○明海地区に接続する橋梁の落下防止策等を促進する。[県]【5-1】【8-5】

○明海地区は埋立地であることから、液状化を発生させない施策を検討する。[市・民間]【5-1】【8-5】

(自衛消防力の充実強化)

○防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める。[市・民間]【5-3】

(有害物質等の流出防止対策等の促進)

○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する。[県・市・民間]【5-3】

○有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う。[県・市・民間]【5-3】

○初期消火などを事業所集積地域内で対処するための相互応援体制の検討や、事業所集積地域の災害対応力向上のための機材配備や企業備品の相互活用を検討を促す。[民間]【7-2】

(漂流物防止対策の推進)

- 大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。[県・市・民間]【7-2】

(用水施設の大規模地震対策の推進)

- 豊川用水においては、平成11年度から施設の老朽化・劣化対策と安定供給を目的とした二期事業を実施しており、幹線水路の複線化を進めている。平成19年度からは大規模地震対策も目的に加わり、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の複線化が完了したため、残り1/3の未完了区画の事業を促進する。[水資源機構]【5-6】【6-2】

(建設業における担い手の確保等)

- 復旧復興を担う建設業における技能労働者等の高齢化の進展などといった人材不足の課題を踏まえ、人材の確保・育成に向けた取組、環境づくりを進める。[県・市]【8-7】

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)

- 中部経済連合会公表(2019年5月)の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。[国・県・市]【5-1】

(中小企業の事業活動継続への支援)

- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。[国・県・市]【5-1】

## ⑦交通・物流

(基幹的交通ネットワークの機能停止対策の検討等)

- 大規模災害時において陸・海の基幹的交通ネットワークを機能停止に陥らせないように、津波・洪水・高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクに対する対策を検討する。また、発災後の道路啓開や航路啓開など、交通ネットワークの復旧に向けた取組等についても検討する。特に主要交通を担う道路は、脆弱性の確認ができていないため、道路構造の改良や代替路を選定する。[国・県・市]【6-4】

(緊急物資等供給ルートの確保)

- 地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート及び防災拠点等への燃料供給ルートを確実に確保する。[市]【2-1】【5-2】
- 地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。[市]【5-4】【6-4】
- 救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性(リダンダンシー)機能を持つ高規格道路網の整備を促進する。[国・県]【5-4】【6-4】
- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。[国・県・市]【6-4】



○緊急輸送道路等の耐震補強や道路の斜面崩落防止などの防災対策、信号機電源付加装置を含む交通安全施設等の安全対策を推進する。さらに、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建築物の損壊等を防ぐため無電柱化等を推進する。[国・県・市]【4-1】【6-4】

(緊急物資等新たな広域支援ルートの確保)

○地震による市民生活への影響を最小限に止めるため、新たな広域支援ルートとして、緊急物資の供給ルート及び防災拠点等への燃料供給ルートを確実に確保するため、スマートICの整備を進める。[国・県・市]【2-1】

(緊急道路等の路面陥没対策)

○災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う。[市]【5-4】【6-4】

○緊急輸送道路や鉄道の軌道敷の下に埋設されている特に重要な管路の耐震化を進める。[市]【6-4】

(孤立の可能性がある地域へつながる道路整備の推進)

○ゼロメートル地帯など、津波・高潮・洪水等で甚大な被害のおそれのある地域や災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する。[県・市]【2-1】【2-2】

(公共交通機関の安全確保・利便性の向上)

○災害発生時における豊橋鉄道渥美線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する。[民間]【6-4】

○高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する。[民間]【6-4】

(港湾における地震・津波対策の推進)

○陸上輸送の寸断に備え、三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する。[国・県・市]【2-1】【5-4】【6-4】

○災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化の推進等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取組を促進する。[県]【7-2】

(自転車避難の活用検討)

○平常時においても近距離の移動に最適であり、燃料を必要としない交通手段である自転車について、災害時における移動手段として活用できる環境づくりを行う。また、自転車ネットワーク路線の整備を推進する。[市・地域]【1-3】

(三河港の業務継続力の強化)

○伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。[国・県・市・民間]【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】【7-2】

○災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮か

らの確実な避難を図るため策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的を実施し、継続的に改善していく。[県・市・民間]【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】【7-2】

(貨物等の流出防止対策の推進)

○臨海部のふ頭用地には、完成自動車やコンテナ等の貨物が蔵置されており、津波や高潮等により、ふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路などの水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、貨物流出防止対策を推進する。[国・県・市・民間]【5-4】

(緊急輸送道路等の地震対策の推進)

○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を着実に進める。[国・県・市]【2-1】【2-2】【2-3】【2-5】【3-2】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-5】【6-4】

(交通マネジメント、物流マネジメント、交通情報の提供)

- 避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実効できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者などが避難する場合等、自動車での避難も検討しておく。また、避難手段として、自転車活用推進計画を基に、自転車の活用も検討する。[県・市]【1-3】
- 大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援のため、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と検討する。[県・市・民間]【2-4】
- 交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、官民の自動車プローブ情報の活用や現地調査における自転車等の活用を図るとともに、通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるよう、光ビーコン、ETC2.0等の活用など、道路の通行可否を迅速に把握するための対策を推進する。[国・県・市・民間]【1-6】【4-3】【6-4】
- 南海トラフ地震等の事態に対応した必要な人員・物資等の調達体制を構築するとともに、ラストマイルも含めて円滑に被災地に供給できるよう、船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等との間の情報共有及び連携体制の強化とともに、既存の物流機能等を効果的に活用するための体制整備を図る。[国・県・市・民間]【6-4】
- 貨物鉄道や海上輸送等の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制を検討する。[国・県・市]【8-1】

(施設管理、危機管理体制)

○ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車、LPG 燃料自動車・船舶、LNG 燃料自動車・船舶など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。[国・県・市・民間]【5-2】

## ⑧農林水産

(災害時における食料確保対策の強化)

- 家庭内備蓄や企業内備蓄の促進等により、食料確保対策を強化する。[市・地域・民間]【2-1】
- 適切かつ効率的な備蓄の運用を図るとともに、緊急時においては、備蓄の活用を着実に実施する。  
[県・市]【2-1】

(ため池・排水機場等の地震対策等の推進)

- 周辺住民の生命・財産を守るため、ため池は老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する。[県・市]【1-5】
- 豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのあるため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの公表を進める。[市・地域]【1-5】
- 2019年5月に新たな基準により選定した「防災重点ため池」(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)について、耐震化等に取り組む。[県・市]【7-4】
- 地震発生後の地域の排水機能を確保するため、排水機場の耐震化を推進する。[国・県・市]【7-4】

(生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農地海岸の耐震、耐津波性の向上、老朽化対策等、農業水利施設の耐震化、老朽化対策、有害鳥獣防止柵の適切な設置等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を促進する。[県・市・地域]【5-6】
- 一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えたBCPモデルを作成し、普及・啓発を進める。[市・民間]【5-1】【5-6】

(森林の整備・保全)

- 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する。[県]【7-6】

## ⑨地域保全

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に対して備えるため、河川・海岸堤防、水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。[国・県・市]【1-3】【1-4】【7-2】【8-4】
- 「水防法」に基づき指定した浸水想定区域、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定した津波災害警戒区域において、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成など、避難体制の整備を促進する。[国・県・市]【1-3】【1-4】
- 本市管理の大崎地区及び新西浜地区の護岸施設の機能調査を実施するとともに、必要な防災対策を推進する。[市]【1-4】

(気候変動を踏まえた水災害対策)

○近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。[国・県・市]【1-4】

(豊川の減災に係る取組の実施)

○「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針に沿った排水計画・復旧計画の立案を促進する。[国]【1-4】

○「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する。[国・県・市]【1-4】

(土砂災害対策の推進)

○県が行う土砂災害防止施設整備などのハード対策と土砂災害警戒区域の指定などのソフト対策、市が行う付近住民への危険性や避難の重要性の周知など、県と市が連携して対策を実施する。[県・市]【1-5】

○「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定した土砂災害警戒区域、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成など、避難体制の整備を促進する。[国・県・市]【1-5】

(水の安定供給体制の強化)

○大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の強化等ソフト対策を推進する。[国・水資源機構・県・市]【5-7】

○異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組む。[国・水資源機構・県・市]【5-7】

○東三河地域は水資源が脆弱でありこれまでも渇水による節水が繰り返し行われており、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。[国・県・市]【5-7】

(海岸防災林の機能の維持・向上)

○海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を併せ持つことから、その機能を維持・向上させる。[県]【1-3】

(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)

○南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、地方公共団体、関係機関等が協力して検討していく。[国・県・市・民間・地域]【1-3】

(既存施設の管理・活用の推進)

○平成30年度に策定した海岸保全施設の長寿命化計画により、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する。[県・市]【1-4】

## ⑩環境

(災害廃棄物処理計画の推進)

○平成27年度に策定した豊橋市災害廃棄物処理計画を適切に運用管理し、公有地・民有地への災害廃棄物の投棄防止、災害廃棄物を処理するために必要な支援・受援の適正配分、仮設トイレの適正配置などを検討するとともに、研修・訓練により災害廃棄物への即応力を強化する。[市]【8-1】

(浄化槽の災害対応力の強化)

○単独処理浄化槽については、より災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進し、災害に強く早期に復旧できる個別分散型処理施設として普及を図る。併せて、浄化槽台帳システム整備を進めるとともに、浄化槽の維持管理状況も把握し、浄化槽システム全体の災害対応力強化を図る。[市]【6-3】

(有害物質の漏えい対策等の推進)

○有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、石綿飛散防止、PCB 廃棄物の適正処理等の対策を推進する。[県・市・地域・民間]【7-5】【8-1】

○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をするための事前把握と地域への周知を行う。[市・民間]【7-2】

○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する。[県・民間]【5-3】

○有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、アラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う。[県・民間]【5-3】

○PCBや石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者への指導を行い周知徹底する。[市・民間]【8-1】

○有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。また、有害物質の貯蔵状況等に関する情報共有、有害物質排出・流出時における監視・拡散防止等について、国と地方公共団体が連携して的確に対応する体制を構築・維持する。[国・県・市]【7-5】

(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

○廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、建物及びプラントの耐震化を含め、災害発生時に施設の再稼働に必要な有用性を確保できる設備を構築する。[市]【8-1】

(環境監視体制の整備・強化)

○大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する。[市・民間]【7-5】

(地球環境問題への対応等)

○地域循環共生圏の創造を推進し、自立・分散型エネルギーや自然環境が有する多様な機能の活用等を通じて、地域資源の活用を通じた地域のレジリエンス向上に貢献する。[国・県・市・地域・民間]【5-2】【6-1】

○海岸林、湿地などの自然環境が有する防災・減災機能を評価し、各地域の特性に応じて、自然環境の持つ「グリーンインフラ」としての機能を活用した防災・減災対策を推進するとともに、海岸漂着物等が引き起こす二次災害を防止する観点から、海岸漂着物等の処理を推進する。[国・県・市]【7-2】【7-4】

○鳥獣による森林等の荒廃を防ぐために、鳥獣害対策を推進する。また、防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。[県・市]【5-5】【7-6】



## ⑪土地利用

(災害リスクを考慮した土地利用への転換)

○立地適正化計画において、居住誘導区域における災害リスクへの防災対策等を定める防災指針を策定し、防災の観点を取り入れたまちづくりを進める。[市]【1-3】【1-4】【1-5】

(避難場所及び災害復旧用オープンスペースの確保)

○応急仮設住宅建設予定地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行い、災害廃棄物の発生推計に合わせた、仮置場の確保を推進する。[市]【8-1】

(地籍整備の推進)

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍整備を推進する。[市]【8-4】

(迅速な復興のための環境整備)

○平常時から基本的な地理空間情報(G空間情報)を整備するとともに、防災・減災・災害対応等の場面においてデータの利活用を進める。[国・県・市]【8-7】

## イ 横断的分野

### ①リスクコミュニケーション

(地域防災力・企業防災力の向上)

○地震・津波から身を守るため、耐震対策、家具・事務機械等の転倒防止対策、避難の重要性について周知・啓発を推進する。[市・地域・民間]【1-1】

○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、消防署による戸別訪問時や自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する。[市・地域・民間]【2-1】

○防災訓練等による地域防災力や企業防災力の向上を図る。また、住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する。[市・地域・民間]【1-1】【8-3】

(人材の育成)

○地域における防災活動の中心となる防災リーダーの養成を行っているが、防災リーダーが不在の町があるため、継続して計画的に防災リーダーの養成を推進する。[市・地域]【8-3】

○児童・学校・自治会が連携した地域における防災活動を推進する。[市・地域]【8-3】

○災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人ひとりの質の向上に努める。  
[市・地域]【8-2】

○本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。[市・民間]【8-2】

○災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う。[市・地域]【8-2】

○避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる。また、BCPや各種マニュアル等を見直す。[市]【3-2】【6-6】

(効果的な教育・啓発等の推進)

- ハザードマップの作成や防災講話等による南海トラフ地震被害予測調査結果や各種ハザードマップの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する。[市]【1-3】【1-6】
- 行政と自治会や自主防災会等との協力・連携体制の構築、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるように意識啓発を行う。また、避難所開設に備え、避難所要員と自主防災会等で避難所資機材の取扱方法等について共有を進める。[市・地域]【6-6】
- 防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する。また、重要水防箇所等の合同巡視を水防団等のほか、地域住民と実施する。[国・県・市・民間・地域]【1-4】

(避難の円滑化、速化等)

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図る。[国・県・市]【4-3】
- 高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う。[国・県・市]【1-3】【1-4】【1-5】
- 各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する。[市]【8-3】
- 避難の円滑化、迅速化等を図るため、市町村におけるタイムラインの策定等を促進するとともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する。[市]【1-3】【3-2】

(避難所間での格差防止)

- 避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策について検討する。[市]【6-6】

(復旧・復興を担う人材等の定住促進)

- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。[県・市]【8-2】

## ②人材育成

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 東日本大震災等での事例や市の災害ボランティア受入体制の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する。[市]【8-2】
- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する。また、災害時医療に携わる職種を横断した人材養成及び体制整備を進める。他方、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。[国・県・市]【2-3】【2-5】【2-6】【2-7】
- 民間事業者による自助・公助の取組を強化するため、民間事業者の内部でのBCPの担い手に加えて、民間事業者のレジリエンス向上を牽引する専門人材を各地域に育成する。[県・市]【5-1】

(指導者等の育成)

- 防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進等するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する。特に、復興の観点から、まちづくり・

地域づくりに関わる仕組み等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む。[国・県・市]【2-3】  
【8-7】【8-8】

### ③老朽化対策

(非構造部材の耐震化の推進)

○市有公共施設の躯体の耐震化は完了しているが、非構造部材は未完了であり、老朽化が進んでいる施設もあることから、公共施設等総合管理計画や関連施設の個別計画等に基づき、施設の最適化を図りつつ、非構造部材の耐震化を推進する。[市]【3-2】【6-6】

(道路施設の老朽化対策)

○橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく5年に1回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する。[国・県・市]【6-4】

(管路の老朽化対策)

○南海トラフ地震等の災害時における水道の供給体制を確立するため、老朽管の更新とともに、耐震化を計画的に推進する。また、下水道管路施設についても、重要管路を優先的に老朽化対策を推進する。[市]【6-2】【6-3】

(ため池・洪水調整池・排水機場の老朽化対策等)

○周辺住民の生命・財産を守るため、ため池や洪水調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する。[県・市]【1-5】【7-4】【8-4】

○地震発生後の地域の排水機能を確保するため、排水機場の耐震化を推進する。[県・市]【7-4】

(耐震性貯水槽の更新整備)

○耐震性貯水槽を優先度の高い地域から計画的に整備するとともに、老朽化の著しい貯水槽の維持管理、更新整備を行う。[国・県・市]【7-1】

(水門・排水機場・農業集落排水施設等の老朽化対策)

○河川・海岸の水閘門・排水機場、農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策等を推進する。[国・県・市]【1-3】【1-4】【6-3】【8-4】

### ④研究開発

(大学への研究委託)

○東三河8市町村で東三河地域防災協議会を設置し、地元大学を顧問として、東三河地域における防災対策の推進を図っているが、今後も顧問大学への研究委託を通して、その成果を活用する。[東三河8市町村・民間]【3-2】

(技術開発成果の転用と活用)

○Society 5.0の実現とともにSDGs 達成に向けた取組など、研究機関や民間事業者における基礎技術から応用技術に至る住民の安全・安心に係る幅広い分野での社会実装に向けた研究開発を促進する。

[国・県・市]【4-3】

(戦略的イノベーション創造プログラムの活用)

- 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)による、レジリエントな防災・減災機能の強化等のプログラムにおける研究開発で得られた成果を本市の災害情報共有システムで活用する。[市]【1-6】

⑤産学官民・広域連携

(大規模災害時の広域連携の推進)

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する。[国・県・市・民間]【2-1】

(産学官民の連携)

- 被害情報を始めとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供、SNSの活用などの取組を推進する。[国・県・市]【1-5】【4-3】
- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及び中間支援組織等の連携体制の構築を図る。また、市に設置される災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制の検討を進める。[県・市]【8-2】
- 平常時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進する。また、市とインフラ・ライフラインに関する事業者が協力して地域の具体的な被害予測などの情報を提供することや、市と経済団体等とが協力して総合相談窓口などの体制を整えること等により、民間事業者のBCP等、災害に対応するための取組を支援する。[県・市]【5-1】

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

- 東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。[東三河8市町村]【3-2】

(物資調達・供給体制の構築)

- 避難所等の避難者へ速やかに物資が行き届くように、産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築する。[市・民間]【2-1】

(ゼロメートル地帯における広域避難の体制の確立)

- ゼロメートル地帯対策として、広域避難の検討を行う。[県・市]【1-4】

## 第5章 計画推進の方策

### 1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市長を会長とする「豊橋市地震防災対策推進会議」を中心とした全庁部局横断的な体制のもと、取組を推進します。

また、地域強靱化を実効あるものとするため、市のみならず、国、県、近隣自治体等の行政機関、市民、民間事業者等の関係者が連携・協力・調整し、強靱化の取組を推進します。

### 2 計画の進捗管理

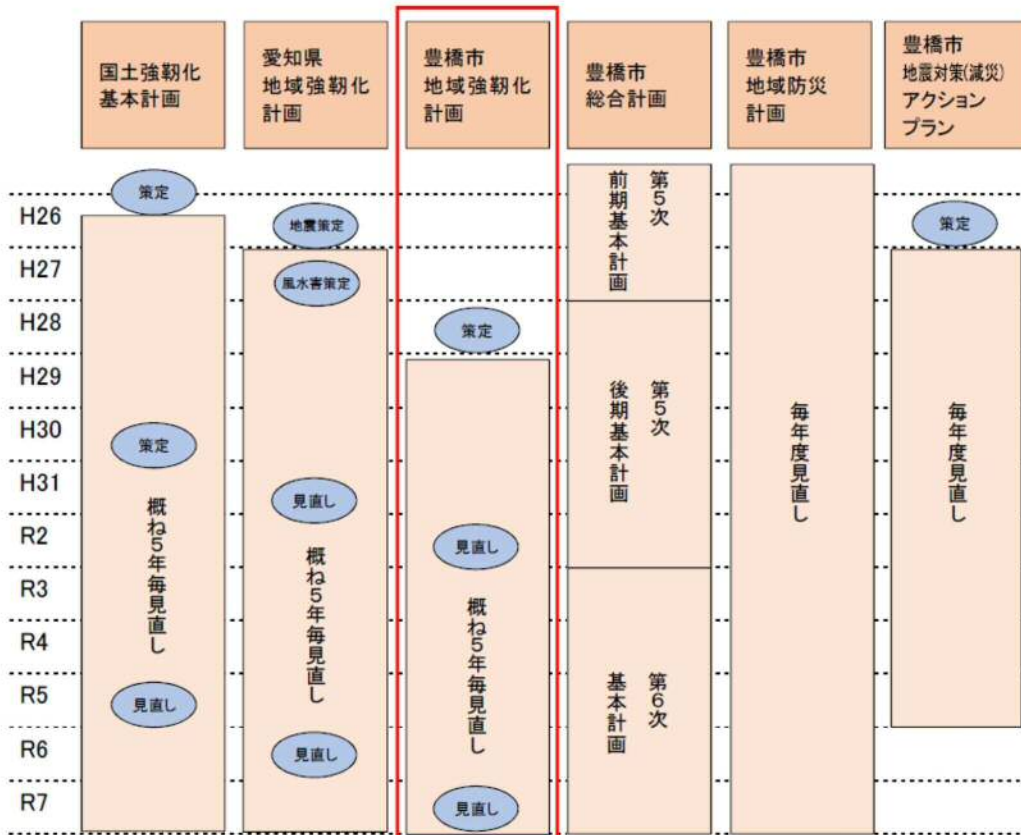
本計画を効果的に推進するため、第4章「2 推進すべき施策の方針」で示した各取組主体が進めていく強靱化に資する施策・事業を、リスクシナリオごとに整理し、毎年の進捗状況や指標に基づく目標の達成状況を把握し、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを繰り返していきます。

### 3 計画の見直し

本計画は強靱化の方針や方向性を示すものであり、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに本計画全体を見直すこととします。また、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合などは、適宜必要な見直しを行います。

さらに、本計画の見直しにあたっては、国・県の強靱化計画や関連する他の計画等を見直しの状況を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係する他の計画との整合を図ります。

《計画の推進期間》





(別紙) 脆弱性評価結果

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標 1

直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ 1-1</b> 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p>	<p>(住宅・建築物等の耐震化等の促進)</p> <p>○住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。</p> <p>(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)</p> <p>○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。</p> <p>○「特定既存耐震不適格建築物(1号)」(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>(社会福祉施設の耐震化)</p> <p>○昭和 56 年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる必要がある。</p> <p>(家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)</p> <p>○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策について取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する必要がある。</p> <p>(交通施設等における脆弱性の解消)</p> <p>○交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。また、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。</p> <p>○インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等に係る技術開発を進め、実用化する必要がある。</p> <p>(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)</p> <p>○大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる必要がある。</p> <p>(地域防災力・企業防災力の向上)</p> <p>○自衛消防組織の強化を図り、地域防災力や企業防災力を向上させるため、校区・町防災会等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・強化させる必要がある。</p> <p>(応急救護所の機能充実等)</p> <p>○災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する必要がある。また、校区自治会等と連携した応急救護所開設訓練の実施箇所数</p>

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>を増加させる必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ 1-2</b>            密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p>	<p>(火災に強いまちづくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難・延焼遮断空間の確保や狭あい道路の改善のため、土地区画整理事業を進めている地区の早期完了や地区計画等の活用により公共施設整備に取り組む。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。</li> <li>○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、及び老朽放置空家対策を推進する必要がある。</li> </ul> <p>(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。</li> </ul> <p>(災害対応能力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を推進するとともに、災害警備訓練などの被災者救助及び捜索関係施策を推進する必要がある。</li> <li>○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力を向上させる必要がある。</li> </ul> <p>(情報通信関係施策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○逃げ遅れの発生等を防ぐため、J アラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。</li> </ul> <p>(消防団等の充実強化の促進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進する必要がある。</li> </ul>
<p><b>リスクシナリオ 1-3</b>            広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生</p>	<p>(津波避難対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○津波災害が生じるおそれがある地域については、津波避難ビル(施設)の指定・確保を推進する必要がある。</li> <li>○津波浸水想定区域における地域住民との協働によるコミュニティマップ(津波避難マップ)の作成や早期避難を目指した実践的な訓練を行う必要がある。また、避難誘導事業の着実な推進など、ソフト・ハード両面からの津波避難対策を推進する必要がある。</li> <li>○表浜海岸は、周辺の地理に不案内なレジャー客が訪れることから、迅速・的確な避難・誘導体制を検討する必要がある。</li> <li>○平常時においても近距離の移動に最適であり、燃料を必要としない交通手段である自転車について、災害時における移動手段として活用できる環境づくりを行う必要がある。また、自転車ネットワーク路線の整備を推進する必要がある。</li> <li>○「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定した津波災害警戒区域において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設などの避難促進施設における避難確保計画の作成など、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。</li> </ul> <p>(災害リスクを考慮した土地利用への転換)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○立地適正化計画において、居住誘導区域における災害リスクへの防災対策等を定める防災指針を策定し、防災の観点を取り入れたまちづくりを進める必要がある。</li> </ul> <p>(住宅・建築物の耐震化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、住宅・建築物の耐震化を進めるとともに、学校施設等の老朽化対策を進めて</li> </ul>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>いく必要がある。</p> <p>(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、地方公共団体、関係機関等が協力して検討していく必要がある。</p> <p>(避難場所・避難路の確保・整備等)</p> <p>○ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など、著しい浸水・津波災害が生じるおそれがある地域については、道路等の盛土部、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保する必要がある。</p> <p>○避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実効できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者などが避難する場合等、自動車での避難も検討しておく必要がある。また、避難手段として、県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する必要がある。</p> <p>(河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化等の推進)</p> <p>○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する必要がある。</p> <p>○河川の河口部や海岸にある水門等が地震後も操作が可能となるよう、耐震補強等を推進する。また、地震後の地域の排水機能を確保するため、排水機場等の耐震対策を推進する必要がある。</p> <p>○海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を併せ持つことから、その機能を維持・向上させる必要がある。</p> <p>(臨海部における高潮対策の検討)</p> <p>○産業集積地である臨海部（明海地区、神野地区）が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する必要がある。</p> <p>(情報伝達手段の多重化・多様化の推進等)</p> <p>○J アラートなどの仕組みが非常時に確実に動作するよう、情報伝達手段の多重化・多様化を推進するとともに、定期的に訓練等を実施する必要がある。</p> <p>(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)</p> <p>○津波避難は、情報システムがなくても、強い揺れや弱くても長い揺れを感じたら、一人ひとりが速やかに沿岸部から離れ、可能な限り高い場所へ避難するのが基本であることを念頭に、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ1-4</b> 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p>	<p>(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進) ○河川・海岸堤防、水門等、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。 ○本市管理の大崎地区及び新西浜地区の護岸施設の機能調査を実施するとともに、必要な防災対策を推進する必要がある。</p> <p>(河川改修の推進) ○洪水等による災害の防止または軽減を図るため、河川改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う必要がある。</p> <p>(高潮対策施設の整備) ○沿岸地域においては、高潮に対して堤防背後地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、排水機場等の整備などの高潮対策を進める必要がある。 ○高潮等から背後地を防護するため、海岸の侵食対策を推進する必要がある。</p> <p>(豊川の減災に係る取組の実施) ○「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針に沿った排水計画・復旧計画の立案を促進する必要がある。 ○「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する必要がある。</p> <p>(災害リスクを考慮した土地利用への転換) ○立地適正化計画において、居住誘導区域における災害リスクへの防災対策等を定める防災指針を策定し、防災の観点を取り入れたまちづくりを進める必要がある。【再掲】</p> <p>(ハザードマップの作成・周知啓発) ○最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行う必要がある。</p> <p>(広域避難体制の確立) ○ゼロメートル地帯など、標高が低い地域においては広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、広域避難について検討を進める必要がある。</p> <p>(気候変動を踏まえた水災害対策) ○近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。[国・県・市]</p> <p>(情報通信関係施策の推進) ○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS など、ICT を活用した情報共有などの情報関係施策を推進する必要がある。 ○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。</p> <p>(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進) ○大規模水害を未然に防ぐため、排水システム全体での上下流バランスを確保しつつ、河川・海岸堤防、水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐震化等のハード対策を推進する必要がある。併せて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト</p>



起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>ト対策を組み合わせる実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○洪水・高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。</li> <li>○近年の豪雨の頻繁・激甚化に対応するため、雨水貯留施設等の整備により、その流域の持つ治水・遊水機能を保全するなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。</li> <li>○防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する。また、重要水防箇所等の合同巡視を水防団等のほか、地域住民と実施する必要がある。</li> </ul> <p>(洪水避難対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「水防法」に基づき指定した浸水想定区域において、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成など、避難体制の整備を促進する必要がある。</li> </ul> <p>(災害対応力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結などの受援体制の整備を促進する必要がある。</li> </ul>
<p><b>リスクシナリオ1-5</b> 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生</p>	<p>(土砂災害対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に推進する必要がある。</li> <li>○近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進すること、及び大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等に対して人的被害の発生を防止するための調査及び施設整備を実施する必要がある。</li> <li>○土砂災害に対して人的被害を防止するため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する必要がある。</li> <li>○土砂災害（特別）警戒区域の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布を行う必要がある。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導など、住民の防災意識向上策を推進する必要がある。</li> </ul> <p>(ため池・洪水調整池の安全性向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺住民の生命・財産を守るため、ため池や洪水調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。</li> <li>○豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのあるため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの公表を進める必要がある。</li> </ul> <p>(警戒避難体制の整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練等の地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。</li> </ul> <p>(災害リスクを考慮した土地利用への転換)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○立地適正化計画において、居住誘導区域における災害リスクへの防災対策等を定める防災指針を策定し、防災の観点を取り入れたまちづくりを進める必要がある。【再掲】</li> </ul> <p>(情報通信関係施策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、</li> </ul>

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>SNS など ICT を活用した情報共有などの情報通信関係施策を推進する必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ1-6</b>  情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>	<p>(情報収集手段の多様化と一元的集約)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○E T C 2.0 車載器及びE T C 2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS 波浪計の設置・活用等、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する必要がある。</li> <li>○災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する必要がある。</li> </ul> <p>(市民への確実な情報の伝達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、同報系防災無線、豊橋ほっとメール、防災ラジオ、ホームページ、SNS 等を整備しているが、防災ラジオや豊橋ほっとメールのさらなる普及とともに、情報の一括配信システムを構築するなど、情報通信基盤整備を推進する必要がある。</li> </ul> <p>(適時・適切・確実な情報の発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。</li> </ul> <p>(効果的な教育・啓発の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○主体的な避難を促すため、ハザードマップ等による地域の災害リスクの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。</li> </ul>
<p><b>リスクシナリオ1-7</b>  上記以外の起きてはならない最悪の事態</p>	<p>別紙参照</p>



## 目標2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ2-1</b> 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止</p>	<p>(物資輸送ルートの確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守り物資輸送ルートの構築を進める必要がある。</li> <li>○陸上輸送の寸断に備え、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、三河港における地震・津波対策を着実に推進する必要がある。</li> <li>○災害時の海上物流機能を確保するため、三河港神野地区7号岸壁の耐震強化等により、海上陸上物流の連携したネットワークを構築しているが、大規模災害時においても陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止に陥らせない対策を検討する必要がある。</li> <li>○災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する必要がある。</li> </ul> <p>(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る必要がある。</li> <li>○緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。</li> </ul> <p>(緊急物資等新たな広域支援ルートの確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震による市民生活への影響を最小限に止めるため、新たな広域支援ルートとして、緊急物資の供給ルート及び防災拠点等への燃料供給ルートを確実に確保するため、スマートICの整備を進める必要がある。</li> </ul> <p>(三河港の業務継続力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく必要がある。</li> <li>○災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的の実施し、継続的に改善していく必要がある。</li> </ul> <p>(水道施設の老朽化対策等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安全で安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設の老朽化対策とともに、耐震化を推進する。</li> </ul> <p>(ガス管の耐震対策等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを推進する必要がある。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する必要がある。</li> </ul> <p>(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。</li> </ul>

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>○電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う必要がある。</p> <p>(停電時における電動車等の活用)</p> <p>○停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する必要がある。</p> <p>(応急給水体制の強化)</p> <p>○「上下水道事業継続計画（BCP）」の定期的な見直しと、見直し結果を踏まえた応急給水訓練を実施する必要がある。</p> <p>(備蓄の推進)</p> <p>○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、消防署による戸別訪問時や自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内の災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。</p> <p>○避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、本市の備蓄計画に基づき、公的備蓄を維持・充実する必要がある。</p> <p>(燃料等の仮貯蔵)</p> <p>○消防庁の「震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」等に基づき、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。</p> <p>(物資輸送体制の強化)</p> <p>○地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、本市と物流事業者が連携して、食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等について連絡体制を確立するとともに、最適な輸送手段や人員配置について検討を行う必要がある。</p> <p>(物資調達・受援体制の構築)</p> <p>○産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する必要がある。</p> <p>○災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>(大規模災害時の広域連携の推進)</p> <p>○大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。</p> <p>(ゼロメートル地帯対策)</p> <p>○ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、短期間では救助しきれない孤立者に対する、大量かつ多地点への救援物資の輸送等について検討する必要がある。</p> <p>(住宅・建築物の耐震化等の促進)</p> <p>○避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ2-2</b> 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p>	<p>(孤立地域等の発生防止)</p> <p>○災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する必要がある。</p> <p>○海拔ゼロメートル地帯における広域防災拠点整備として、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保及び整備を促進する必要がある。</p>

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(家庭における食料備蓄の促進等)</p> <p>○災害時に備え家庭における食料備蓄を進めるため、普及を行うとともに、孤立対策を検討する。また、広範囲に被災が及び場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進する必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ2-3</b> 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>	<p>(災害対応の体制・資機材の強化)</p> <p>○消防署所について、市保全計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、時代に合わせた機能強化を引き続き進める必要がある。また、機能の不足(敷地狭小、老朽化など)のある施設は、計画的に移転・建替を実施する必要がある。</p> <p>○大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両・資機材の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を進める必要がある。</p> <p>○自衛隊、警察、消防、海保等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間を含めた施設、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。</p> <p>○SNS による住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る必要がある。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める必要がある。</p> <p>(消防団の災害対応力の強化)</p> <p>○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する必要がある。</p> <p>(道路の災害対策の推進)</p> <p>○災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)の地震対策を進める必要がある。</p> <p>(ゼロメートル地帯対策)</p> <p>○ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、救助用ボートやヘリコプター等による孤立者の救助を実施する必要がある。</p> <p>(避難行動要支援者の救助・救急活動)</p> <p>○避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する必要がある。</p> <p>(住宅・建築物の耐震化等の促進)</p> <p>○住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ2-4</b> 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱</p>	<p>(帰宅困難者等支援対策の推進)</p> <p>○豊橋駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、帰宅困難者等支援計画を策定するとともに、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導体制を構築、定期的な訓練を実施する必要がある。</p> <p>(代替輸送手段の確保等)</p> <p>○大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援のため、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と検討する必要がある。</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ2-5</b> 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>	<p>(災害拠点病院の防災・減災機能の強化)</p> <p>○災害拠点病院や救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する必要がある。さらに、浸水域にある災害拠点病院や第二次救急医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる必要がある。</p> <p>(豊橋市民病院の災害医療体制の確保)</p> <p>○「地震等広域災害発生時における相互医療協力に関する協定」を締結している市立病院との協力体制やDMA Tの受援体制を強化することで、広域災害時における災害医療体制を確保するとともに、新たな被害想定を踏まえた実践的な災害対応訓練を継続的に実施する必要がある。</p> <p>(救命体制の強化)</p> <p>○大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成や補助にあたる救急隊員を含む質の確保を行う必要がある。</p> <p>○現在、救急救命士は救急隊としての活動が中心だが、業務範囲を救助隊等にも拡大させるなど、救命体制の強化に向け検討する必要がある。</p> <p>(豊橋市民病院の施設・設備の耐震化)</p> <p>○豊橋市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化するため、受水槽や高架水槽の耐震補強、井戸水浄化設備の設置、非常用発電設備の更新・増設、災害に強い特別高圧受変電設備の設置を実施したが、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化や浸水対策などを推進する必要がある。</p> <p>○豊橋市民病院の災害時における医療機能を確保・充実するため、更新・増設した非常用発電設備への切り替えなど、老朽化した設備を更新する必要がある。</p> <p>(災害時の医療提供のためのルート確保)</p> <p>○救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)の地震対策や道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進める必要がある。</p> <p>(人工透析患者等への対応)</p> <p>○人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時から地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。</p> <p>○入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。</p> <p>(多数の負傷者が発生した場合の対応)</p> <p>○多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。</p> <p>(医師会等関係機関との連携強化)</p> <p>○災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する必要がある。</p> <p>(孤立地域における救急・救命体制の確保)</p> <p>○災害により孤立化が危惧される明海地区については、的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、応急救護所設置・運営体制の充実など、本市との連携を強化する必要がある。</p> <p>(要配慮者の一時的受入体制の整備)</p> <p>○指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する必要がある。</p>



起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)</p> <p>○災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。</p> <p>(住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進)</p> <p>○住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ2-6</b> 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>	<p>(衛生環境の確保等)</p> <p>○災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持していく。また、感染の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要がある。</p> <p>○屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止していく必要がある。</p> <p>○災害時には感染症のまん延（大規模発生）防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、感染症まん延防止対策を熟知した職員を育成する必要がある。</p> <p>(避難所となる施設の衛生環境の確保)</p> <p>○避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O157、新型コロナウイルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画する必要がある。</p> <p>○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。</p> <p>(下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実)</p> <p>○地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化を進めるとともに、下水道BCPの充実を促進する必要がある。</p> <p>(医療機関等との連携及び活動資機材の整備)</p> <p>○大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する必要がある。</p> <p>(住宅・建築物の耐震化の促進)</p> <p>○住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を推進する必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ2-7</b> 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>	<p>(避難所における良好な生活環境の確保等)</p> <p>○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。</p> <p>○一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。</p> <p>○福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、市町村とホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制の構築を推進する必要がある。</p>

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>○下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備などの取組を推進する必要がある。</p> <p>(避難所における必要物資の確保等)</p> <p>○避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の活用、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。</p> <p>(避難所外避難者への対策の整備)</p> <p>○在宅や車中、テントなどで避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を推進する必要がある。また、迅速な避難者支援のためにアプリ等を活用して被災者管理を図る必要がある。</p> <p>(被災者の健康管理)</p> <p>○主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。</p> <p>○保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る必要がある。</p> <p>(被災者の生活支援等)</p> <p>○避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく必要がある。</p> <p>○ 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。</p> <p>○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。</p> <p>(住宅・建築物の耐震化等)</p> <p>○膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める必要がある。</p> <p>(避難所の耐震化等の推進)</p> <p>○避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。</p> <p>(避難生活における要配慮者支援)</p> <p>○高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる必要がある。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。また、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。</p> <p>○災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミ</p>



起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>ユニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。</p> <p>○県内で大規模な災害が発生した際に要配慮者を支援する災害派遣福祉チーム（DCAT）について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る必要がある。</p> <p>（避難行動要支援者への支援）</p> <p>○避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ2-8</b> 上記以外の起きてはならない最悪の事態</p>	<p>別紙参照</p>

### 目標3

#### 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ3-1</b> 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱</p>	<p>(地域における安全活動の強化)</p> <p>○大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗等の街頭犯罪の多発が懸念されるため、平時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する必要がある。</p> <p>(警察署等の耐震化の促進)</p> <p>○警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を促進する必要がある。</p> <p>(道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等)</p> <p>○交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立し、併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元化な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ3-2</b> 行政機関、行政職員等の被災による機能の大幅な低下</p>	<p>(市役所の業務継続力の強化)</p> <p>○豊橋市南海トラフ地震被害予測調査結果を踏まえた「豊橋市役所地震対策業務継続計画」等の改訂や、訓練の実施により実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。</p> <p>○「豊橋市ICT業務継続計画」等の運用にあたって、定期的に体制整備に係る計画の見直し及び災害時を想定した訓練を行うことにより、職員等の防災意識を向上させ、業務継続力を強化する必要がある。</p> <p>○大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う必要がある。</p> <p>(行政職員の不足への対応)</p> <p>○行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制の強化を推進する必要がある。</p> <p>(防災拠点等の災害対応力の強化)</p> <p>○防災拠点として位置付けのある公共施設等については、その防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震・津波等に対して、必要な防災対策を着実に推進する必要がある。</p> <p>○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。</p> <p>○市役所や消防署等において、電力の確保対策のため非常用発電設備の強化を進める必要がある。</p> <p>○非常用電源の地震対策や水害対策を推進する必要がある。</p> <p>○災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。</p> <p>○被災リスクに備えた救急・救助・医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保について、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄補法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る国・県・市の連携スキームの構築を推進する必要がある。</p> <p>(災害時における燃料の確保)</p> <p>○市役所、消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う必要がある。</p> <p>(復旧復興施策や被災者支援の取組等)</p> <p>○平常時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び県と共有し、災害からの</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る必要がある。</p> <p>○災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む必要がある。</p> <p>(豊橋市消防活動支援員の登録推進)</p> <p>○元消防職・消防団員等が震災時にその経験・知識を活かして消防活動等の支援に従事する「消防活動支援員」の登録を推進する必要がある。</p> <p>(タイムラインの策定)</p> <p>○大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有・連携し、対応を行うための関係者一体型タイムライン(時系列の行動計画)を策定する必要がある。</p> <p>(道路の防災対策の推進)</p> <p>○大規模災害発生時に、行政機関による災害対応活動や職員の参集が可能となるよう、道路の地震対策等を推進する必要がある。</p> <p>(大学への研究委託)</p> <p>○東三河8市町村で東三河地域防災協議会を設置し、地元大学を顧問として、東三河地域における防災対策の推進を図っているが、今後も顧問大学への研究委託を通して、その成果を活用する必要がある。</p> <p>(大規模災害時における広域連携の推進)</p> <p>○東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ3-3</b> 上記以外の起きてはならない最悪の事態</p>	<p>別紙参照</p>

## 目標4

### 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ4-1</b> 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p>	<p>(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等) ○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。</p> <p>(道路の地震対策の推進) ○電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の地震対策や無電柱化を推進する必要がある。</p> <p>(災害対応力の強化等) ○大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図る必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ4-2</b> テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p>	<p>(多様な情報提供手段の確保) ○本市のケーブルテレビ局とコミュニティ FM 局が共同で開発したアプリは、インターネットを利用した音声・文字放送による緊急放送や防災情報等の提供とともに、難聴エリア対策となるため、普及を進める必要がある。 ○災害時における市民への重要な情報伝達手段であるケーブルテレビは、事業者が停電や落雷に強い FTTH 方式の整備を完了したが、今後、利用者に対し FTTH 方式への移行を促す必要がある。 ○観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を推進する必要がある。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 S S I D 「00000JAPAN」の普及・啓発を進める必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ4-3</b> 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>	<p>(効果的な教育・啓発の実施) ○住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。</p> <p>(情報伝達手段の多様化の推進) ○全ての住民に J アラートによる緊急情報を確実に提供するため、J アラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。また、市における全国瞬時警報システム (J アラート) の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の災害情報共有システム (L アラート) の導入促進や関係者間の合同訓練、ラジオ放送局の難聴対策、住民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」を整備し情報伝達の手段とするなど、多面的な施策を着実に推進する必要がある。 ○ETC2.0 車載器及び ETC2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS 波浪計の設置・活用等、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する必要がある。また、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化を検討する必要がある。 ○SNS を利用し個人から発信される災害関連情報の信憑性を高めるため、対災害</p>

	<p>SNS 情報分析システム等の利用を検討する必要がある。</p> <p>(情報伝達手段・体制の確保)</p> <p>○防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る必要がある。</p> <p>(災害対応力の向上)</p> <p>○大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める必要がある。</p> <p>○情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める必要がある。</p> <p>(避難勧告等の発令)</p> <p>○市が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。</p> <p>○避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ4-4</b> 上記以外の起きてはならない最悪の事態</p>	<p>別紙参照</p>

## 目標5

### 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ5-1</b> サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下</p>	<p>(事業所等における防災対策の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平常時から事業所等での防災対策やBCPの策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する必要がある。特に、セミナーや研修講座、補助制度を商工会議所や金融機関等と連携して更なるPRを行い、BCP策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す必要がある。</li> <li>○一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えたBCPモデルを作成し、普及・啓発を進める必要がある。</li> </ul> <p>(企業の業務継続力の強化民間企業における事業継続に資する取組の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○BCPの認知度の向上とBCP策定の支援ツールの確立が必要であるが、BCPセミナーや防災フェアによる啓発活動だけではなく、豊橋商工会議所の専門家派遣等を通じ、個社支援の強化や、有効かつ有益な防災訓練、BCP訓練のノウハウの共有を進める必要がある。</li> <li>○災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する必要がある。</li> <li>○地域の具体的な被害予測などきめ細やかな情報や総合相談窓口などの体制整備を促進するとともに、民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を各地域において育成する必要がある。</li> <li>○「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う必要がある。</li> <li>○事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する必要がある。</li> </ul> <p>(道路の災害対応力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ものづくり愛知の生産拠点と三河港などの物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、道路の地震対策を推進する必要がある。</li> </ul> <p>(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中部経済連合会公表（令和元年5月）の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。</li> </ul> <p>(三河港の業務継続力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく必要がある。</li> <li>○災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的実施し、継続的に改善していく必要がある。</li> </ul> <p>(臨海部における防災対策の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産業集積地である臨海部（明海地区・神野地区）が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する必要がある。</li> </ul> <p>【再掲】</p>



起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ5-2</b> エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響</p>	<p>(燃料供給ルートの確保) ○燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)の地震対策等を着実に推進する必要がある。 ○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する必要がある。</p> <p>(サービスステーションの災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入) ○住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーションの災害対応力の強化を推進する必要がある。 ○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーションやタクシー用の燃料を確保するためのLPガス充填所等の災害対応力を強化する必要がある。 ○再生可能エネルギー、水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。 ○ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車、LPG 燃料自動車・船舶、LNG 燃料自動車・船舶など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る必要がある。</p> <p>(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進) ○中部経済連合会公表(令和元年5月)の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ5-3</b> 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</p>	<p>(自衛消防力の充実強化) ○防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める必要がある。</p> <p>(有害物質等の流出防止対策) ○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。 ○有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、LPアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う必要がある。</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ5-4</b> 陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p>	<p>(交通施設の防災対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。</li> <li>○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性（リダンダンシー）機能を持つ高規格道路網の整備を促進する必要がある。</li> <li>○災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う必要がある。</li> <li>○緊急輸送道路等の地震対策など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を促進する必要がある。</li> <li>○平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流棟を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を推進する必要がある。</li> <li>○道路橋梁の耐震補強や鉄道、港湾施設の耐震化、液状化対策、耐波耐津波対策、道路斜面崩壊防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めていく。また、洪水、土砂災害、高潮、津波等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく必要がある。</li> </ul> <p>(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、三河港においては物流インフラ網の構築に向け、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を促進する必要がある。</li> </ul> <p>(海上輸送拠点の地震・津波対策等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○陸上輸送の寸断に備え、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、三河港における地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【再掲】</li> <li>○港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する必要がある。</li> </ul> <p>(三河港の業務継続力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく必要がある。【再掲】</li> <li>○災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため、策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的実施し、継続的に改善していく必要がある。</li> </ul> <p>(貨物等の流出防止対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○臨海部の心頭用地には、完成自動車やコンテナ等の貨物が蔵置されており、津波や高潮等により、心頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路などの水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、貨物流出防止対策を推進する必要がある。</li> </ul>

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ5-5</b> 金融サービス等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響</p>	<p>(郵便局舎における防災対策の推進)</p> <p>○日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎について耐震化を進める。また、BCPについては、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行うとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める必要がある。</p> <p>(金融機関における防災対策の推進)</p> <p>○全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する必要がある。</p> <p>○金融機関の BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。また、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ5-6</b> 食料等の安定供給の停滞</p>	<p>(物流インフラの災害対応力の強化)</p> <p>○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾等の耐震対策等とともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流のネットワークの構築を推進する必要がある。</p> <p>(農業生産における防災力の強化等)</p> <p>○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農地海岸の耐震、耐津波性の向上、老朽化対策、ため池などの農業水利施設の耐震化、老朽化対策、有害鳥獣防止柵の適切な設置等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を促進する必要がある。</p> <p>○一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えたBCPモデルを作成し、普及・啓発を進める必要がある。</p> <p>(用水施設の大規模地震対策の推進)</p> <p>○豊川用水においては、平成 11 年度から施設の老朽化・劣化対策と安定供給を目的とした二期事業を実施しており、幹線水路の複線化を進めている。平成 19 年度からは大規模地震対策も目的に加わり、平成 27 年度までに幹線水路全体の 2/3 の複線化が完了したため、残り 1/3 の未完了区画の事業を促進する必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ5-7</b> 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響</p>	<p>(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)</p> <p>○上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化及び老朽化対策により基盤強化を推進する必要がある。</p> <p>(水資源の有効な利用等の普及・推進)</p> <p>○大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する必要がある。</p> <p>(水の安定供給体制の強化)</p> <p>○大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の強化等ソフト対策を推進する必要がある。</p> <p>○異常湧水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組む必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ5-8</b> 上記以外の起きてはならない最悪の事態</p>	<p>別紙参照</p>

## 目標6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ6-1</b> 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止</p>	<p>（電力・ガス等供給の災害対応力強化） ○電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促す必要がある。 ○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを促進するとともに、市や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る必要がある。 ○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化する必要がある。</p> <p>（石油燃料の確保） ○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。 ○各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。</p> <p>（エネルギー供給源の多様化） ○エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。</p> <p>（輸送基盤の災害対策の推進等） ○燃料等の供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓発や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ6-2</b> 上水道等の長期間にわたる機能停止</p>	<p>（広域的な応援体制の確立） ○大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、広域的な応援体制を確立する必要がある。</p> <p>（災害時における供給体制の確立） ○南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、水道管の耐震化や老朽管の更新を計画的に推進する必要がある。また、応急給水拠点の整備や配水ルートの多系統化によるバックアップ体制の整備により、更なる供給体制の充実に取り組む必要がある。 ○上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。 ○上水道、工業用水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。</p> <p>（応急給水及び上水道復旧体制等の強化） ○他都市からの給水車を円滑に受け入れる体制を確保するとともに、応急措置や復旧を行う要員及び資機材の確保のため、関係業者の協力と内部体制の整備を行う必要がある。</p> <p>（用水施設の大規模地震対策の推進） ○豊川用水においては、平成11年度から施設の老朽化・劣化対策と安定供給を目的とした二期事業を実施しており、幹線水路の複線化を進めている。平成19年度からは大規模地震対策も目的に加わり、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の複線化が完了したため、残り1/3の未完了区画の事業を促進する。</p>



起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ6-3</b>            汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p>	<p>(下水道施設の耐災害性の強化)            ○地震対策として下水処理場・ポンプ場の耐震調査を行い、耐震性能の把握とその対策を進めているが、施設規模の大きい中島処理場や富士見台処理場を優先して設備の耐震化を推進するとともに、津波浸水想定エリア内の施設については、施設の重要度に応じて、処理機能の確保を目的とした津波対策を推進する必要がある。            ○発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路や防災拠点等結ばれている重要性の高い管路について耐震補強を行うとともに、下水道施設の老朽化対策を進める必要がある。</p> <p>(最終処分場の機能強化)            ○最終処分場の浸出水処理施設の長期にわたる停止を避けるため、施設の老朽化診断及び老朽化対策により機能を保持するとともに、非常用発電機の導入、燃料・水処理に必要な薬品類を確保する必要がある。</p> <p>(農業集落排水施設の耐災害性の強化)            ○農業集落排水施設の耐震化は平成 30 年度に終え、今後、老朽化に対しては診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。</p> <p>(浄化槽の整備)            ○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。また、浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ6-4</b>            新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止</p>	<p>(災害時における陸・海の輸送ルートの機能確保)            ○災害時の海上物流機能を確保するため、三河港神野地区 7 号岸壁の耐震強化等により海上陸上物流の連携したネットワークを構築しているが、大規模災害時においても陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止に陥らせない対策を検討する必要がある。            ○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を着実に進める必要がある。            ○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。【再掲】            ○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性（リダンダンシー）機能を持つ高規格道路網の整備を促進する必要がある。【再掲】            ○災害発生時における豊橋鉄道渥美線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する必要がある。            ○脆弱性を確認するため、主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路の選定を進める必要がある。            ○陸上輸送の寸断に備え、三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する必要がある。【再掲】            ○高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する必要がある。            ○新幹線構造物の計画的な大規模改修、道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、道路の無電柱化、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策、耐波耐津波対策、耐水対策、停電・節電対策や、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める必要がある。            ○平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>○緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。</p> <p>（道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化）</p> <p>○大規模地震発生後、ETC2.0 ブロープ情報や民間ブロープ情報の活用等により、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を推進する必要がある。</p> <p>○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。</p> <p>○南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。また、国、県、隣接自治体との連携の強化を推進する必要がある。</p> <p>○災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う必要がある。</p> <p>○緊急輸送道路や鉄道の軌道敷の下に埋設されている特に重要な管路の耐震化を進める必要がある。</p> <p>○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する必要がある。</p> <p>○橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく5年に1回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する必要がある。</p> <p>（三河港の業務継続力の強化）</p> <p>○伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく必要がある。【再掲】</p> <p>○災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため、策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的実施し、継続的に改善していく必要がある。【再掲】</p>
<p><b>リスクシナリオ6-5</b> 防災インフラの長期間にわたる機能不全</p>	<p>（防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進）</p> <p>○大規模地震想定地域等における河川・海岸堤防等の防災インフラについて、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する必要がある。[国・県]</p> <p>（防災インフラの迅速な復旧に向けた取組）</p> <p>○大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を推進する必要がある。</p> <p>（関係機関における円滑な情報共有）</p> <p>○国による SIP4D、災害情報ハブ 等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める。</p>



起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ6-6</b> 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態</p>	<p>(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進) ○避難者の安全な避難所生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する必要がある。</p> <p>(避難所運営体制の整備) ○円滑な避難所開設・運営に向けて、避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる必要がある。また、自治会や自主防災会等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む必要がある。</p> <p>(避難所間での格差防止等) ○避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策を検討し、他地域で災害が発生した時には、それを参考に本市のBCPやマニュアル等の見直しを行う必要がある。 ○大規模災害時に想定される指定避難所以外への避難者に対しても、必要な食料や飲料水、生活物資を供給できるよう、適切な場所への分散備蓄について検討する必要がある。</p> <p>(避難所備蓄品及び救助用資機材の確保) ○避難所の備蓄品及び救助用資機材は、適正な保管状態で備えるとともに、物品等を災害から守るための対策を講じる必要がある。また、災害時にすぐ使用できるよう、避難所要員、施設管理者、地域で資機材の取扱方法等の共有を進める必要がある。</p> <p>(要配慮者等への支援体制の整備) ○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。 ○要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ6-7</b> 上記以外の起きてはならない最悪の事態</p>	<p>別紙参照</p>

## 目標7

### 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ7-1</b> 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</p>	<p>(消防・救急活動能力の充実・強化) ○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備とともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ、横断的に進める必要がある。</p> <p>○高性能消防指令センターや耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を推進する必要がある。</p> <p>(火災に強いまちづくりの推進) ○避難・延焼遮断空間の確保や狭あい道路の改善に取り組む必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。【再掲】 ○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、及び老朽放置空家対策を推進する必要がある。【再掲】 ○市街地での火災の拡大を防ぐオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等の進捗に合わせ、市街化区域内の公園・緑地の整備を推進する必要がある。 ○地震による消防水利の損失を回避するため、耐震性貯水槽を優先度の高い地域から計画的に整備するとともに、老朽化の著しい貯水槽の維持管理、更新整備を行う必要がある。また、水道の耐震化を進めるとともに、持続可能な地下水の保全と利用を推進する必要がある。</p> <p>(住宅・建築物の耐震化の促進) ○住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。</p> <p>(公共施設等の耐震化の推進・促進) ○官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める必要がある。</p> <p>(感振ブレーカー等の普及) ○地震による火災の発生を抑えるため、感振ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。</p> <p>(災害対応力の向上) ○道路の閉塞が避難や消火活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備。官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用等を推進する。また、道路の通行可否情報等を効率的に収集するため、自転車等を活用した情報収集を実施していく必要がある。</p> <p>(消防団の災害対応力の強化) ○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する必要がある。【再掲】</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ7-2</b> 海上・臨海部の広域複合 災害の発生</p>	<p>(漂流物防止対策の推進) ○大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。また、海岸漂着物等が引き起こす二次災害を防止する観点から、海岸漂着物等の処理を推進する必要がある。</p> <p>(港湾物流機能の耐災害性の向上) ○災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取組を促進する必要がある。</p> <p>(有害物質等の流出防止対策等の促進) ○発災時、有害物質等の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める必要がある。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をするための事前把握と地域への周知を行う必要がある。 ○初期消火などを事業所集積地域内で対処するための相互応援体制の検討や、事業所集積地域の災害対応力向上のための機材配備や企業備品の相互活用の検討を促す必要がある。</p> <p>(三河港の業務継続力の強化) ○伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく必要がある。【再掲】 ○災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため、策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的実施し、継続的に改善していく必要がある。【再掲】</p> <p>(河川・海岸堤防等の強化) ○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する必要がある。【再掲】 ○河川の河口部や海岸にある水閘門等が地震後も操作が可能となるよう、耐震補強等を推進する。また、地震後の地域の排水機能を確保するため、排水機場等の耐震対策を推進する必要がある。【再掲】</p>
<p><b>リスクシナリオ7-3</b> 沿線・沿道の建築物倒壊 による直接的な被害及び 交通麻痺</p>	<p>(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進) ○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する必要がある。【再掲】</p> <p>(沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組) ○沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す必要がある。</p> <p>(道路の閉塞、鉄道の閉塞への対策) ○沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占有物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を推進する必要がある。</p> <p>(災害情報の収集体制の強化) ○各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を進める必要がある。 ○自動車が通行できない時に、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、官民の自動車部ロード情報、既設の計測・観測機器等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにする必要がある。</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>リスクシナリオ7-4 排水機場等の防災施設、 ため池等の損壊・機能不 全による二次災害の発生</p>	<p>(排水機場等の防災対策の推進) ○排水機場の損壊・機能不全による浸水の長期化等、二次災害の発生を防ぐため、排水機場の耐震化を推進する必要がある。 ○排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。</p> <p>(ため池の防災対策の推進) ○防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作成など総合的な対策を進める必要がある。 ○周辺住民の生命・財産を守るため、ため池や洪水調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。【再掲】</p> <p>(土砂災害対策の推進) ○土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する必要がある。 ○大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として砂防えん堤の整備や体積土砂の撤去を行う必要がある。</p> <p>(山地災害への対策) ○森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。</p> <p>(ハード・ソフト対策を総合した対策の推進) ○ため池の耐震化等について、国・県・市・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める必要がある。 ○施設管理については、より効率的な点検・診断を行うなど推進する。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを踏まえるとともに、地図情報、防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する必要がある。</p> <p>(情報関連施策の推進) ○J アラートについて連携する情報伝達手段の多重化などの情報関連施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れを防止する必要がある。</p> <p>(消防団等の充実強化等の促進) ○災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進していく。また、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。</p>



起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ7-5</b> 有害物質の大規模拡散・流出による土壌の荒廃</p>	<p>(石綿飛散防止対策の推進) ○倒壊建屋等の解体時に適切に石綿(アスベスト)除去作業が行われず、石綿が飛散し市民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策を推進する必要がある。 ○市内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める必要がある。 ○災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアル策定を進める必要がある。</p> <p>(PCB廃棄物等の適正処理による流出リスクの軽減) ○建屋倒壊等によるPCBの漏えいによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、PCB含有電気機器等保管及び使用事業者に対し、適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。また、災害時に活用される市の施設にもPCB含有電気機器等が使用または保管されている現状があり、早急に処分を完了させる必要がある。</p> <p>(環境監視体制の整備・強化) ○大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する必要がある。</p> <p>(特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進) ○特定既存耐震不適格建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>(有害物質等の流出防止対策等の促進) ○発災時、有害物質等の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をするための事前把握と地域への周知を行う必要がある。【再掲】 ○有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。また、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高めていく必要がある。 ○災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、化学物質排出・移動量届出(PRTR)制度に基づくデータベースの有効活用を図る必要がある。</p> <p>(高圧ガス施設の耐震化の推進等) ○高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を推進する。</p>
<p><b>リスクシナリオ7-6</b> 農地・森林等の被害による荒廃</p>	<p>(農地や農業水利施設等の保安全管理と体制整備) ○ため池などの農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める必要がある。 ○日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保安全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。</p> <p>(森林の整備・保全) ○森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を促進する必要がある。 ○山地災害が発生する危険性の高い箇所的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムを設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。また、海岸防災林の整備等により、大規模津波等による被害を軽減するこ</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>とで人家・公共施設等の保全を図る。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。</p> <p>(土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施等)</p> <p>○土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の警戒避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。</p> <p>(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)</p> <p>○自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ7-7</b> 上記以外の起きてはならない最悪の事態</p>	<p>別紙参照</p>



## 目標 8

### 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ 8-1</b> 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>(災害廃棄物の仮置場の確保の推進) ○応急仮設住宅建設予定地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行い、災害廃棄物の発生推計に合わせた、仮置場の確保を推進する必要がある。</p> <p>(災害廃棄物処理計画の推進) ○平成 27 年度に策定した豊橋市災害廃棄物処理計画を適切に運用管理し、公有地・民有地への災害廃棄物の投棄防止、災害廃棄物を処理するために必要な支援・受援の適正配分、仮設トイレの適正配置などを検討するとともに、研修・訓練により災害廃棄物への即応力を強化する必要がある。</p> <p>(廃棄物処理施設の災害対応力の強化) ○廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、建物及びプラントの耐震化を含め、災害発生時に施設の再稼働に必要なユーティリティを確保できる設備を構築する必要がある。 ○自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入等、大規模自然災害発生等においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める必要がある。</p> <p>(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理) ○PCBや石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者への指導を行い周知徹底する必要がある。</p> <p>(災害廃棄物輸送体制の構築) ○災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う必要がある。</p> <p>(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携) ○災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する必要がある。</p> <p>(住宅・建築物の耐震化の推進) ○住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を推進する必要がある。</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ8-2</b> 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</p>	<p>（災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人ひとりの質の向上に努める必要がある。</li> <li>○本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。</li> <li>○災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う必要がある。</li> </ul> <p>（復旧・復興を担う人材等の定住等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。</li> </ul> <p>（地方行政機関等の体制・施設の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する必要がある。</li> </ul> <p>（事前復旧・復興体制の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する必要がある。</li> <li>○必要に応じて復興都市計画行動手順書の検証や見直しを行う必要がある。</li> <li>○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する必要がある。</li> <li>○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。</li> </ul> <p>（医療機関の耐災害性の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める必要がある。</li> </ul>
<p><b>リスクシナリオ8-3</b> 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>（防災コミュニティの推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における防災活動の中心となる防災リーダーの養成を行っているが、防災リーダーが不在の町があるため、継続して計画的に防災リーダーを養成する必要がある。また、児童・学校・自治会が連携した地域における防災活動を推進する必要がある。</li> <li>○住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する必要がある。</li> </ul> <p>（地方行政機関等の体制強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等（警察/消防等含む）の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。</li> </ul>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p><b>リスクシナリオ8-4</b> 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>(護岸施設の強化) ○本市管理の大崎地区及び新西浜地区の護岸施設の機能調査を実施するとともに、必要な防災対策を推進する必要がある。</p> <p>(地籍整備の推進) ○災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍整備を推進する必要がある。</p> <p>(浸水等の被害軽減対策の推進) ○河川・海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を排水計画として策定する必要がある。</p> <p>(ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進) ○河川・海岸の堤防、水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ8-5</b> 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れにより、人口や企業が流出する事態</p>	<p>(罹災証明書の迅速な発行) ○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から被災者支援システムを活用するとともに、従事者等全員を対象とするシステム操作研修や住家の被害認定調査業務実務研修の実施に取り組む必要がある。</p> <p>(早急な住宅確保に向けた取組) ○応急仮設住宅建設マニュアルの整備及び建設候補地の台帳の更新を行う必要がある。また、県のマニュアル作成に合わせ、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制の整備を行う必要がある。</p> <p>(事前復旧・復興体制の強化) ○事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する必要がある。【再掲】 ○必要に応じて復興都市計画行動手順書の検証や見直しを行う必要がある。【再掲】 ○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する必要がある。【再掲】</p> <p>(臨海部における高潮対策の検討) ○産業集積地である臨海部（明海地区・神野地区）が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する必要がある。【再掲】 ○明海地区に接続する橋梁の落下防止策等を促進する必要がある。【再掲】 ○明海地区は埋立地であることから、液状化を発生させない施策を検討する必要がある。【再掲】</p>
<p><b>リスクシナリオ8-6</b> 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p>	<p>(文化財の耐震化等の推進) ○石垣等も含め、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。</p> <p>(コミュニティの活力の確保) ○都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コ</p>

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく必要がある。</p> <p>(博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○博物館(歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等)における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進める必要がある。</li> <li>○文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る必要がある。</li> </ul>
<p><b>リスクシナリオ8-7</b> 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>(地籍調査の推進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地等の地籍調査を推進するとともに、GNSS 測量などの最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する必要がある。また、「登記所備付地図作成作業第2次 10 か年計画」に基づき、大都市等において重点的に登記所備付地図を作成する必要がある。</li> <li>○電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用を維持するとともに、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震や津波等の対策に役立つ情報を提供する。また、電子基準点の安定的な運用のため、故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等その機能の最適化を実施する必要がある。</li> <li>○国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供する必要がある。</li> </ul> <p>(建設業の担い手確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されることであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。</li> </ul> <p>(所有者不明土地への対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できるとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする必要がある。</li> </ul> <p>(復興体制や手順の検討等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練の実施等を推進するとともに、市町村における事前復興まちづくりの取組等を促進する必要がある。</li> <li>○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。</li> <li>○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。</li> </ul> <p>(用地の活用に係る平常時からの調整等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図る必要がある。</li> </ul>
<p><b>リスクシナリオ8-8</b> 風評被害等による地域経済等への甚大な影響</p>	<p>(的確な情報発信のための体制強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。</li> </ul> <p>(災害からの復旧復興施策等の推進)</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>○平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る必要がある。</p> <p>（円滑な復興に向けた取組）</p> <p>○大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画の運用管理や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う必要がある。</p> <p>○将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。</p> <p>（金融機関における BCP の策定の促進）</p> <p>○大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、BCP が未策定となっている金融機関に対して BCP の策定を促すとともに、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく必要がある。</p> <p>（災害に強い民間物流施設の整備促進等）</p> <p>○地震・津波による産業施設への影響評価の手法の確立を進める。また、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する必要がある。</p>
<p><b>リスクシナリオ8-9</b> 上記以外の起きてはならない最悪の事態</p>	<p>別紙参照</p>



## 2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

### ア 個別施策分野

分野	脆弱性評価結果
①行政機能／警察・消防等／防災教育等	<p><b>■行政機能</b>            (市役所の業務継続力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「豊橋市役所地震対策業務継続計画」、「豊橋市民病院地震対策業務継続計画」、「上下水道事業継続計画」、「豊橋市ICT業務継続計画」などの業務継続計画（BCP）や災害対策本部各部班行動マニュアル等について、実効性の確保のための訓練や検証を実施するとともに、不断の見直しを行う必要がある。【3-2】</li> <li>○他地域で災害が発生した時には、それを参考に本市のBCPやマニュアル等の見直しを行う必要がある。【6-6】</li> <li>○本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する必要がある。【2-1】</li> </ul> <p>(防災拠点施設の機能強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部を設置する市役所西館の非常用発電機は、燃料タンクの設置及び発電機の更新により、連続稼働時間を72時間まで延長したが、引き続き、市役所、消防署、避難所等の防災拠点施設の地震対策、水害対策、電源対策等を進める必要がある。【3-2】</li> <li>○大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う必要がある。【3-2】</li> <li>○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する必要がある。【8-2】</li> </ul> <p>(災害対応力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウや施設・設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的や目標をもった合同訓練等を継続する。地方公共団体間の広域連携や相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制の強化など、災害対応力を高める必要がある。【1-2】【1-4】【4-1】【4-3】</li> <li>○被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。【1-4】</li> <li>○復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備、通信・連絡手段の確保、安否情報や被災者情報の取扱について検討する必要がある。【3-2】</li> <li>○地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、防災計画等を見直し、備えを充実させる。また、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うほか、外部からの支援を早期に要請することについても検討する必要がある。【7-2】</li> <li>○想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する必要がある。【7-2】</li> <li>○応援医療チーム等の受援体制の強化を図るため、災害時に公立施設を域外からの支援に提供するなどの対策が講じられるよう、平常時より自施設の災害対応力の把握・充実を図る必要がある。【2-5】【3-2】</li> </ul> <p>(早急な生活再建に向けた体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の住居確保等が遅延することで、生活の再建に遅れが生じないように、罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から住家の被害認定調査業務実務研修や被災者支援システム操作研修の実施に取り組む必要がある。【2-7】【8-5】</li> <li>○応急仮設住宅を迅速に建設するためのマニュアル整備及び建設候補地の台帳の更新、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制を整備する必要がある。【8-5】</li> </ul> <p><b>■警察・消防等</b>            (警察・消防施設の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、情報通信施設等において、その機能が十分発揮されるよう、整備や地震対策等を推進する必要がある。また、電力・工</li> </ul>



分野	脆弱性評価結果
	<p>エネルギーの確保等、耐災害性を強化する必要がある。【2-3】【3-1】【3-2】</p> <p>○防災訓練を含む各種訓練について、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施する。また、民間事業者等との連携を強化するとともに、地域防災力の中核である消防団の体制・装備・訓練の充実強化に加え、自主防災組織の育成・教育訓練、道路啓開等を担う建設業の人材確保の推進等により、地域防災力の充実強化を図る必要がある。【1-1】【2-3】【7-1】</p> <p>○警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE、初動対処部隊（FAST-Force）等の装備資機材の充実、体制・機能の拡充・強化等を図る必要がある。【2-3】</p> <p>○高性能消防指令センターや耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を推進する必要がある。【7-1】</p> <p>（災害対応装備資機材等の充実）</p> <p>○災害対応のための車両、装備資機材等の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を図る必要がある。【2-3】</p> <p>○指定避難所等における良好な生活環境の確保を進めるため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮した取組を推進する必要がある。【2-7】</p> <p>（消防団の災害対応力の強化等）</p> <p>○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実を進めるとともに、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する必要がある。また、震災時にその経験・知識を活かして消防活動等の支援に従事する「消防活動支援員」の登録を推進する必要がある。【2-3】【3-2】【7-1】</p> <p>（治安維持のための体制確保）</p> <p>○治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。【8-3】</p> <p>■防災教育 （効果的な教育・啓発の実施）</p> <p>○広範囲にわたる住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害や津波被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具の固定に繋がる効果的な教育・啓発を行う。また、ハザードマップの作成・周知などによる教育・啓発の取組を促進する。この他、旅行先における火山噴火など大規模自然災害の被害に遭う可能性もあることから、幅広い分野の防災教育や意識啓発のあり方を検討する必要がある。【1-3】【1-4】【1-5】【1-6】【4-3】</p> <p>○家庭、社会、職場、学校等、生活のあらゆる側面について、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育を実践するための方策を検討する。特に、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、児童・生徒に対する防災・減災教育を推進するとともに、中学生以上には救助する側になってもらうための意識啓発や訓練を実施する必要がある。【1-3】【1-4】【1-5】【1-6】</p> <p>○身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【1-3】【1-4】【1-5】【1-6】</p>
②住宅・都市	<p>（耐震化の促進）</p> <p>○既存建築物の耐震化促進を図るため、平成14年度から住宅を中心とした耐震化支援施策に取り組んでおり、「豊橋市建築物耐震改修促進計画」に基づき住宅耐震化を推進しているが、今後も支援策を継続するとともに、建物所有者に対する啓発を強化する必要がある。【1-1】</p> <p>○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。【1-1】</p> <p>○「特定既存耐震不適格建築物(1号)」(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全</p>

分野	脆弱性評価結果
	<p>確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する必要がある。【1-1】</p> <p>○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く、耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する必要がある。【6-4】【7-3】</p> <p>○特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）の耐震化を促進する必要がある。【7-5】</p> <p>○住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。【1-1】【7-1】</p> <p>○ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。さらには、住民向けの分かりやすい広報、啓発を積極的に展開することにより、住宅、建築物の建替えや改修、家具の転倒防止対策を誘発する効果的な取組を推進する必要がある。【1-1】</p> <p>○防災拠点、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療・社会福祉施設、矯正施設等については、天井等非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策等を進める必要がある。【2-7】【6-6】【7-1】</p> <p>（津波避難対策の推進）</p> <p>○津波災害が生じるおそれがある地域については、津波避難ビル（施設）の指定・確保を推進する必要がある。また、表浜海岸は、周辺の地理に不案内なレジャー客が訪れることから、迅速・的確な避難・誘導體制を検討する必要がある。【1-3】</p> <p>（家具・機械設備等の転倒防止対策の促進）</p> <p>○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について、取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する必要がある。【1-1】</p> <p>（火災に強いまちづくりの推進）</p> <p>○避難・延焼遮断空間の確保や狭い道路の改善のため、土地区画整理事業を進めている地区の早期完了や地区計画等の活用により公共施設整備に取り組む必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。【1-2】【7-1】</p> <p>○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、老朽放置空家対策を推進する必要がある。【1-2】【7-1】</p> <p>○地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。【7-1】</p> <p>（災害時の水の確保等）</p> <p>○各家庭・地方公共団体等における飲料水等の備蓄、自立・分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等による災害時における各種施設のライフラインの代替機能確保を図る必要がある。その際、まとまりのある区画単位を基本として実施することに留意する必要がある。【2-1】【2-2】【5-2】</p> <p>（湧水対策等の推進）</p> <p>○東三河地域は水資源が脆弱でこれまでも湧水による節水が繰り返し行われており、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。【5-7】</p> <p>（水道施設の老朽化対策等の推進）</p> <p>○安全で安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設の老朽化対策とともに耐震化を推進する必要がある。【2-1】</p> <p>（下水道施設の耐震化等の推進）</p>

分野	脆弱性評価結果
	<p>○地震対策として下水処理場・ポンプ場の耐震調査を行い、耐震性能の把握とその対策を進めているが、施設規模の大きい中島処理場や富士見台処理場を優先して設備の耐震化を推進するとともに、津波浸水想定エリア内の施設については、施設の重要度に応じて、処理機能の確保を目的とした津波対策を推進する必要がある。【6-3】</p> <p>(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)</p> <p>○避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する必要がある。【6-6】</p> <p>(事前復旧・復興体制の強化)</p> <p>○事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する必要がある。[県・市]【8-2】</p> <p>○必要に応じて復興都市計画行動手順書の検証や見直しを行う必要がある。【8-2】</p> <p>○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進める必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する必要がある。【8-2】</p> <p>(帰宅困難者等支援対策の推進)</p> <p>○豊橋駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、帰宅困難者等支援計画を策定するとともに、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導体制を構築、定期的な訓練を実施する必要がある。【2-4】</p> <p>(道路の防災対策の推進)</p> <p>○ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港などの物流拠点を結ぶ国道 23 号名豊道路を始めとする幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、臨港道路東三河臨海線の事業化と浜松三ヶ日・豊橋道路(仮称)の実現に向けた取組を進める必要がある。また、耐震強化岸壁へのアクセスとしての臨港道路等の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する必要がある。さらに、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備を推進する必要がある。【2-5】【4-3】【5-1】</p> <p>(各種施設の災害対応機能の強化)</p> <p>○ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信)の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策を実施する必要がある。【6-3】【6-4】</p> <p>○指定避難所となる施設等について、非構造部材を含めた耐震対策、自家発電設備、備蓄倉庫の整備やエネルギー・衛生環境の確保、施設のバリアフリー化等による防災機能の強化や老朽化対策を進める必要がある。【2-7】</p> <p>○多数の負傷者が発生した際、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等の確保に取り組む必要がある。【2-5】</p> <p>(多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保)</p> <p>○応急仮設住宅(建設型・賃貸型)、公営住宅、住宅の応急修理など、多様な手法を活用して迅速な仮設期の住まいの確保を推進する必要がある。【2-7】</p> <p>(復興に向けた住まいの在り方)</p> <p>○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について検討する必要がある。【8-7】</p> <p>○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。【2-7】</p> <p>(文化財の防災対策等)</p> <p>○文化財の耐震化等を進めるとともに、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めるため、博物館における展示方法・収蔵方法等の点検や、各地の有形無形の文化を映像等に記録するアーカイブなど、文化財の保存対策を進める必要がある。【8-6】</p>



分野	脆弱性評価結果
③保健医療・福祉	<p>(豊橋市民病院の機能維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における対応の強化を図るため、豊橋市民病院と協定を締結する市立病院との協力体制やDMA Tの受援体制を強化することで、広域災害時における災害医療体制を確保するとともに、新たな被害想定を踏まえた実践的な災害対応訓練を継続的に実施する必要がある。【2-5】</li> <li>○豊橋市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化するため、受水槽や高架水槽の耐震補強、井戸水浄化設備の設置、非常用発電設備の更新・増設、災害に強い特別高圧受変電設備の設置を実施したが、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化や浸水対策などを推進する必要がある。【2-5】</li> </ul> <p>(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○浸水域にある第二次医療機関について、医療機能を万全に提供できるように、対策を講じる必要がある。【2-5】</li> <li>○災害拠点病院や救急医療施設について、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時における災害医療体制を確保する必要がある。【2-5】</li> </ul> <p>(災害時における医療機能の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、資機材の確保、協定の締結、訓練の実施及び各種計画の策定等、適切な医療機能の提供の在り方について検討し官民が連携して取り組む必要がある。【2-5】</li> <li>○医療機能を適切に活用するために、救助、救急、医療及び緊急物資等の輸送に必要となる緊急輸送道路等の整備を推進するとともに、早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係者との連携を強化する。さらに、浸水により医療機能が停止することがないよう対策を講じる必要がある。また、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・代替水源の確保、水・食料等の備蓄等により防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する必要がある。【2-5】</li> <li>○関係機関と連携し、水や燃料が優先的に配分されるような協力体制の構築や BCP の策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する。さらに、資機材、人材を含む医療資源の適切な配分、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、大量かつ広域的に発生する被災者等について必要かつ適切なサービスを受けられるよう、災害に強い保健医療、福祉機能の強化に向けた取組を推進する必要がある。【2-5】</li> <li>○入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。【2-5】</li> </ul> <p>(応急救護所の機能充実等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する必要がある。また、校区自治会等と連携した応急救護所開設訓練の実施箇所数を増加させる必要がある。【1-1】</li> </ul> <p>(災害医療活動の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護を担う災害派遣医療チーム(DMAT)については、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成していくとともに、訓練等による能力の維持・向上を図る。さらに、急性期の災害派遣活動後に必要となる現地の医療ニーズを把握して医療資源を適切に配分、調整する仕組みを含む全国的な支援体制を構築する必要がある。【2-7】</li> <li>○災害派遣精神医療チーム(DPAT)や災害時に県、保健所等が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する災害医療コーディネーター、災害時に医療支援活動等に対応できる職種を横断した人材の養成に取り組む必要がある。【2-7】</li> <li>○災害派遣医療チーム(DMAT)が活動拠点へ到達できるよう、災害時の活動経路を早期啓開し医療物資物流を確保するため、関係機関が連携し、道路の防災、地震対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、情報通信の災害対応力の強化、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を推進する。また、日本DMAT(災害派遣医療チーム)隊員については、養成研修受講の要望に対する受講枠を確保するほか、県内のみで活動できる都道府県DMAT隊員養成研修を継続的に実施する必要がある。【2-7】</li> <li>○効率的な災害救援派遣や、救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材や派遣調整や本部等での指揮調整等を行う人材の養成など、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図る必要がある。【2-7】</li> </ul>

分野	脆弱性評価結果
	<p>○被災地内で対応が困難な重症患者を治療するための拠点・施設等の強化に向けて、必要な設備や機能や資機材等について平常時の活用策も含めて検討し、具体化を進める必要がある。【2-7】</p> <p>(防疫の確保)</p> <p>○災害時には感染症のまん延（大規模発生）防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、感染症まん延防止対策を熟知した職員を育成する必要がある。【2-6】</p> <p>○大規模災害時における疫病、感染症等の医療機関及び本市等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する必要がある。【2-6】</p> <p>○災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、平常時から予防接種を促進する。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する必要がある。【2-6】</p> <p>○避難者の間で感染症が流行しないよう、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、正しい感染症予防など健康管理に係る情報を行き渡らせる方策を、各地方公共団体において計画しておく必要がある。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持するとともに、指定避難所となる施設については、災害時にも衛生環境を良好に保てるよう、薬剤や備品を的確に確保できる体制を構築する必要がある。【2-6】</p> <p>(医師会等関係機関との連携強化)</p> <p>○災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する必要がある。【2-5】</p> <p>(災害時保健活動の確保)</p> <p>○発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制を整備するとともに、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。【2-5】</p> <p>○広域のかつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し、応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、軽傷者について地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制について官民が連携して検討する必要がある。【2-5】</p> <p>○保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、ストレス性疾患や災害による精神的な問題などから健康を害することがないように、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。【2-7】</p> <p>○平常時から保健医療・介護の連携を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者がコミュニティの活動に参加する環境を整備し、コミュニティの災害対応力を強化する必要がある。【2-7】</p> <p>○保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。【2-7】</p> <p>○保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。【2-7】</p> <p>(孤立地域における救急・救命体制の確保)</p> <p>○災害により孤立化が危惧される明海地区については、的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、応急救護所設置・運営体制の充実など、本市との連携を強化する必要がある。[市・民間]【2-5】</p> <p>(要配慮者等への支援体制の整備)</p> <p>○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。【6-6】</p> <p>○要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する必要がある。【6-6】</p> <p>○災害時において一般の避難所では生活困難な高齢者、障害者等の要配慮者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられ、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定促進を</p>

分野	脆弱性評価結果
	<p>図る。また、要配慮者に対する緊急的な支援を図るため民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する必要がある。【2-7】</p> <p>○大規模な災害が発生した際に要配慮者を支援する災害派遣福祉チーム（DCAT）について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る必要がある。【2-7】</p> <p>（社会福祉施設の耐震化）</p> <p>○昭和56年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる必要がある。【1-1】</p>
④エネルギー	<p>（エネルギーの確保対策の促進）</p> <p>○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。【6-1】</p> <p>（民間事業者との連携による燃料の確保）</p> <p>○本市では燃料油類の供給に関する協定を豊橋石油業協同組合と締結しているが、発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。【6-1】</p> <p>（燃料供給ルート確保に向けた体制整備）</p> <p>○発災後の燃料供給ルートを確保するため、啓開ルートの優先性や代替輸送ルートを検討するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要がある。【5-2】</p> <p>（エネルギー供給源の多様化）</p> <p>○エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【5-2】【6-1】</p> <p>（耐震性に優れたガス管への取り換え）</p> <p>○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを推進する必要がある。【中部ガス】【6-1】</p> <p>（電力設備の早期復旧体制整備等の推進）</p> <p>○大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。【2-1】</p> <p>○災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。【6-2】</p> <p>（停電時における電動車等の活用）</p> <p>○停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する必要がある。【2-1】</p>



分野	脆弱性評価結果
⑤情報通信	<p>(情報収集手段の多様化と一元的集約)</p> <p>○E T C2.0 車載器及びE T C2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS波浪計の設置・活用等、ITを活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する必要がある。【1-6】</p> <p>○災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する必要がある。【1-6】</p> <p>○ICTを用いて、気象や各種災害情報、及び携帯端末等を通じて市民から直接発信される諸情報を、リアルタイムで共有する仕組みを官民あわせて検討する必要がある。【1-6】</p> <p>(市民への確実な情報の伝達等)</p> <p>○市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、同報系防災無線、豊橋ほっとメール、防災ラジオ、ホームページ、SNS等を整備しているが、防災ラジオや豊橋ほっとメールのさらなる普及とともに、情報の一括配信システムを構築するなど、情報通信基盤整備を推進する必要がある。【1-6】</p> <p>(多様な情報提供手段の確保)</p> <p>○災害関連情報について、防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等、公衆無線LAN(Wi-Fi)等により旅行者、高齢者・障害者、外国人等にも配慮した多様な提供手段を確保する必要がある。【2-1】</p> <p>○本市のケーブルテレビ局とコミュニティFM局が共同で開発したアプリは、インターネットを利用した音声・文字放送により、緊急放送や防災情報等を提供するほか、難聴エリア対策となるため、普及を進める必要がある。【4-2】</p> <p>○災害時における市民への重要な情報伝達手段であるケーブルテレビは、停電や落雷に強いFTTH方式の整備を完了したが、今後、利用者に対しFTTH方式への移行を促す必要がある。【4-2】</p> <p>○観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備促進及び災害用統一SSID「0000JAPAN」の普及・啓発を行う必要がある。【4-2】</p> <p>○災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。【2-7】</p> <p>(適時・適切・確実な情報の発信)</p> <p>○避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。【1-6】【4-3】</p> <p>(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)</p> <p>○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。【4-1】</p> <p>(的確な情報発信のための体制強化)</p> <p>○災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。【8-8】</p>

分野	脆弱性評価結果
⑥産業・経済	<p>(事業所等の業務継続力の強化)</p> <p>○事業所等の被災による経済活動の停止や雇用喪失・収入途絶による生活支障が生じることを防ぐため、平常時から事業所等における防災対策やBCPの策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する必要がある。【5-1】</p> <p>○事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する必要がある。【5-1】</p> <p>(臨海部における高潮対策の検討)</p> <p>○産業集積地である臨海部（明海地区、神野地区）が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する必要がある。【1-3】【5-1】【8-5】</p> <p>○明海地区に接続する橋梁の落下防止策等を促進する必要がある。【5-1】【8-5】</p> <p>○埋立地のため液状化を発生させない施策を検討する必要がある。【5-1】【8-5】</p> <p>(自衛消防隊の災害対応力強化)</p> <p>○防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める必要がある。【5-3】</p> <p>(有害物質等の流出防止対策等の促進)</p> <p>○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。【5-3】</p> <p>○有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う必要がある。【5-3】</p> <p>○初期消火などを事業所集積地域内で対処するための相互応援体制の検討や、事業所集積地域の災害対応力向上のための機材配備や企業備品の相互活用を検討を促す必要がある。【7-2】</p> <p>(漂流物防止対策の推進)</p> <p>○大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。【7-2】</p> <p>(橋梁の落橋防止対策等)</p> <p>○明海地区に接続する橋梁の落下防止策等を促進するとともに、埋立地であることから液状化を発生させない施策を検討する必要がある。【5-1】</p> <p>(用水施設の大規模地震対策の推進)</p> <p>○豊川用水においては、平成11年度から施設の老朽化・劣化対策と安定供給を目的とした二期事業を実施しており、幹線水路の複線化を進めている。平成19年度からは大規模地震対策も目的に加わり、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の複線化が完了したため、残り1/3の未完了区画の事業を促進する必要がある。【5-6】【6-2】</p> <p>(建設業における担い手の確保等)</p> <p>○復旧復興を担う建設業における技能労働者等の高齢化の進展などといった人材不足の課題を踏まえ、人材の確保・育成に向けた取組、環境づくりを進める必要がある。【8-7】</p> <p>(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)</p> <p>○中部経済連合会公表（2019年5月）の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路、工業用水、河川・海岸堤防、港湾等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。【5-1】</p> <p>(中小企業の事業活動継続への支援)</p> <p>○「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う必要がある。【5-1】</p>

分野	脆弱性評価結果
⑦交通・物流	<p>(基幹的交通ネットワークの機能停止対策の検討等)</p> <p>○大規模災害時において陸・海の基幹的交通ネットワークを機能停止に陥らせないように、津波・洪水・高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクに対する対策を検討する必要がある。また、発災後の道路啓開や航路啓開など、交通ネットワークの復旧に向けた取組等についても検討する必要がある。特に主要交通を担う道路は、脆弱性の確認ができていないため、道路構造の改良や代替路を選定する必要がある。【6-4】</p> <p>(緊急物資等供給ルートの確保)</p> <p>○地震による市民生活への影響を最小限に止めるため、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート及び防災拠点等への燃料供給ルートを確実に確保する必要がある。【2-1】【5-2】</p> <p>○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。【5-4】【6-4】</p> <p>○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性（リダンダンシー）機能を持つ高規格道路網の整備を促進する必要がある。【5-4】【6-4】</p> <p>○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。【6-4】</p> <p>○緊急輸送道路等の耐震補強や道路の斜面崩落防止などの防災対策、信号機電源付加装置を含む交通安全施設等の安全対策を推進する。さらに、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建築物の損壊等を防ぐため無電柱化等を推進する必要がある。【4-1】【6-4】</p> <p>(緊急物資等新たな広域支援ルートの確保)</p> <p>○地震による市民生活への影響を最小限に止めるため、新たな広域支援ルートとして、緊急物資の供給ルート及び防災拠点等への燃料供給ルートを確実に確保するため、スマートICの整備を進める必要がある。【2-1】</p> <p>(緊急道路等の路面陥没対策)</p> <p>○災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う必要がある。【5-4】【6-4】</p> <p>○緊急輸送道路や鉄道の軌道敷の下に埋設されている特に重要な管路の耐震化を進める必要がある。【6-4】</p> <p>(孤立の可能性がある地域へつながる道路整備の推進)</p> <p>○ゼロメートル地帯など、津波・高潮・洪水等で甚大な被害のおそれのある地域や災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する必要がある。【2-1】【2-2】</p> <p>(公共交通機関の安全確保・利便性の向上)</p> <p>○災害発生時における豊橋鉄道渥美線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する必要がある。【6-4】</p> <p>○高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する必要がある。【6-4】</p> <p>(港湾における地震・津波対策の推進)</p> <p>○陸上輸送の寸断に備え、三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する必要がある。【2-1】【5-4】【6-4】</p> <p>○災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化の推進等、物流</p>

分野	脆弱性評価結果
	<p>ルートや物流施設の耐災害性を高める取組を促進する必要がある。【7-2】</p> <p>(自転車避難の活用検討)</p> <p>○平常時においても近距離の移動に最適であり、燃料を必要としない交通手段である自転車について、災害時における移動手段として活用できる環境づくりを行う必要がある。また、自転車ネットワーク路線の整備を推進する必要がある。【1-3】</p> <p>(三河港の業務継続力の強化)</p> <p>○伊勢湾内の広域連携により緊急物資輸送や港湾物流機能の早期回復を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定した。今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく必要がある。【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】【7-2】</p> <p>○災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、港湾全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため、三河港BCPを策定しているが、今後、学習・訓練を定期的に実施し、継続的に改善していく必要がある。【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】</p> <p>(貨物等の流出防止対策の推進)</p> <p>○臨海部のふ頭用地には、完成自動車やコンテナ等の貨物が蔵置されており、津波や高潮等により、ふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路などの水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、貨物流出防止対策を推進する必要がある。【5-4】</p> <p>(緊急輸送道路等の地震対策の推進)</p> <p>○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を着実に進める必要がある。【2-1】【2-2】【2-3】【2-5】【3-2】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-5】【6-4】</p> <p>(交通マネジメント、物流マネジメント、交通情報の提供)</p> <p>○避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実効できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者などが避難する場合等、自動車での避難も検討しておく。また、避難手段として、県自転車活用推進計画を基に、自転車の活用も検討する。さらには、港の船上や空港の機内など様々な状況を想定した避難方法を検討する必要がある。【1-3】</p> <p>○大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援のため、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と検討する必要がある。【2-4】</p> <p>○交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、官民の自動車プローブ情報の活用や現地調査における自転車等の活用を図るとともに、通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるよう、光ビーコン、ETC2.0等の活用など、道路の通行可否を迅速に把握するための対策を推進する必要がある。【1-6】【4-3】【6-4】</p> <p>○南海トラフ地震等の事態に対応した必要な人員・物資等の調達体制を構築するとともに、ラストマイルも含めて円滑に被災地に供給できるよう、船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等の間の情報共有及び連携体制の強化とともに、既存の物流機能等を効果的に活用するための体制整備を図る必要がある。【6-4】</p> <p>○貨物鉄道や海上輸送等の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制を検討する必要がある。【8-1】</p> <p>(施設管理、危機管理体制)</p> <p>○ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG燃料自動車、LPG燃料自動車・船舶、LNG燃料自動車・船舶など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る必要がある。【5-2】</p>
⑧農林水産	<p>(災害時における食料確保対策の強化)</p> <p>○家庭内備蓄や企業内備蓄の促進等により、食料確保対策を強化する必要がある。【2-1】</p> <p>○適切かつ効率的な備蓄の運用を図るとともに、緊急時には、備蓄の活用を着実に実施する必要がある。【2-1】</p>



分野	脆弱性評価結果
	<p>(ため池・排水機場等の地震対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺住民の生命・財産を守るため、ため池は老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。【1-5】</li> <li>○豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのあるため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの公表を進める必要がある。【1-5】</li> <li>○2019年5月に新たな基準により選定した「防災重点ため池」（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等に取り組む必要がある。【7-4】</li> <li>○地震発生後の地域の排水機能を確保するため、排水機場の耐震化を推進する必要がある。【7-4】</li> </ul> <p>(生産基盤等の災害対応力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農地海岸の耐震、耐津波性の向上、老朽化対策等、農業水利施設の耐震化、老朽化対策、有害鳥獣防止柵の適切な設置等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を促進する必要がある。【5-6】</li> <li>○一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えたBCPモデルを作成し、普及・啓発を進める必要がある。【5-1】【5-6】</li> </ul> <p>(森林の整備・保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。【7-6】</li> </ul>
⑨地域保全	<p>(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に対して備えるため、河川改修、河川・海岸堤防等の耐震化を推進する必要がある。【1-3】【1-4】【7-2】【8-4】</li> <li>○「水防法」に基づき指定した浸水想定区域、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定した津波災害警戒区域において、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成など、避難体制の整備を促進する必要がある。【1-3】【1-4】</li> <li>○本市管理の大崎地区及び新西浜地区の護岸施設の機能調査を実施するとともに、必要な防災対策を推進する必要がある。【1-4】</li> </ul> <p>(気候変動を踏まえた水災害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。【1-4】</li> </ul> <p>(豊川の減災に係る取組の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針に基づき、排水計画・復旧計画を立案する必要がある。【1-4】</li> <li>○「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針の取組を継続的に実施していく必要がある。【1-4】</li> </ul> <p>(土砂災害対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県が行う土砂災害防止施設整備などのハード対策と土砂災害警戒区域の指定などのソフト対策、市が行う付近住民への危険性や避難の重要性の周知など、県と市が連携して対策を実施する必要がある。【1-5】</li> <li>○「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定した土砂災害警戒区域、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成など、避難体制の整備を促進する必要がある。【1-5】</li> </ul> <p>(水の安定供給体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設</li> </ul>



分野	脆弱性評価結果
	<p>の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の強化等ソフト対策を推進する必要がある。【5-7】</p> <p>○異常湧水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組む必要がある【5-7】</p> <p>○東三河地域は水資源が脆弱でありこれまでも湧水による節水が繰り返し行われており、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。【5-7】</p> <p>(海岸防災林の機能の維持・向上)</p> <p>○海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を併せ持つことから、その機能の維持・向上を図る必要がある。【1-3】</p> <p>(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、地方公共団体、関係機関等が協力して検討していく必要がある。【1-3】</p> <p>(既存施設の管理・活用の推進)</p> <p>○平成30年度に策定した海岸保全施設の長寿命化計画により、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する必要がある。【1-4】</p>
⑩環境	<p>(災害廃棄物処理計画の推進)</p> <p>○平成27年度に策定した豊橋市災害廃棄物処理計画を適切に運用管理し、公有地・民有地への災害廃棄物の投棄防止、災害廃棄物を処理するために必要な支援・受援の適正配分、仮設トイレの適正配置などを検討するとともに、研修・訓練により災害廃棄物への即応力を強化する必要がある。【8-1】</p> <p>(浄化槽の災害対応力の強化)</p> <p>○単独処理浄化槽については、より災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進し、災害に強く早期に復旧できる個別分散型処理施設として普及を図る必要がある。併せて、浄化槽台帳システム整備を進めるとともに、浄化槽の維持管理状況も把握し、浄化槽システム全体の災害対応力強化を図る必要がある。【6-3】</p> <p>(有害物質の漏えい対策等の推進)</p> <p>○有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、石綿飛散防止、PCB廃棄物の適正処理等の対策を推進する必要がある。【7-5】【8-1】</p> <p>○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める必要がある。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をするための事前把握と地域への周知を行う必要がある。【7-2】</p> <p>○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。【5-3】</p> <p>○有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う必要がある。【5-3】</p> <p>○PCBや石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者への指導を行い周知徹底する必要がある。【8-1】</p> <p>○有害物資の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う必要がある。また、有害物質の貯蔵状況等に関する情報共有、有害物質排出・流出時における監視・拡散防止等について、国と地方公共団体が連携して的確に対応する体制を構築・維持する必要がある。【7-5】</p> <p>(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)</p> <p>○廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、建物及びプラントの耐震化を含め、災害発生時に施設の再稼働に必要な有用性を確保できる設備を構築する必要がある。【8-1】</p>

分野	脆弱性評価結果
	<p>(環境監視体制の整備・強化)</p> <p>○大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する必要がある。【7-5】</p> <p>(地球環境問題への対応等)</p> <p>○地域循環共生圏の創造を推進し、自立・分散型エネルギーや自然環境が有する多様な機能の活用等を通じて、地域資源の活用を通じた地域のレジリエンス向上に貢献する必要がある。【5-2】【6-1】</p> <p>○海岸林、湿地などの自然環境が有する防災・減災機能を評価し、各地域の特性に応じて、自然環境の持つ「グリーンインフラ」としての機能を活用した防災・減災対策を推進するとともに、海岸漂着物等が引き起こす二次災害を防止する観点から、海岸漂着物等の処理を推進する必要がある【7-2】【7-4】。</p> <p>○鳥獣による森林等の荒廃を防ぐために、鳥獣害対策を推進する必要がある。また、防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。【5-5】【7-6】</p>
①土地利用	<p>(災害リスクを考慮した土地利用への転換)</p> <p>○立地適正化計画において、居住誘導区域における災害リスクへの防災対策等を定める防災指針を策定し、防災の観点を取り入れたまちづくりを進める必要がある。【1-3】【1-4】【1-5】</p> <p>(避難場所及び災害復旧用オープンスペースの確保)</p> <p>○応急仮設住宅建設予定地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行い、災害廃棄物の発生推計に合わせた、仮置場の確保を推進する必要がある。【8-1】</p> <p>(地籍整備の推進)</p> <p>○災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍整備を推進する必要がある。【8-4】</p> <p>(迅速な復興のための環境整備)</p> <p>○平常時から基本的な地理空間情報（G 空間情報）を整備するとともに、防災・減災・災害対応等の場面においてデータの利活用を進める必要がある。【8-7】</p>

## イ 横断的分野

分野	脆弱性評価結果の概要
①リスクコミュニケーション	<p>(地域防災力・企業防災力の強化)</p> <p>○地震・津波から身を守るため、耐震対策、家具・事務機械等の転倒防止対策、避難の重要性について周知・啓発を推進する必要がある。【1-1】</p> <p>○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、消防署による戸別訪問時や自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。【2-1】</p> <p>○防災訓練等による地域防災力や企業防災力の向上を図る必要がある。また、住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する必要がある。【1-1】【8-3】</p> <p>(人材の育成)</p> <p>○地域における防災活動の中心となる防災リーダーの養成を行っているが、防災リーダーが不在の町があるため、継続して計画的に防災リーダーの養成を推進する必要がある。【8-3】</p> <p>○児童・学校・自治会が連携した地域における防災活動を推進する必要がある。【8-3】</p> <p>○災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすた</p>

分野	脆弱性評価結果の概要
	<p>め、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人ひとりの質の向上に努める必要がある。【8-2】</p> <p>○本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。【8-2】</p> <p>○災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う必要がある。【8-2】</p> <p>○避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる必要がある。また、BCPや各種マニュアル等を見直す必要がある。【3-2】【6-6】</p> <p>(効果的な教育・啓発等の推進)</p> <p>○ハザードマップの作成や防災講話等による南海トラフ地震被害予測調査結果や各種ハザードマップの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。【1-3】【1-6】</p> <p>○行政と自治会や自主防災会等との協力・連携体制の構築、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるように意識啓発を行う必要がある。また、避難所開設に備え、避難所要員と自主防災会等で避難所資機材の取扱方法等について共有を進める必要がある。【6-6】</p> <p>○防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する必要がある。また、重要水防箇所等の合同巡視を水防団等のほか、地域住民と実施する必要がある。【1-4】</p> <p>(避難の円滑化、速化等)</p> <p>○「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図る必要がある。【4-3】</p> <p>○高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う必要がある。【1-3】【1-4】【1-5】</p> <p>○各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する必要がある。【8-3】</p> <p>○避難の円滑化、迅速化等を図るため、市町村におけるタイムラインの策定等を促進するとともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する必要がある。【1-3】【3-2】</p> <p>(避難所間での格差防止)</p> <p>○避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策について検討する必要がある。【6-6】</p> <p>(復旧・復興を担う人材等の定住促進)</p> <p>○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。【8-2】</p>
②人材育成	<p>(人材の育成と技術的支援体制の整備)</p> <p>○東日本大震災等での事例や県内市町村の災害ボランティア受入体制の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する必要がある。【8-2】</p> <p>○災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する必要がある。また、災害時医療に携わる職種を横断した人材養成及び体制整備を進める必要がある。他方、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する必要がある。【2-3】【2-5】【2-6】【2-7】</p> <p>○民間事業者による自助・公助の取組を強化するため、民間事業者の内部でのBCPの担い手に加えて、民間事業者のレジリエンス向上を牽引する専門人材を各地域に育成するなど、民間における人材育成に取り組む必要がある。【5-1】</p> <p>(指導者等の育成)</p> <p>○防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進等するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する必要がある。特</p>

分野	脆弱性評価結果の概要
	<p>に、復興の観点から、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む必要がある。【2-3】【8-7】【8-8】</p>
③老朽化対策	<p>(非構造部材の耐震化の推進)  ○市有公共施設の躯体の耐震化は完了しているが、非構造部材は未完了であり、老朽化が進んでいる施設もあることから、公共施設等総合管理計画や関連施設の個別計画等に基づき、施設の最適化を図りつつ、非構造部材の耐震化を推進する必要がある。【3-2】【6-6】</p> <p>(道路施設の老朽化対策)  ○橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく5年に1回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する必要がある。【6-4】</p> <p>(管路の老朽化対策)  ○南海トラフ地震等の災害時における水道の供給体制を確立するため、老朽管の更新とともに、耐震化を計画的に推進する必要がある。また、下水道管路施設についても、重要管路を優先的に老朽化対策を推進する必要がある。【6-2】【6-3】</p> <p>(ため池・洪水調整池・排水機場の老朽化対策等)  ○周辺住民の生命・財産を守るため、ため池や洪水調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。【1-5】【7-4】【8-4】  ○地震発生後の地域の排水機能を確保するため、排水機場の耐震化を推進する必要がある。【7-4】</p> <p>(耐震性貯水槽の更新整備)  ○耐震性貯水槽を優先度の高い地域から計画的に整備するとともに、老朽化の著しい貯水槽の維持管理、更新整備を行う必要がある。【7-1】</p> <p>(水門・排水機場・農業集落排水施設等の老朽化対策)  ◆河川・海岸の水門・排水機場、農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策等を推進する必要がある。【1-3】【1-4】【6-3】【8-4】</p>
④研究開発	<p>(大学への研究委託)  ○東三河8市町村で東三河地域防災協議会を設置し、地元大学を顧問として、東三河地域における防災対策の推進を図っているが、今後も顧問大学への研究委託を通して、その成果を活用する必要がある。【3-2】</p> <p>(技術開発成果の転用と活用)  ○Society 5.0の実現とともにSDGs 達成に向けた取組など、研究機関や民間事業者における基礎技術から応用技術に至る住民の安全・安心に係る幅広い分野での社会実装に向けた研究開発を促進する必要がある。【4-3】</p> <p>(戦略的イノベーション創造プログラムの活用)  ○戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)による、レジリエントな防災・減災機能の強化等のプログラムにおける研究開発で得られた成果を本市の災害情報共有システムで活用する必要がある。【1-6】</p>

分野	脆弱性評価結果の概要
⑤産学官民・広域連携	<p>(大規模災害時の広域連携の推進)</p> <p>○大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。【2-1】</p> <p>(産学官民の連携)</p> <p>○被害情報を始めとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供、SNSの活用などの取組を推進する必要がある。【1-5】【4-3】</p> <p>○災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO 及び中間支援組織等の連携体制の構築を図る。また、市に設置される災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制の検討を進める必要がある。【8-2】</p> <p>○平常時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進する。また、市とインフラ・ライフラインに関する事業者が協力して地域の具体的な被害予測などの情報を提供することや、市と経済団体等とが協力して総合相談窓口などの体制を整えること等により、民間事業者のBCP 等、災害に対応するための取組を支援する必要がある。【5-1】</p> <p>(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)</p> <p>○東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。【3-2】</p> <p>(物資調達・供給体制の構築)</p> <p>○避難所等の避難者へ速やかに物資が行き届くように、産官民の連携等により、物資調達・応援体制を構築する必要がある。【2-1】</p> <p>(ゼロメートル地帯における広域避難の体制の確立)</p> <p>○ゼロメートル地帯対策として、広域避難の検討を行う必要がある。【1-4】</p>



# 用語説明

## あ 応急救護所

災害により医療機関の機能が混乱した場合、負傷者に対し応急的な救護活動〔トリアージ（治療の優先順位付け）、軽症者の手当、中等症者の搬送前の応急処置〕を実施するための救護所。

## オープンスペース

都市や敷地内で、建物のたっていない土地。空地。防災上は、火災等の延焼抑止や避難・救護活動等の場として重要と位置づけられる。

## か 海岸防災林

潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有している森林。

## 救急医療施設（機関）

一次・・外来診療によって患者の医療を担当する医療機関。かかりつけ医、日常生活での軽度のけがや病気に対する医療を提供する診療所など。

二次・・入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する病院。地域の中核的病院、専門性のある外来や一般的な入院治療を行う病院。

三次・・二次医療機関で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷や複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対する医療機関。高度医療や先端医療を提供する病院。

## 狭あい道路

幅員 4m 未満で、建築基準法（昭和 25

年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定により同条第 1 項の道路とみなされるもの又はこれに準ずるものとして特定行政庁に指定された道路。

## 業務継続計画（BCP）

災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画。

## 緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路。

## 洪水予報河川

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として指定した河川。

## さ 災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことで、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院。

### 災害ボランティアコーディネーター

大規模な災害の発生時に、全国から駆けつけたボランティアの受入れを行い、支援を必要としている被災者のニーズを把握し、適材適所へボランティアを派遣する調整を行う人。

### サプライチェーン

製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称。

### 水位周知河川

洪水予報河川以外の河川で、水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として指定した河川。

### 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)

府省の枠や旧来の分野を超えたマネジメントにより、科学技術イノベーション実現のために創設した国家プロジェクト。

### 津波避難ビル

津波浸水予想地域内において、地域住民が一時もしくは緊急避難・退避する施設（人工構造物に限る。）をいう。

### 同報系防災無線

屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム。

### 道路啓開

緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。

### 土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害のおそれのある土地の地形や土地利用状況等について県が調査した結果を基に、知事が関係市町村長の意見を聴いた上で指定された土砂災害のおそれがある区域。土砂災害特別警戒区域は土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。

### 豊橋ほっとメール

登録制のメールで、豊橋市における防災、防犯、交通安全等の情報を配信するサービス。防災情報については多言語（日本語、英語、ポルトガル語、中国語、やさしい日本語）で配信。

### は 非構造部材

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備など、建物の意匠や居住性の向上などを目的に設置される部材。

### 被災者支援システム

阪神・淡路大震災の被災経験を基に、西宮市で開発された地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援するシステム。

### 避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人。

### 避難所要員

豊橋市において、災害時に地元住民や施設管理者等と協力し、避難所の開設や運営を行う職員。

た

### 防災ガイドブック

豊橋市におけるハザード情報や避難所等の施設情報及び市の災害対策に関する情報等が掲載されている冊子。

### 防災リーダー

災害に対して正しい知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダー。

### や 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人。

### ら 罹災証明書

地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村が証明したものの。

### リスクコミュニケーション

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、住民など関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めること。

### リダンダンシー

冗長性、余剰を意味する英単語であり、自然災害等による障害発生時に、一部の破壊が全体の機能不全につながらないようにあらかじめネットワークや施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質。

### 立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、人口減少や高齢化等に対応し持続可能な都市計経営を行うために策定するもの。居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通幹線軸の形成等に関する包括的なマスタープラン。

### レジリエンス

復元力。強靱性。

### D DMAT

災害派遣医療チーム。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

### DHEAT

災害時健康危機管理支援チーム。都道府県・指定都市の専門的な研修を受けた医師や薬剤師、保健師など（主に保健所職員）1班5名程度で編成することを基本とした保健医療の専門チーム。

### F FTTH方式

通信事業者の基地局から各家庭まで光ファイバーを敷設する方式。

### I ICT

情報通信技術と訳され、主にパソコン、携帯電話、スマートフォン等、フィールドセンサー（センサーを用いたほ場の環境測定器）、監視カメラ等の機器並びにソフトウェア及びアプリケーションの総称。

### L Lアラート

災害などの住民の安心・安全にかかわる情報を迅速かつ効率的に伝達することを目的とした、情報流通のための基盤。

### P PDCA サイクル

計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施する典型的なマネジメントサイクルの一つ。

このプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動等の推進が可能とされる。

## S SDGs

持続可能な開発目標。2016年から2030年までの国際目標で17のゴールで構成されている。

## SID4P

国立研究開発法人防災科学技術研究所（防災科研）と株式会社日立製作所が、2014年より共同で研究開発を進めて基盤的防災情報流通ネットワーク。災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備え、組織を越えた防災情報の流通を担うシステム。

## Society5.0

2016年1月に内閣府から発表された科学技術政策のひとつ。IoT (Internet of Things) によるサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムで経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。

# 豊橋市地域強靱化計画

平成29年3月

(令和3年3月改訂)

発行・編集 豊橋市防災危機管理課  
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地  
TEL 0532-51-3116  
FAX 0532-56-2122  
E-mail [bousaikikikanri@city.toyohashi.lg.jp](mailto:bousaikikikanri@city.toyohashi.lg.jp)